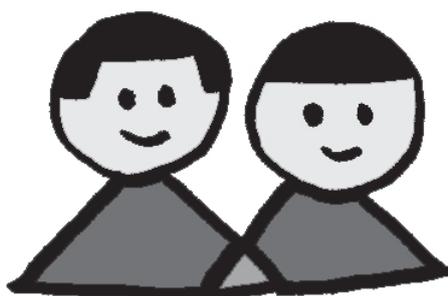


第40回

全日本私立幼稚園連合会 設置者・園長全国研修大会



こどもがまんなか
PROJECT

こどもがまんなかの幼児教育の充実・発展を考え合う
～社会状況の変化を乗り越える園を目指して～

月日 令和7年10月27日(月)・28日(火)

会場 茨城県水戸市・水戸市民会館／水戸京成ホテル

主催 / 全日本私立幼稚園連合会

協力 / 一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

一般社団法人茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会

後援 / 文部科学省、こども家庭庁

知っていますか？生活の中の子どもの権利

— 「子どもの権利条約」を知ることがあなたの子どもを幸せに—

全日本私立幼稚園連合会

会長 尾上 正史

こどもがまんなか PROJECT 座長 加藤 積一

『生活の中の子どもの権利』改訂版をお届けします

2013年に「こどもがまんなか PROJECT」の活動の一環として発行された『生活の中の子どもの権利』は、「子どもの権利条約」を保護者や教職員の方々に、わかりやすく・やさしく解説した小冊子です。

11年前の発行から現在まで、ありがたいことに皆さまには大変ご好評をいただいております。このたび、安藤忠雄氏のメッセージや、岩合光昭氏の美しい写真はそのままに、内容をアップデートしてお届けできることとなりました。



<内容 / 16 ページ>

- ・安藤忠雄氏からのメッセージ
- ・国連が定めた4つの原則
- ・子どもの権利条約を守るために私たちができること
- ・子どもの権利条約の歴史
- ・親と子の生活習慣を見直す7つのチェック
- ・有識者からのメッセージ
秋田喜代美氏（学習院大学教授・東京大学名誉教授）
柴田ケイコ氏（イラストレーター・絵本作家）
尾上正史氏（全日本私立幼稚園連合会 会長）
- ・岩合光昭氏からのメッセージ

* A5判 1部 100円（税込）

* 企画・制作 「こどもがまんなか PROJECT」

追加の発注方法につきましては < <https://zennichishiyouren.com/data/file.xlsx> > の URL をご確認ください。



第 40 回全日本私立幼稚園連合会 設置者・園長全国研修大会

目 次

大会日程・開会式次第	2
会場案内・宿泊ホテル	3
記念講演	4
行政報告①	12
行政報告②	38
研究講座 1・教育	62
研究講座 2・振興	74
研究講座 3・経営	96
研究講座 4・認定こども園	135
令和 7 年度 私立幼稚園・認定こども園経営実態調査 (中間報告)	155
参加者名簿	161



第 40 回 設置者・園長全国研修大会

大会資料は電子版でも公開しております。

QRコードからご確認ください。

大会日程

	12	13	14	15	16	17	18	19	20
27日(月)		受付	開会式 50	記念講演	30 45	行政報告 ① 30 45	行政報告 ② 30	休憩	懇親会 30
28日(火)	8	9	10	11	12				
		分科会 受付 30	分科会		30	※分科会終了後、自由解散			

開会式次第

開式のことば	全日本私立幼稚園連合会副会長	角谷 正雄
国歌斉唱		
あいさつ	全日本私立幼稚園連合会会長	尾上 正史
歓迎あいさつ	一般社団法人茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会会長	飯塚 拓也
来賓祝辞	文部科学大臣 内閣府特命担当大臣 茨城県知事 水戸市長 茨城県議会議長 水戸市議会議長	あべ 俊子 様 三原じゅん子 様 大井川和彦 様 高橋 靖 様 西野 一 様 松本 勝久 様
概要説明	全日本私立幼稚園連合会経営研究委員長	佐々木慈舟
感謝状贈呈	前年度開催地：奈良県私立幼稚園連合会会長	清川かつ美
閉式のことば	全日本私立幼稚園連合会副会長	山西 幸子

●司会 波多江教雄（全日本私立幼稚園連合会経営研究副委員長）

会場案内

■ 10月27日（月）

内 容	時 間	会 場
運営委員会	11:00～12:00	3F・中会議室（304号室）
受付	12:00～13:00	1F・グロービスホール
開会式	13:00～13:50	
記念講演	14:00～15:30	
行政報告①	15:45～16:30	
行政報告②	16:45～17:30	

■ 10月28日（火）

内 容	時 間	会 場
1 研究講座・教育	9:30～12:30	3F・大会議室A
2 研究講座・振興		4F・小ホール
3 研究講座・経営		3F・大会議室B
4 研究講座・認定こども園		4F・ユードムホール

宿泊ホテル

○水戸京成ホテル

茨城県水戸市三の丸1-4-73 TEL 029-226-3111

○ダイワロイネットホテル水戸

茨城県水戸市宮町1-7-44 TEL 029-303-3311

記念講演

■演 題 「大切な忘れ物～昭和世代の独り言～」

■講 師 有國 浄光 (茨城県立大洗高等学校マーチングバンド部『BLUE-HAWKS』監督)



ありくに きよみつ/山口県出身 武蔵野音楽大学卒業 現茨城県立大洗
高校常勤講師 72 歳昭和 50 年、大洗高校に着任と同時に吹奏楽部を創部、
以来 52 年間にわたって大洗高校マーチングバンド部『BLUE - HAWKS』
の指導育成にあたる。

平成 21 年、茨城県教育委員会より マイスター オブ ティーチャーの称
号授与。

平成 30 年、文部科学省より優秀教員（団体）表彰。

令和元年、文化庁より長官表彰。



茨城県立大洗高等学校 マーチングバンド部『BLUE-HAWKS』
監督 有國 淨光

山口県立防府高校、武蔵野音楽大学を経て昭和50年に茨城県立大洗高校着任。
以来51年間にわたって同校吹奏楽部・マーチングバンド部の指導、育成にあたる。
平成21年、茨城県教育委員会からMT(マイスター オブ ティーチャー)の表彰を受ける。
平成30年、文部科学省より優秀教員表彰。令和元年、文化庁長官表彰を受ける。

Blue Hawks Team BLUE-HAWKS
MARCHING BAND OARAI High School IBARAKI

[Profile]

昭和50年、学校創立2年目に吹奏楽部として発足。昭和58年に開校10周年記念事業としてマーチングバンドを結成、平成2年にマーチングバンド部と改称した。

チーム名『BLUE-HAWKS』はスクールカラーの『青』と、鋭い動きをイメージした『鷹』から命名された。国内各地のイベントを中心に年間100回前後の演奏活動を続け、洗練されたサウンドとシャープな動きは多くのファンを獲得している。

平成4年、シドニー市長の招聘によりオーストラリアに遠征。以後、3年に一度オーストラリア(シドニー市)への遠征を実施、令和元年までに10回を実施した。令和5年・6年には台湾政府の招待を受けて嘉義国際音楽祭に参加した。

現在部員は75名。平成20年度より県外からの生徒受け入れを開始し、現在3学年合計41名の県外出身生徒が在籍している。

「走ること」「我慢すること」「夢を持ち続けること」を部訓に、地域に愛されるマーチングバンドを目指している。

[コンクール等受賞歴]

●日本マーチングバンド協会主催の全国大会●

昭和60年の初出場以来36回出場(金賞24回、銀賞12回)。平成9年度の第25回全国大会においてグランプリ(総合第1位)・文部大臣賞、令和6年度は金賞、2年連続5回目の編成別(中編成)最優秀賞を受賞。

●その他の受賞●

平成22年度 茨城県イメージアップ大賞奨励賞

平成23年度 茨城県表彰(特別功労賞) 大洗町表彰(特別功労賞)

平成07年度 全国高等学校総合文化祭香川県大会MB部門 講評者特別賞(11大会連続)・グッドパレード賞(13大会連続)



R7.9.27 にっぽん丸 7階デッキにて

大切な忘れ物～昭和世代の独り言～

茨城県立大洗高等学校講師 有 國 淨 光

1 学校紹介&部紹介

(1)茨城県立大洗高等学校

①昭和 49 年開校。今年で 52 年目を迎える県立の普通高校。学年 4 学級でスタート後
⇒6⇒7⇒6⇒4⇒3(学級)と増減し、現在は定員 360 名。しかし、在籍数は 160 名で
統廃合の候補校となっている。

②平成 5 年に普通科音楽コースを新設。(マーチングバンド部で活動することが条件)

③平成 20 年、学校の存続をかけた最後の一矢として音楽コースの全国募集を開始。

④現在 13 都県から 41 名が大洗町から提供された男子寮・女子寮で生活している。

(2)マーチングバンド部『BLUE-HAWKS』

①昭和 50 年 5 月に吹奏楽部として発足。10 年間普門館(全国大会)を目標に頑張るも
苦戦が続いた。

②昭和 58 年、高総文祭秋田大会の吹奏楽部門へ茨城県代表として参加。リハーサルの
帰路に立ち寄った秋田県立体育館で初めてマーチングを目にする。この時の鳥肌が
立つような感動が本校マーチングバンド部誕生の原点となった。

③昭和 58 年、10 周年の記念事業としてマーチングバンド部を結成し現在に至る。

④卒業生総数約 7,000 名中、吹奏楽・マーチングの卒業生が約 1,000 名。親子や兄弟
での入部が多く、近く 3 世代マーチングバンド部も実現しそうである。

2 導入と展開

(1)効 果

①大洗町は東京から北に 100 キロ、太平洋に面した人口 16,000 人弱の漁業と観光の町
である。近年、アニメ『ガールズ&パンツァー』(略称ガルパン)の聖地・アンコウ
料理の町としても知られている。しかし、50 年で人口は半分に減少した。

②大洗町は、元早稲田大学野球部監督の 石 井 藤吉郎 氏・プロ野球阪神球団で活躍
した 井 川 投手・柔道の世界チャンピオン 関 根 選手等を排出している町で、『男
は野球か柔道』といった文化部には厳しい環境であった。

③明るくお祭り好きな地元にマーチングは好意的に受け入れられたが、吹奏楽からマ
ーチング移行期に在籍した卒業生とは軋轢が生じた。

④苦しい創設時につくば科学博(1985 年)を始めとする全国大会の茨城県開催が続き、
多くのステージを体験できたことは幸運であった。

(2)目 標(夢)の展開

①全国大会に出場したい。

②海外で演奏したい。

③全国大会で頂点に立ちたい。

④全員マーチングバンド部員の音楽コースを作りたい。

⑤全国からマーチング好きな生徒を集めたい。

(3) 成果

- ①～⑤の達成に30年を要したが『県立の壁』『前例』との戦いであった。
- 夢の実現に尽力いただいた多くの方々と卒業生に対して心から感謝の意を表したい。

3 課題と展望

(1) 少子化と部活動離れ

- ①本校は東側半分が太平洋に面するため募集の対象は前半分のみとなる。重ねて対象となる隣接地域は過疎化が著しく今後の入学生増加は困難な状況である。
- ②県立高校の統廃合が進む中、『学校の特色を打ち出して入学者増を』と内部努力は重ねているが、人手も予算も設備もない中で打つ手がないのが現状である。
- ③少子化、部活離れによる部員数の減少は以前からの課題であったが、コロナ禍以後の生徒と保護者の意識の変化は顕著の感がある。特に連帯感や伝統の伝達については長い時間をかけて醸成されたものが途切れてしまった感がある。

(2) 後継者について

- ①部活動に本気で取り組みたい若手が育たない現実の中、優れた音楽性を持つ若手が傍にいることは幸運である。(本校は音楽担当3.5人体制)
- ②昭和世代の『全て自分で』から『責任を持った分業』への移行が必須であるが、『どこをどう任せるか』『経験をことばで伝えるのか自学を待つのか』『次世代指導者の本音は?』と自問している。
- ③地域との連携、イベントの継承、諸業者との連携等は自らの経験を通して身に付くものである。引き継ぎは出来ても人間関係の伝承は難しいものがある。

4 独り言

(1) 時代の流れについて行けない自分

- ①スマホが使いこなせない年寄りには生きづらい社会。
- ②何でもボタン1つ。マニュアルやグーグルよりも経験値。
- ③紙ベースの読み・書き・算盤の強化が必要。
- ④教育と経営は別物。

(2) 時代の変化と忘れ物

- ①家庭と学校の守備範囲。
- ②子離れの出来ないゆとり世代の親と親離れのできない子供。
- ③子供の可能性は無限。しかし区別は必要。
- ④生きる力とは?いじめの防止と並行して強い心を育てることも必要。
- ⑤教員は医者ではなく、学校は病院ではない。
- ⑥教員の資質と社会条件。
- ⑥社会・保護者・教員の責任と覚悟。

2025.4-2026.3 活動報告及び予定

01	04/05 (土)	日本製鉄『さくらまつり』	日本製鉄鹿島地区構内
02	04/08 (火)	入学式・慶祝演奏	大洗高校体育館
03	04/12 (土)	シーボーグクエスト出航セレモニー	常陸那珂港
04	04/26 (土)	水戸青年会議所『大洗toむすびまつり』	大洗海岸奥野駐車場
05	04/27 (日)	セブンスエクスプローラー出航セレモニー	常陸那珂港
06	04/29 (火)	東京西新井中学校合同練習	大洗高校体育館・練習コート
07	05/03 (土)	千葉敏愛高等学校合同練習	大洗高校体育館・練習コート
08	05/05 (月)	WORLD OF BRASS in ひたちなか	国営ひたち海浜公園
09	05/05 (月)	シーニックエアリアスII出航セレモニー	大洗港第4バース
10	05/06 (火)	群馬樹徳高等学校合同練習	大洗高校体育館・練習コート
11	05/10 (土)	PTA総会	大洗高校体育館
12	05/15 (木)	セブンスエクスプローラー出航セレモニー	常陸那珂港
13	05/18 (日)	第22回常陸国YOSAKOI祭り	大子町内/丸ノ・特設ステージ
	05/24~25	長野県遠征	
14	05/24 (土)	講習会・演奏会①	伊那市民体育館「ロジテックアリーナ」
15	05/24 (土)	海と星空のコンサート	佐久市『佐久コスモホール』
16	05/25 (日)	講習会・演奏会②	上田市立堀田中学校体育館
17	06/02 (日)	水戸地区高等学校音楽会	水戸市民会館
18	06/08 (日)	水戸マーチングバンドフルストーン合同練習	大洗高校体育館・練習コート
19	07/04 (金)	高校野球茨城大会開会式/リハーサル	水戸市民球場
20	07/05 (土)	高校野球茨城大会開会式	水戸市民球場
21	07/05 (土)	おもてまて七夕まつり	ひたちなか市表町
	07/23~30	四国遠征	
22	07/24 (木)	四国中央市演奏会	四国中央市『しこゆーホール』
23	07/24 (木)	新居浜市演奏会	新居浜市『ワグエ新居浜』
24	07/25 (金)	松山市内演奏会	特別養護老人ホーム『愛寿荘』
25	07/25 (金)	松山市内演奏会	特別養護老人ホーム『ゆうりん苑』
26	07/26 (土)	大三島演奏会	今治市大三島『しまなみドーム』
27	07/26 (土)	高校総合文化祭香川大会パレード部門	高松市あなふきアリーナ周辺
28	07/27 (日)	内子町演奏会	内子町城の台公園体育館
29	07/27 (日)	高校総合文化祭香川大会MB部門リハーサル	高松市あなふきアリーナ
30	07/28 (月)	高校総合文化祭香川大会MB部門	高松市あなふきアリーナ
31	07/29 (火)	倉敷商業高等学校ジョイントコンサート	倉敷市民会館
32	08/04 (月)	ダイヤモンドプリンセス出航セレモニー	常陸那珂港
33	08/07 (木)	第1回学校説明会	大洗高校体育館
34	08/08 (金)	吹奏楽コンクール補助員	水戸市民会館
35	08/17 (日)	第2回学校説明会	大洗高校体育館
36	08/24 (日)	第26回茨城県マーチングフェスティバル	ひたちなか市総合運動公園体育館
37	08/24 (日)	大洗八朔祭り/パレード	大洗町内
38	08/25 (月)	にっぽん丸出航セレモニー	大洗港第4バース
	09/06~07	こころのボランティア(13回目)	
39	09/06 (土)	演奏会①	南三陸町さんさん商店街

40	09/06 (土)	演奏会②	特別養護老人ホーム『春園苑』
41	09/06 (土)	演奏会③	気仙沼市総合体育館「クウェーブ」
42	09/07 (日)	演奏会④	気仙沼市本吉総合体育館
43	09/07 (日)	演奏会⑤	南三陸町さんさん商店街
44	09/27 (土)	にっぽん丸入港セレモニー	大洗港第4バース
45	09/27 (土)	大洗海上花火大会 プルインパルス展示飛行	大洗サンビーチ
46	09/29 (月)	にっぽん丸出航セレモニー	大洗港第4バース
47	10/04 (土)	吹奏楽連盟東関東大会準備	ひたちなか市総合運動公園体育館
48	10/04 (土)	ロッキスタターカーニバル	国営ひたち海浜公園
49	10/05 (日)	吹奏楽連盟東関東大会補助員	ひたちなか市総合運動公園体育館
50	10/06 (月)	リヴィエラ出航セレモニー	常陸那珂港
51	10/10 (金)	第51回定期演奏会/リハーサル①	トヨベットスマイルホール大洗
52	10/11 (土)	第51回定期演奏会/リハーサル②	トヨベットスマイルホール大洗
53	10/11 (土)	シーボーグクエスト出航セレモニー	常陸那珂港
54	10/12 (日)	第51回定期演奏会	トヨベットスマイルホール大洗
55	10/13 (月)	Blue-Oceanスポーツフェス2025	ジェイコムスタジアム土浦
56	10/19 (日)	波崎柳川高等学校40周年	波崎柳川高校体育館
57	10/19 (日)	第2回学校説明会	大洗高校体育館
58	10/23 (木)	茨城県高等学校音楽会補助員	水戸市民会館
59	10/26 (日)	吹奏楽カーニバル	国営ひたち海浜公園
60	10/27 (月)	日本私立幼稚権園設置者・園長全国研修大会	水戸市民会館
61	10/31 (金)	長峯祭発表	大洗高校体育館
62	11/05 (水)	飛鳥III出航セレモニー	常陸那珂港
63	11/09 (日)	マーチングバンド 関東大会	さいたまスーパーアリーナ
64	11/11 (火)	茨城県高等学校音楽会	サ・ヒロサワ・シティ会館
65	11/15 (土)	大洗商工業祭	大洗タワー下広場
66	11/19 (水)	つくば市立学園の森中学校芸術鑑賞会	つくばカピオ
67	11/28 (金)	かずみがら市社会教育課来校	大洗高校体育館
68	12/07 (日)	マーチングバンド 全国大会(予定)	さいたまスーパーアリーナ
69	12/12 (金)	つくば市立今鹿島小学校150周年	今鹿島小学校体育館
70	12/13 (土)	鹿島学園高等学校文化祭	鹿島学園高等学校サッカー場
71	12/21 (日)	大洗ふるさと納税感謝演奏会	トヨベットスマイルホール大洗
72	12/22 (月)	つくば市立高崎中学校40周年	つくばカピオ
73	01/11 (日)	第28回ニューイヤークンサートリハーサル	アダストリアみと
74	01/12 (月)	第28回ニューイヤークンサート	アダストリアみと
75	01/18 (日)	深作農園音楽会	行方パワームクーヘン/店駐車場
76	02/01 (日)	冬のジョイントコンサート	福島県パルセ飯坂
77	03/05 (木)	第50回卒業証書授与式	大洗高校体育館
78	03/15 (日)	大洗商工業海幸祭	大洗タワー下広場
79	03/19 (木)	飛鳥III出航セレモニー	常陸那珂港
80	03/20 (金)	第10回さくらコンサート	日立市池の川さくらアリーナ
81	03/23 (月)	レガッタ入港セレモニー	大洗港第4バース
82	03/25 (水)	にっぽん丸出航セレモニー	大洗港第4バース
83	03/27 (金)	にっぽん丸出航セレモニー	大洗港第4バース

▶R7.4.26 水戸 JC『大洗 to むすぶまつり』 大洗海岸



▶R7.5.15 セブンシーズマリナー出航式 常陸那珂港



▶R7.5.25 長野県マーチング講習会 長野県上田市 市立塩田中学校



▶R7.7.5 高校野球茨城県大会開会式 水戸市民球場



▶R7.7.5 おもてまち七夕まつり ひたちなか市



▶R7.7.28 全国高等学校総合文化祭香川大会 あなぶきアリーナ香川



▶R7.9.6 第13回 心のボランティア 宮城県南三陸町 さんさん商店街



▶R7.9.6 第13回 心のボランティア 宮城県気仙沼市立体育館「クエーブ」



▶R7.9.27 大洗海上花火大会 大洗町サンビーチ



行政報告①

■演 題 「幼児教育の現状と課題について」

■講 師 石田 善顕 (文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課長)



1999年4月 文部省入省
2004年9月 国際連合教育科学文化機関教育セクター高等教育部派遣
2007年4月 文化庁伝統文化課課長補佐
2008年4月 岡山県教育委員会生涯学習課長
2010年4月 文部科学省スポーツ局学校健康教育課課長補佐
2013年7月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官
2016年8月 文部科学省高等教育局高等教育企画課課長補佐
2017年7月 文部科学省大臣官房総務課企画官(命)行政改革推進室長
2018年10月 文化庁著作権課国際著作権室長
2020年7月 文部科学省国際統括官付国際戦略企画官
2021年10月 文部科学省総合教育政策局国際教育課長
2023年4月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
2024年4月 東京工業大学理事・副学長(事務総括担当)・事務局長
2025年7月 文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

幼児教育の現状と課題について

全日本私立幼稚園連合会 第40回 設置者・園長全国研修大会

令和7年10月27日（月）
文部科学省 幼児教育課長
石田 善顕



文部科学省

幼児教育施設を取り巻く現状

自己紹介

1999年4月 文部省入省
2004年9月 国際連合教育科学文化機関教育セクター高等教育部派遣
2007年4月 文化庁伝統文化課課長補佐
2008年4月 岡山県教育委員会生涯学習課長
2010年4月 文部科学省スポーツ局学校健康教育課課長補佐
2013年7月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官
2016年8月 文部科学省高等教育局高等教育企画課課長補佐
2017年7月 文部科学省大臣官房総務課企画官(命)行政改革推進室長
2018年10月 文化庁著作権課国際著作権室長
2020年7月 文部科学省国際統括官付国際戦略企画官
2021年10月 文部科学省総合教育政策局国際教育課長
2023年4月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
2024年4月 東京工業大学理事・副学長(事務総担当)・事務局長
2025年7月 文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

主な幼児教育・保育に関する施設類型の比較

(出典) 学校基本調査 (令和5年5月)、幼稚園への移行状況調査 (令和6年4月)、認定こども園に関する状況調査 (令和5年10月)、社会福祉施設等調査 (令和5年10月)

	幼稚園			認定こども園				保育所	
	公立	私立 私学助成園 (私学助成の対象)	新制度園 (子ども子育て 支援制度の対象)	幼稚園型	幼保型型	保育所型	地方 裁量型	公立	私立
園数	約2,400園	約3,200園	約1,400園	約1,500園	約7,100園	約1,800園	87園	約6,300園	約1.6万園
幼児数	約7.6万人	約37万人	約15万人	約17万人	約84万人	約16万人	4,980人	約51万人	約126万人
法的 性格	学校			学校	学校 かつ 児童福祉 施設	児童福祉 施設	認可外 施設	児童福祉施設	
職員の 性格	幼稚園教諭 (免許状)			3歳以上…併有が望ましい 3歳未満…要保育士資格 …要保育士資格	保育教諭 (幼稚園 3歳以上 + 保育士資格)	3歳以上…併有が望ましい 3歳未満…要保育士資格	②を踏まえるとともに、 ①及び③に基づく	保育士 (資格)	
教育・保育 内容の基準	①幼稚園教育要領			②を踏まえるとともに、 ①及び③に基づく	②を踏まえるとともに、 ①及び③に基づく	②を踏まえるとともに、 ①及び③に基づく	③保育所保育指針		

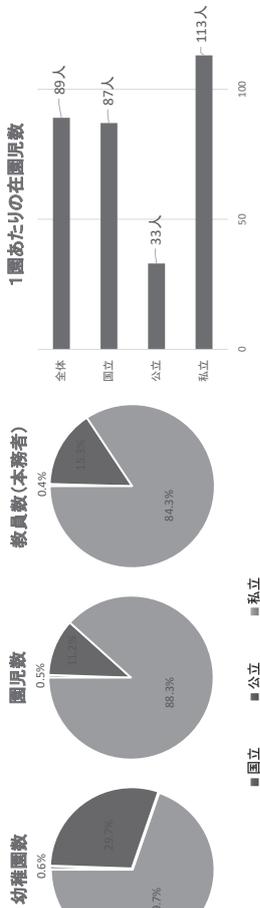
※1 私立助成園
・入園選考……各園の受け入れ方針に基づき選考
・保育料……各園の決定

※2 新制度園、認定こども園、保育所等
・入園選考……入園の申し込みがなかった場合、応募義務がある (利用定員を超える場合は、公正な方法等により選考)
・保育料……入園後から5歳までの間で、保護者からの文章での同意が必要

幼稚園の現状

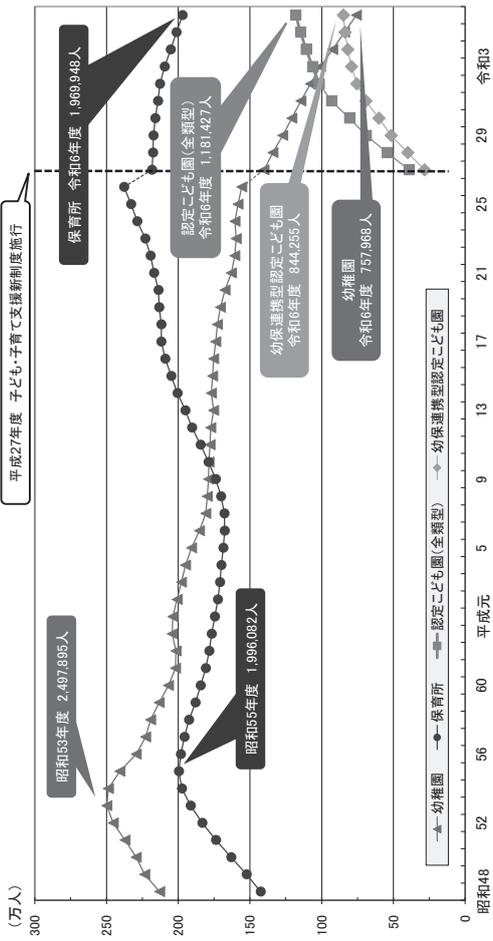
区分	合計			公立			私立		
	幼稚園数	園児数	教員数	幼稚園数	園児数	教員数	幼稚園数	園児数	教員数
幼稚園数	8,530園	100%	47園	2,534園	29.7%	5,949園	69.7%		
園児数	757,988人	100%	4,070人	84,759人	11.2%	669,139人	15.3%		
教員数	220,952人	100%	1,038人	18,745人	8.5%	201,189人	91.0%		
うち満3歳児入園	69,657人	100%	9人	331人	0.5%	69,317人	99.5%		
4歳児	252,980人	100%	1,456人	28,773人	11.4%	222,731人	88.0%		
5歳児	284,056人	100%	1,576人	37,241人	13.1%	245,239人	86.3%		
教員数(本務者)	82,809人	100%	359人	12,674人	15.3%	69,776人	84.3%		

(出典：令和6年度学校基本調査)



(注) ・「満3歳児入園者数」は、満3歳に達する日以後の翌年度4月1日を待たずに随時入園した者である。
 ・幼稚園数、園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。

幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較



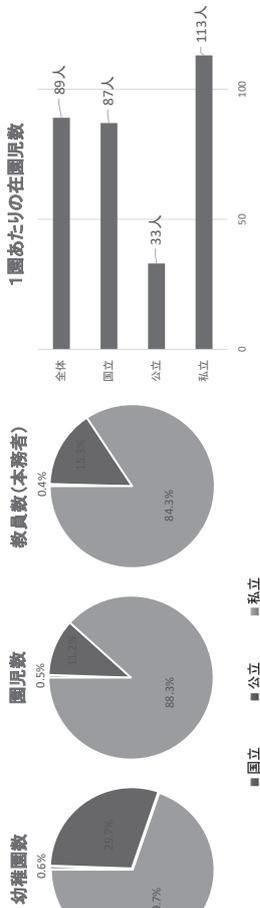
(注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。
 ・平成27年度より、幼稚園型認定こども園(単一の認可施設、平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ数)
 ・幼稚園の数値は学校基本調査(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は認定こども園申請状況について(各年4月1日現在)を、
 ・保育所の数値は「保育所等調査状況(抜粋)」(各年4月1日現在)より、
 ※平成26年度以前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。

子どもたちを取り巻く現状

幼稚園の現状

区分	合計			公立			私立		
	幼稚園数	園児数	教員数	幼稚園数	園児数	教員数	幼稚園数	園児数	教員数
幼稚園数	8,530園	100%	47園	2,534園	29.7%	5,949園	69.7%		
園児数	757,988人	100%	4,070人	84,759人	11.2%	669,139人	15.3%		
教員数	220,952人	100%	1,038人	18,745人	8.5%	201,189人	91.0%		
うち満3歳児入園	69,657人	100%	9人	331人	0.5%	69,317人	99.5%		
4歳児	252,980人	100%	1,456人	28,773人	11.4%	222,731人	88.0%		
5歳児	284,056人	100%	1,576人	37,241人	13.1%	245,239人	86.3%		
教員数(本務者)	82,809人	100%	359人	12,674人	15.3%	69,776人	84.3%		

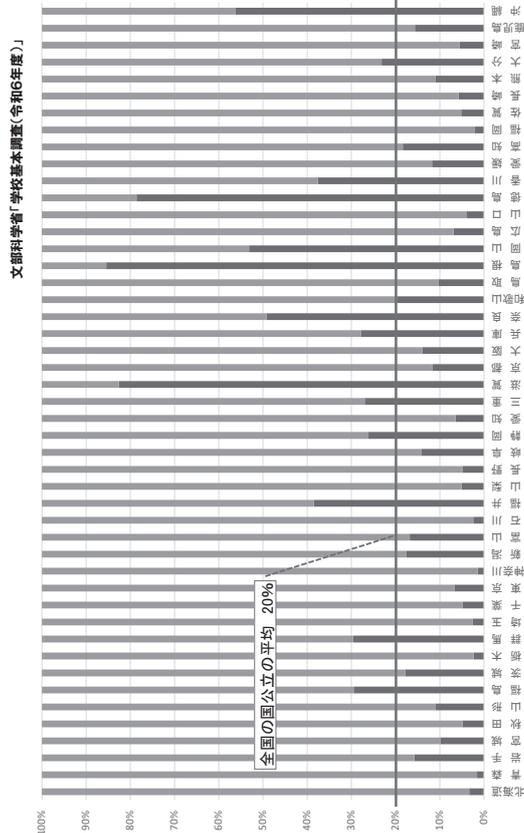
(出典：令和6年度学校基本調査)



(注) ・「満3歳児入園者数」は、満3歳に達する日以後の翌年度4月1日を待たずに随時入園した者である。
 ・幼稚園数、園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。

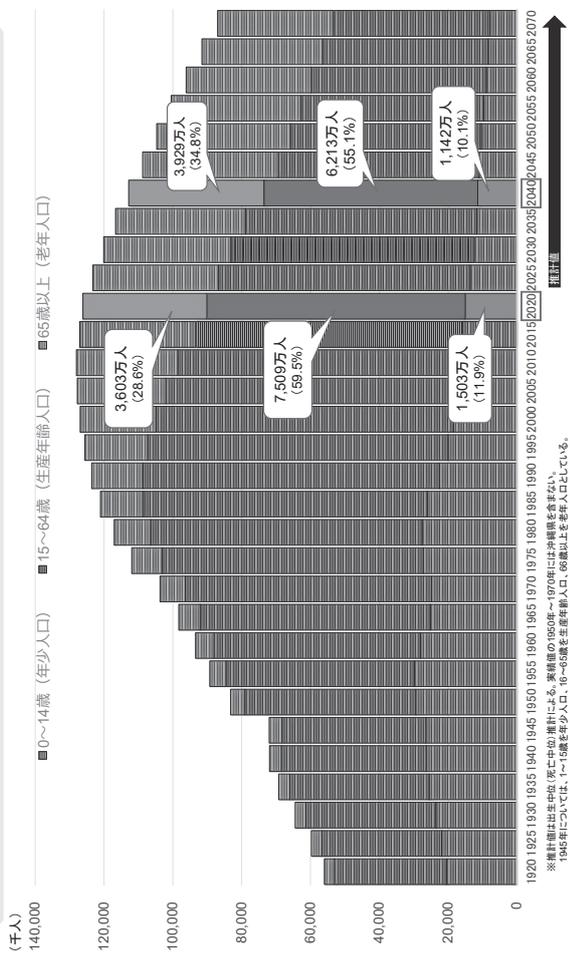
幼稚園児の国公私立比 [都道府県比較]

私立幼稚園が占める割合(令和6年度)は、都道府県によって、9割以上のところもあるが、逆に1割程度のところもある。



人口の推移と将来推計

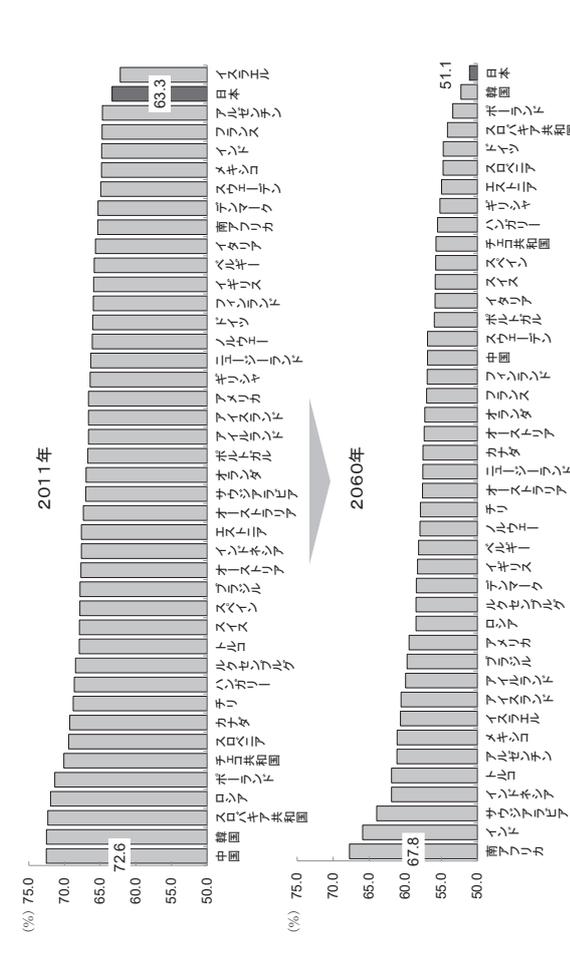
◆国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



【出典】1920年～2020年：総務省統計局「人口推計」、2025年～2070年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

OECD加盟国の生産年齢人口の将来予測

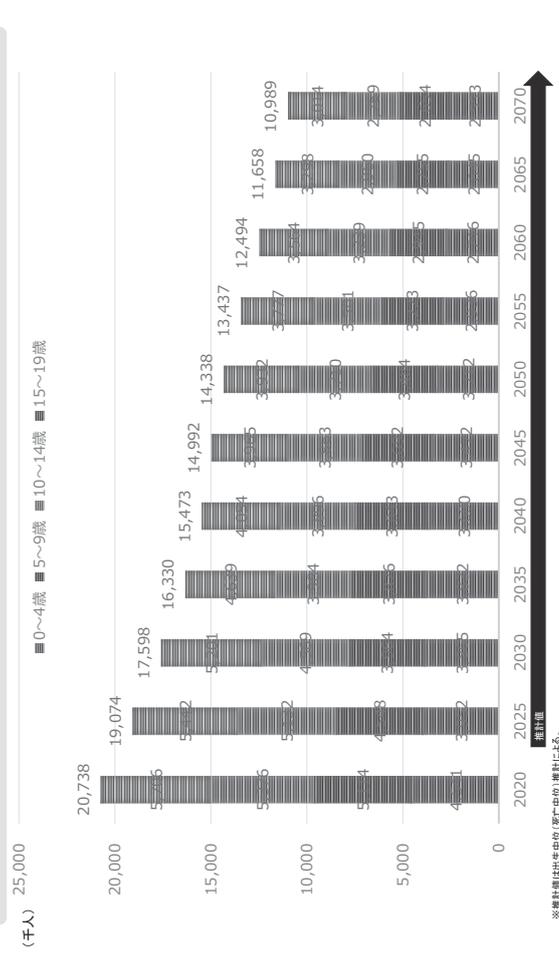
◆OECDの予測では、2060年には日本の生産年齢人口が51.1%にまで減少し、OECD加盟国中最下位になる。



【出典】OECD「Looking to 2060 : Long-term global growth prospects」を元に作成

子供の人口の将来推計

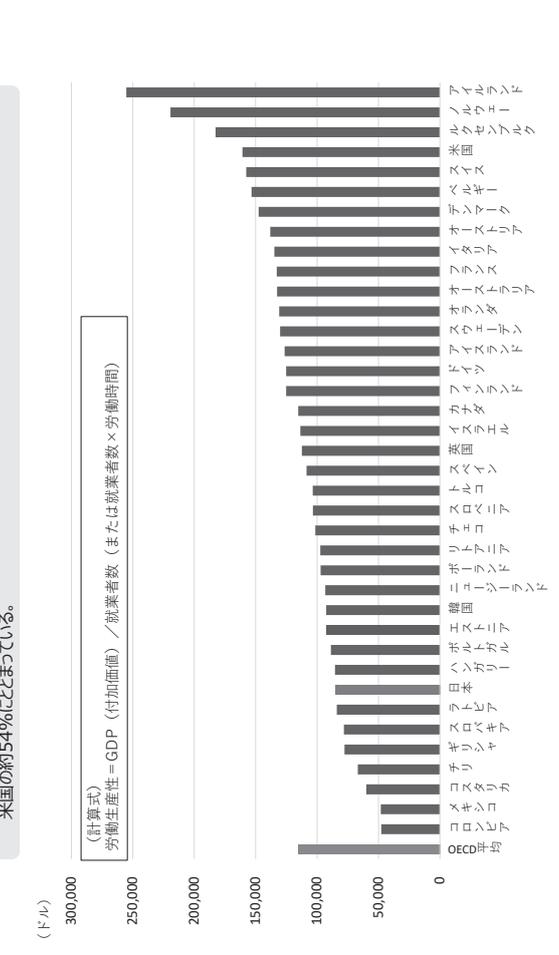
◆国立社会保障・人口問題研究所の予測では、19歳以下の人口は2045年には1,500万人を下回り、2070年には約1,100万人となる。



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

OECD加盟諸国の一人当たり労働生産性（2022年）

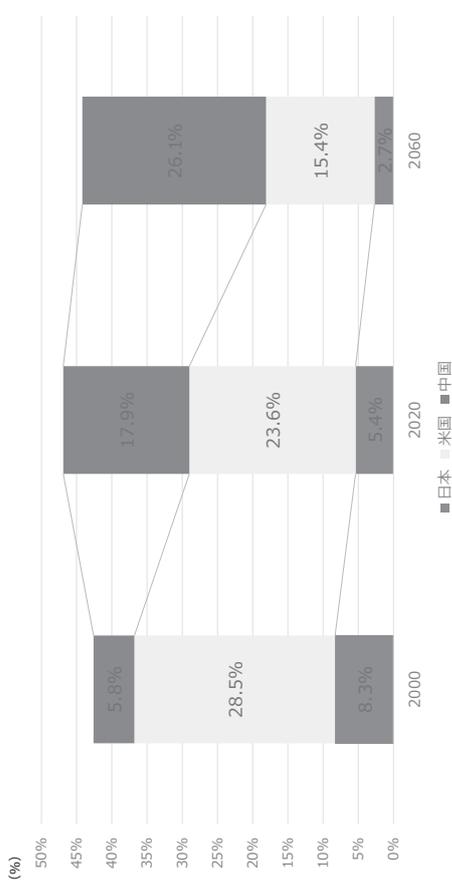
◆2022年の日本の就業率一人当たりの労働生産性は85,329ドルであり、OECD加盟38か国中31位、米国の約54%にとどまっている。



【出典】公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2023」を元に作成

世界のGDPに占める各国の比率（2000～2060年）

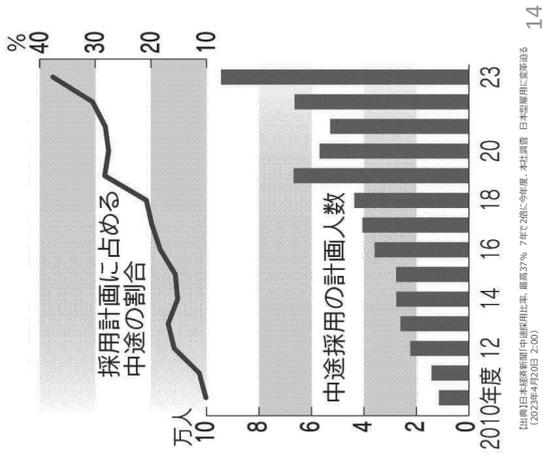
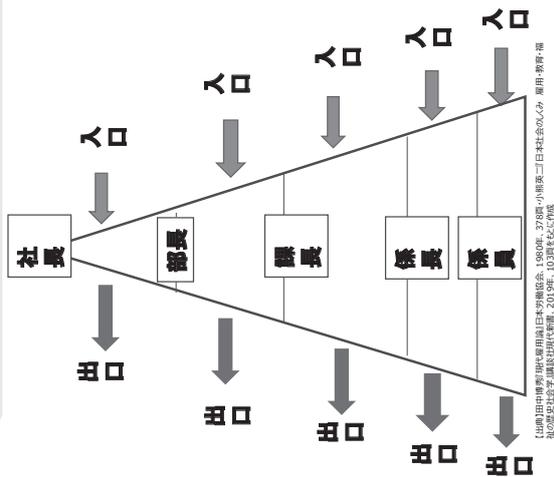
◆ 世界のGDPに占める日本の割合は2020年時点で約5%であり、中国や米国と比べて大幅に低く、将来的にも低下することが見込まれる。



【出典】World Bank (World Development Indicators), OECD (The Long Game: Fiscal Outlooks to 2060 Underline Need for Structural Reform) を記し作成 12

労働市場の流動化

◆ ジョブ型雇用（※）が増加し、労働市場は流動化。
 ◆ 中途採用の割合は増加傾向にある。
 （※）企業が人材を採用する際に職務内容を明確に定義して雇用契約を結び、労働期間ではなく職務や役割で評価する雇用システムのこと。日本でのメンバーシップ型雇用は労働時間や職務内容を明確に規定せず、「人に仕事を付ける」仕組みである一方、ジョブ型雇用は「仕事に人を合わせる」仕組みである。

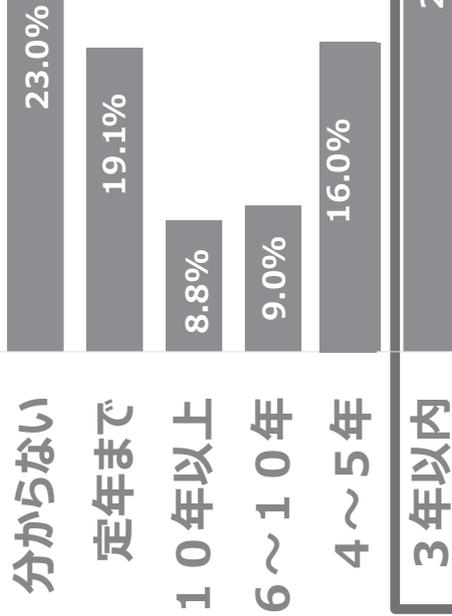


【出典】日本経済新聞「中途採用比率、最高37% 7年連続今年度、本社直度 日本型雇用は変革を遂げる」(2023年4月20日 2:00)

14

転職・キャリアアップについての考え方

2023年新入社員「今の会社であと何年ぐらい働きたいですか？」



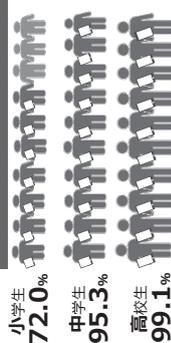
10年以内
約50%

【出典】マイナビ転職 キャリアトレンド研究所 (mynavi.jp 2023/08/21) 「新入社員の実感調査 (2023年)」

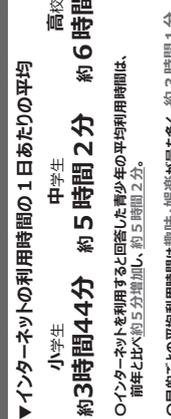
15

○ デジタルを学びにせず、遊びに使う傾向がある。
 ○ 「フィルターバブル現象」や「エコーチェンバー減少」の中で日常的に情報に触れている。
 ○ ICTを学ぶの道具にし、賢い付き合い方を教える指導が必要。

子供専用のスマホ保有率

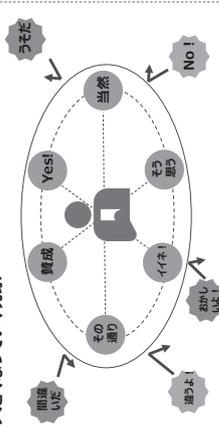


青少年のインターネットの利用状況



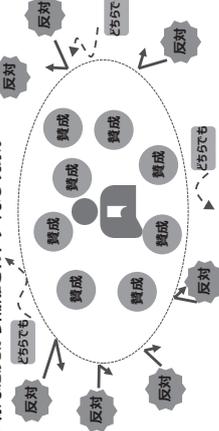
エコーチェンバー現象

同じような意見が、閉ざされた空間の中で反響して大きくなっていく現象



フィルターバブル現象

自分の好む情報だけに囲まれ、多様な意見から隔離されやすくなる現象。



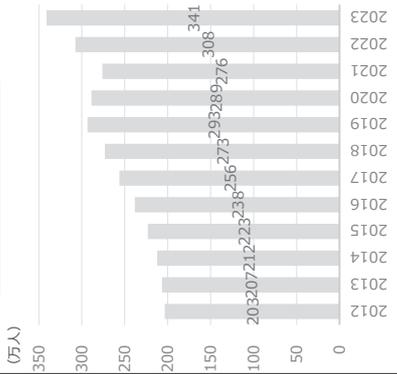
【出典】「子どもとデジタル」の調査結果がわかる「インターネット利用状況調査」調査結果（概要）※2 「小学生」の調査結果、第10回以上、

13

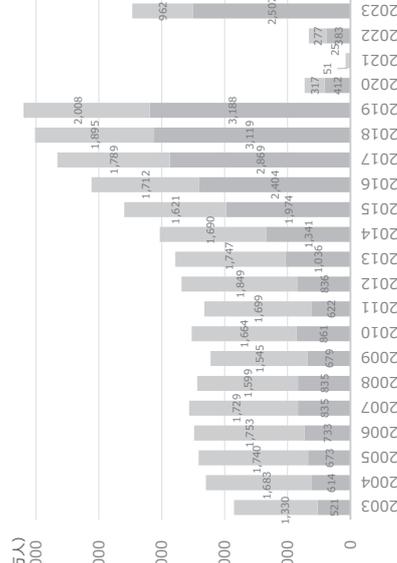
在留外国人数と訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移

- ◆ 2023年の在留外国人数は340万人強となり、過去最高。
- ◆ 2019年の訪日外国人旅行者数は約3200万人、出国日本人数は約2000万人となり、コロナ禍で激減したものの、2023年に急回復。

在留外国人数



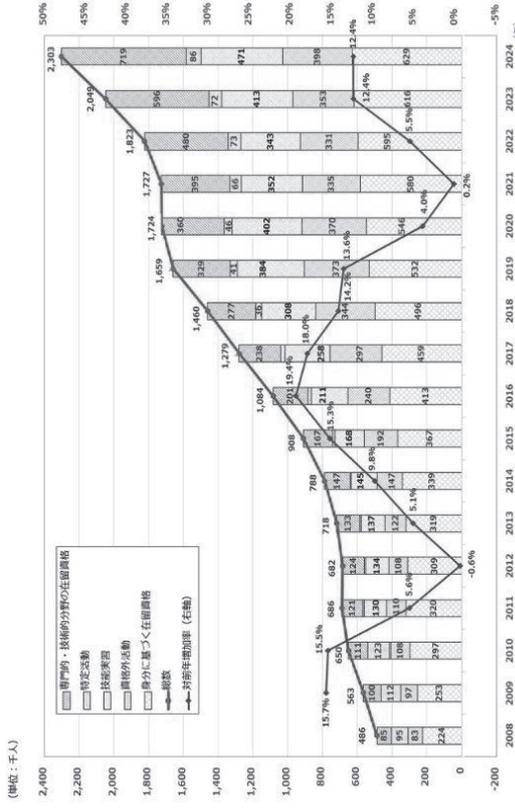
訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移



【出典】出入国在留管理庁「令和5年現在における在留外国人数について」をもちよ作成
【出典】日本政府観光局（JNTO）「訪日外客統計」をもちよ作成

在留資格別にみた外国人労働者数の推移

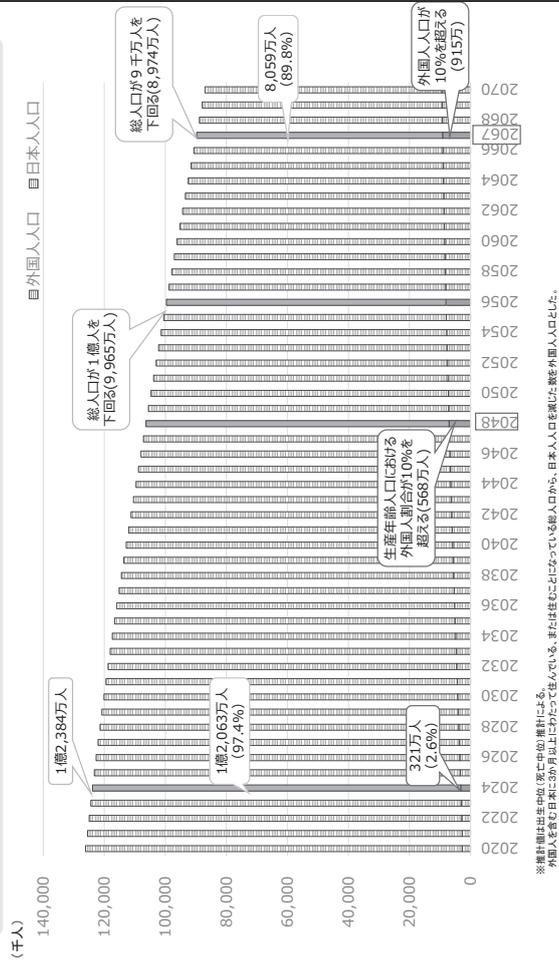
- ◆ 日本で就労している外国人は、令和6年10月時点で過去最高の230万2587人。
- ◆ 令和5年10月末時点に比べ、25万3912人増加している。



【出典】厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

外国人人口の将来推計

- ◆ 国立社会保障・人口問題研究所の予測では、2048年に生産年齢人口における外国人割合が10%を超え、2067年に総人口における外国人人口が10%を超える。

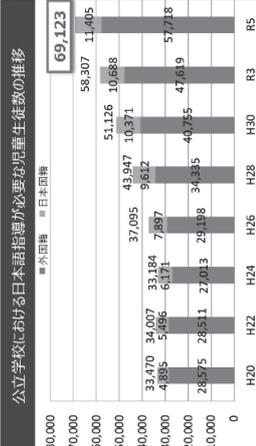


※推計は出生率・死亡率・移住率・人口問題研究所の予測による。外国人割合は2020年10月1日時点の推計値を基にしている。また、推計は2020年時点の推計値を基にしている。外国人割合は2020年10月1日時点の推計値を基にしている。

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和5年度調査結果

- ◆ 調査の目的
 - ▶ 公立の小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の学校での在籍状況や指導状況、進路など、日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く実態を把握し、今後の施策に活用する。
 - ※本調査は、平成3年度から開始し、現在は2年毎に調査しているもの。
- ◆ 調査対象
 - ▶ 全都道府県、市区町村教育委員会
- ◆ 調査時点
 - ▶ 令和5年5月1日（進路状況等は令和4年度末）
- ◆ 主な調査結果

(1) 在籍状況



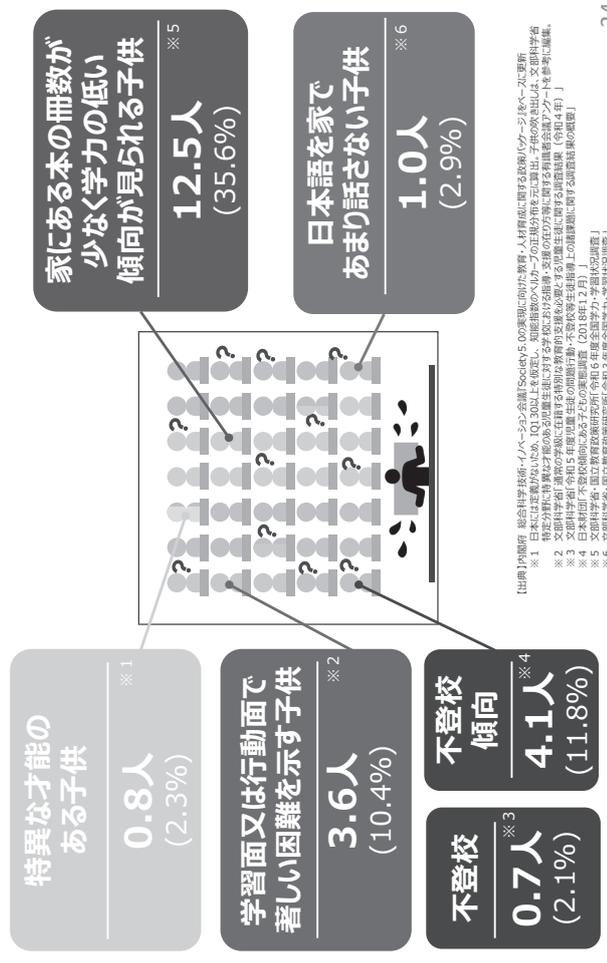
(2) 日本語指導の状況

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

令和5年度	外国人	日本人	外国人	日本人
	52,176(43,332)	90.4%(91.0%)	37,500(6,361)	5,880(4,943)
外国籍	9,878(9,419)	86.6%(86.1%)	215(30)	33
日本国籍				

※()は令和3年度。
○「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数及び学校数
□「特別の教育課程」による指導を受けていない児童生徒数及び学校数

小学校35人学級における多様性



中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 (令和5年2月)
学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼児小の協働による架け橋期の教育の充実～

- ・ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基盤を培う重要なものであり、全ての子どもに等しく機会を与えて育成していくことが必要。
- ・ 幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要。



架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立

- ・ 幼児小が協働して、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛かりとしながら、架け橋期のカリキュラムを作成。小学校1年生の修了時期を中心に共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼児小それぞれの教育を充実

※幼児小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの

幼児小の接続

諸外国における幼児教育と小学校段階の教育の所管について

国	幼児教育・保育	小学校段階の教育	補足
イギリス	教育省 (0～4歳)	教育省	幼児教育・保育を教育の一環として位置づけ。教育水準局 (Ofsted) による監督制度。
フランス	連帯・自立・男女平等省 (0～2歳) 国民教育省 (2～5歳)	国民教育省	3～5歳の教育は2019年度から義務教育化。
米国	保健福祉省 州政府 (0～5歳)	州政府	各州に裁量があり、州によって所管の省庁や仕組みは異なる。連邦政府の権限は教育に関する調査・研究等、限定的。ヘッドスタート・アーリーラーニング・プログラムは、保健福祉省が実施。
ドイツ	連帯家庭・高齢者・女性・青少年省 (0～5歳) 州政府 (0～5歳)	州政府	連邦政府が所管する幼児前段階の児童福祉法に則する範囲以外は各州の権限となる。州によっては所管省庁や仕組みに違いがある。(全16州中10州において教育担当省が所管)
イタリア	州・自治体 (0～2歳) 教育・功績省 (3～5歳)	教育・功績省	「0-6歳統合制度」により、教育・功績省による0歳から就学までの連続性の推進。
カナダ	雇用・社会開発省 (0歳～5歳) 州政府 (0歳～5歳)	州政府	各州に裁量があり、州によって所管の省庁や仕組みは異なる。(多くは州教育省の所管。)
韓国	教育省 (0～5歳)	教育省	幼稚園は教育省、保育所は保健福祉省が所管していたが、教育省に一元化。(2024年6月)
中国	国家衛生健康委員会 (0～2歳) 教育省 (3～5歳)	教育部	2010年代以降3～5歳の教育を本格的に民間へ、教育部が所管する幼稚園園数が大きく上昇。

※令和6年11月時点。文部科学省調べ
※イギリスは4地域が異なる連合王国であり、それぞれ共通性を持つ特色ある教育制度を形成しているため、全人口の9割を占めるイングランドについて記載。
※米国及びドイツの教育政策は各州が一元的に所管しているが、国全体としては連邦政府が代表している。
※育児休業制度や貧困世帯への経済的支援等、関連施策は他の国々においても所管されている。

OECD幼児教育・保育白書第8部（Starting Strong VIII） 「幼児教育・保育への投資による不平等（2025年1月）」

◆ 幼保小の接続について

○社会的な不平等を軽減し、幼児教育・保育のメリットが長期にわたって持続するようにするには、子どもと親のための他の社会サービスや保健サービスとの連携、賢明な資金調達とガバナンスなど、部門横断的なアプローチが必要。

OECD
Reducing Inequalities by Investing in Early Childhood Education and Care



○その一つとして、幼児教育・保育とその他の学校の様々な段階における接続を改善することが、教育的アプローチの継続性をサポートし、それを子どもの年齢に適応させるためにも、必要である。

○例えば、日本では幼児教育と小学校教育の円滑な接続の改善を図るための「幼保小の架け橋プログラム」が実施され、このプログラムに参加した地域からは、小学校において、子どもたちの幼児教育での経験を意識し、遊びや生活経験とのつながりを意識した指導をするようになった、と報告されている。また、登校渋りの児童の減少といった報告もされている。

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する論者検討会 最終報告（概要） 令和6年10月

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼児教育課程認定と園課程・保育課程（必要経費）に基づき教育活動のありかたの検討、今後の教育課程のありかたの検討

第1章 社会と共担したい幼児教育の基本的考え方

1. 幼児教育の重要性
一人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人形成の基盤が培われる極めて重要な時期。近年、乳幼児期の頃から高い教育やその後の発達とつながりとして重視されてきていることや、その後の人生において長期的に高い教育や職業生活、家庭生活など多岐にわたる成果をもたらすことへの期待が高まっている。

全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよき可能性を伸ばし、それが人生においてビルディングの上を築いていくことが必要。

2. 幼児期の発達の特徴
幼児期は、幼児自身が自発的・主体的に遊戯と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて必要な能力や態度を身に付けていく時期。幼児の学びは身体的運動を通じて別個に獲得するだけでなく、遊びや生活の中で、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な経験を積み重ねていくことが必要。

第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼児教育課程認定と園課程・保育課程に関する事項

1. 幼児教育の基本的考え方
(1) 身体・運動の発達を促すこと
近年、子供の遊びの機会が減少している傾向が懸念され、異年齢の子供同士との交流機会の減少、幼児期の運動不足が懸念されている。幼児期の運動不足は、身体的健康や心身の発達に悪影響を及ぼす可能性がある。幼児教育課程において、安全・安心な環境を整え、幼児が自由に遊びたい遊びながら、様々な人やもの、自然や文化など、積極的に関わり、豊かな体験をする機会を積極的に提供していくことが必要。

(2) 自発的・主体的な学びの促進
幼児期の学びは、幼児自身が自発的・主体的に遊戯と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて必要な能力や態度を身に付けていく時期。幼児の学びは身体的運動を通じて別個に獲得するだけでなく、遊びや生活の中で、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な経験を積み重ねていくことが必要。

3. 幼児教育の基本
幼児教育では、幼児期・幼児期の学びを推進し、幼児一人一人のよき可能性を伸ばし、それが人生においてビルディングの上を築いていくことが必要。

全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよき可能性を伸ばし、それが人生においてビルディングの上を築いていくことが必要。

2. 幼児期の発達の特徴
幼児期は、幼児自身が自発的・主体的に遊戯と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて必要な能力や態度を身に付けていく時期。幼児の学びは身体的運動を通じて別個に獲得するだけでなく、遊びや生活の中で、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な経験を積み重ねていくことが必要。

第3章 必要とされる条件

1. 地方自治体における幼児教育担当部署の在り方
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

今後、人口減少が進む中、園舎の維持や施設の更新が求められる地域も出てくる。地方自治体においては、地域において幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

2. 現代的課題に対応して検討すべき事項

(1) 幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(2) 専門的知識を必要とする幼児への指導
幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(3) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(4) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(5) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(6) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(7) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(8) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(9) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(10) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(11) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(12) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(13) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(14) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

(15) 地域における幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保すること
地方自治体においては、幼児期及び幼児小・小・小の教育に關しては、設置や施設整備、教育委員会が一定の役割を担う。また、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門的知識を生かした指導を推進することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間開校することを求めたり、幼児への教育について過度に期待したりする傾向も懸念される。幼児の発達や成長を促進し、支えるためにも、幼児教育と子育てに関する知識やスキルを必要とする。保護者の理解と協力を得ることは重要。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続
幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することにより、教育委員会が有する学校教育の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼児教育課程認定と園課程・保育課程に関する事項

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続
○平成29年告示の3要領・指針や小学校学習指導要領等では、育成を目指す資質・能力について、子供の資質・能力や学びの連続性を一貫確保し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ることを求めている。

○国においては、この趣旨を実現するため、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域では、幼保小の合同研修や幼保小の接続を意識した教育実践が取り組まれ、幼児教育施設において、小学校の各教科等で積み重ねられてきた指導の専門性を参考に、幼児の主体的な遊びを支える動きが広がっている。小学校において、入学当初の小学校教諭等の指導方法が変わり、児童の主体的な遊びがより見られるようになっている。

○一方、地域の教育に関する基本方針・基本計画等（幼保小の連携・接続が位置付けられていない場合）があること、地方自治体の強いリーダーシップや幼保小の管理職の理解がないこと、幼児教育施設と小学校との相互の連携・接続を進めることは容易ではないことなど、全国的に幼児教育の充実に向けた取組は進んでいない。

○小学校教諭等において、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

○幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を共にし、相互の共通理解を図ることが重要。幼児教育施設においては、小学校以降の教育を見通しながら、幼児に直接的・具体的な豊かな体験を通して小学校以降の生活や学習の基礎となる資質・能力が育ちつつあるようにすること、小学校においては、幼児期に幼児自身から自発的に学べるように環境を整え、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」として幼児教育の基本的な考え方を取り入れ、幼児教育の基本的な考え方を進めていくことが重要。

○小学校教諭等において、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保し、幼児教育課程認定と園課程・保育課程の専門性を確保することが必要。

「幼小保の架け橋プログラム」の推進について

幼小保の架け橋プログラム

幼小保の架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図るため、0歳から18歳の発達や学びの連続性を踏まえ、5歳児のから保育園・小学校1年生のから子どもを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進し、域内の全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指す取組。

※文部科学省において、令和4年3月に、「18歳までの架け橋プログラムの推進に向けた手引（初版）」と「学習資料（初版）」を作成

架け橋期のカリキュラム
 幼小保の先生が、共通の視点を持ちながら、相互の教育内容や教育方法の充実を図るため、協働して作成する架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のカリキュラム。

地域における体制のイメージ

自治体における取組

地域の全関係機関の参画による「幼小保の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善

架け橋期のカリキュラム開発会議

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・ 教育委員会、子育て担当部局
- ・ 教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・ 幼児教育の民間団体・保護者や地域の関係者
- ・ 架け橋期のコーディネーター、幼児教育アドバイザー、有識者等

取組内容

- ・ 架け橋期のカリキュラムの開発
- ・ カリキュラムの実施に必要な研修
- ・ 持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援
- ・ 国による架け橋期の教育の質保証の枠組みからの助言や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善等

幼小保の円滑な接続に向けた助言を行う架け橋期のカリキュラムを踏まえた取組など、持続的・発展的に実施する組織体制の構築

各幼児教育施設・小学校における架け橋期のカリキュラムを作成、実施、改善
教育課程編成、指導計画作成、実施、改善

地域における体制のイメージ

地域で一体となって幼児教育施設と小学校の関係を推進するためには、教育委員会が主導的役割を担うことが必要。

0歳～18歳の連続性
教育の連続性・一貫性の確保

保護者や地域住民の参画
任意で参加が可能な仕組み

地域で一体として幼児教育の質を高めた体制作り

「架け橋期のカリキュラム」の策定・実施・改善等を通して

- ・ 幼児教育の連携強化
- ・ 幼小保の相互理解、連携、協働

設置者や施設間の連携を促す取組が、全ての子どもに発達基盤の高い学びを保障

複数の幼児教育施設から小学校に進学 地域で一体となって取り組むため 行政の役割が重要

幼児教育推進体制等を活用した幼児期及び 幼小保の架け橋プログラムの教育の質向上に関する体制イメージ

子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働

0歳～18歳の学びの連続性
 教育の連続性・一貫性の確保

保護者や地域住民の参画 社会参加が不可欠

- ・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続
- ・ 幼小保の相互理解、連携、協働

連携
 教育委員会、保護者・福祉担当部局

架け橋期のコーディネーター
（兼）幼児教育アドバイザー

架け橋期のカリキュラム
 認定こども園、幼稚園

設置者や施設間の連携を促す取組が、全ての子どもに発達基盤の高い学びを保障

地域で一体として幼児教育の質を高めた体制作り

幼小保の架け橋プログラム事業における各教育委員会の取組等

- 公立幼稚園と認定こども園・保育所、私立幼稚園の所管課が三つに分かれており、幼児教育センターの設置はなく、カリキュラムを開発するための会議等も実施していない。そこで、3課局で「プロジェクト会議」を立ち上げ、カリキュラムの方向性を示す滋賀県版「架け橋期のカリキュラム」枠を開発。**
（滋賀県）
- 小学校初任者研修では「園・所における保育体験」として、小学校の初任者を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園において保育体験を行うことで、「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を理解するとともに、園・所における子供の見取りや支援の在り方を体感し、自身の小学校における教育活動の充実につなげる。**
（広島県）
- 各市町の教育委員会と保育主管課の連携を図るために「市町幼小連携担当者研修会」を開催し、全市町の教育委員会と保育主管課の担当者に参加し、各市町における架け橋期のカリキュラム作成・実践・検証・改善に関する取組を協働して考える場を設ける。**
（山口県）
- カリキュラム開発会議の委員として、モデル地域の公立・私立保育園、私立認定こども園の施設長、小学校の校長が入ることで、会議における議論を踏まえ、課題意識をもって園・校運営に取り組み、（高知県）**
- 公立幼小に幼小連携・接続主任の設置と民間の幼保を含む全市連携主任・窓口担当者一覧の作成・配付し、連携・接続主任研修会の実施する。**
（令和6年度実施予定）（京都府京都市）

※2021年10月17日にカリキュラム事業の取組目的の経路図より

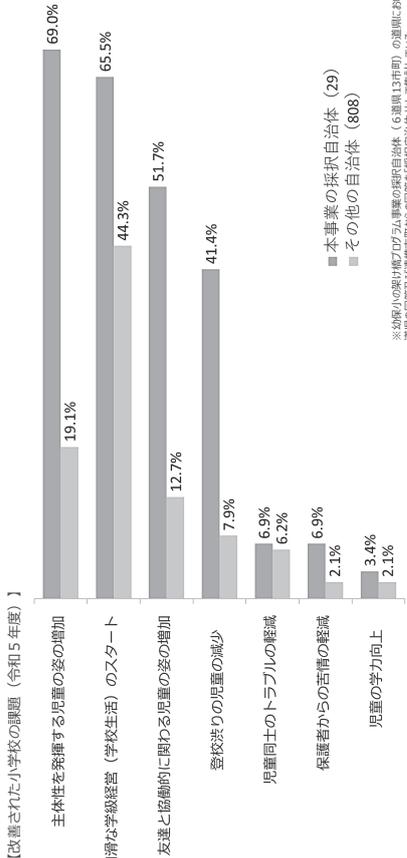
幼小保の架け橋プログラムにおける取組を契機として、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、私立幼稚園・保育所・認定こども園などへも積極的に関与することで、設置者や施設類型を問わず、幼児期及び幼小保連携期の質的向上に向けた取組を一体的に推進していくことが重要である。

幼児小の架け橋プログラム事業における採択自治体からの報告書より

- ◆ 幼児小の先生からは、教育観や指導観が大きく変化したとの声が多々あがっている。具体的に「遊びや学習の中で「子供にこれまで経験する」「子供の思いを聞く」「子供に任せて待つ」など子供主体の保育や授業を意識した援助が多々見られるようになった。（高知県）
- ◆ 小学校の先生の姿勢として、子供たちの主体的な学びのために本来に必要な支援とは何かを考え、授業において発問の精選をするようになった。また、他教科や前時とのつながりだけでなく、日常の子供たちの関わりの中で得られた気づきや感じたことを大切に、遊びや生活経験を生かした授業づくりを心がけるようになった。（広島県）
- ◆ 小学校において「幼児期の終わりまでに着てほしい姿」を意識した授業を展開することで、幼児期の学びに積み重ねていく意識や子供の言葉かけの変化や、すべてゼロから教えるのではなく「こういう時、どうして？」「こういうの知ってる？」と子供たちに投げ掛けるようになった。（大阪府箕面市）
- ◆ 実践に当たり、幼児教育施設で実践しているドキュメンテーションを活用して学習過程を示すことにより、「面白かった、楽しかった」という振り返りが多々なくなってきた子供も、「あの時は〇〇があった」と〇〇風にしたからうまくいった」などと自らの思考をたどり、具体的に振り返る姿が見られるように変化してきた。（宮城県白石市）
- ◆ 登校しぶりや離席する子が少なくなり、子供の集中力や活動への関心・意欲の持続が伸びている。（静岡県袋井市）
- ◆ こども園と小学1年生との交流より、小学校進学に対する不安が解消されたり、「まねしたい」の気持ちや言葉や文字などへの興味・関心が高まった。（福岡県西谷津町）

幼児小の架け橋プログラムの成果 (幼児小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果より)

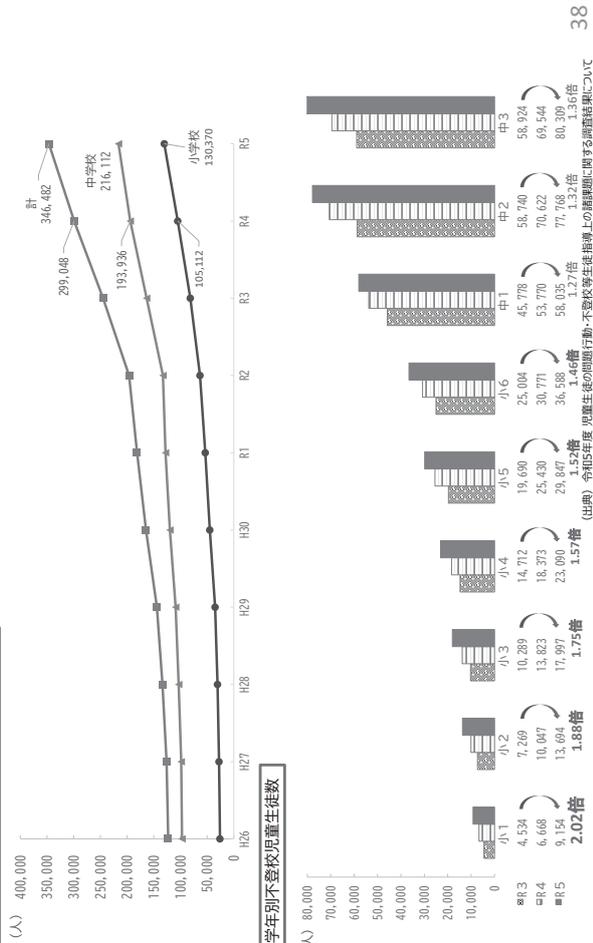
Q. 幼児小の接続に取り組んでいる中で、改善された小学校（学校）の課題があれば、当てはまるものを選択してください。
(当てはまるものを全て選択)



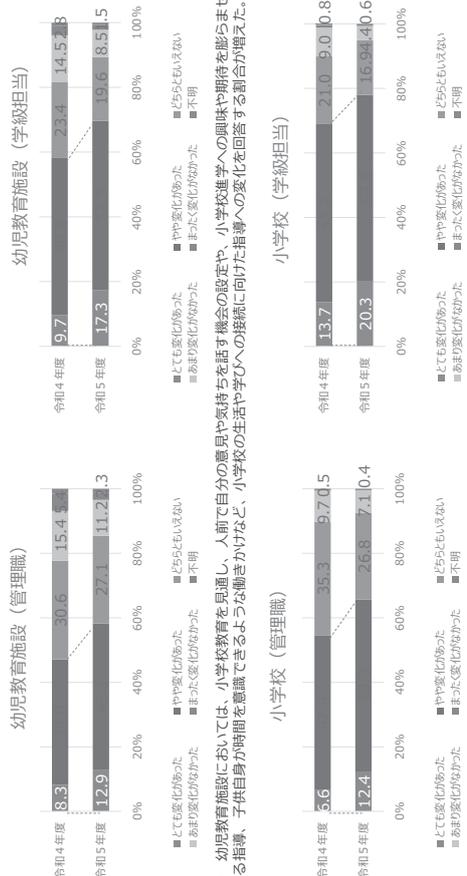
不登校の状況について

小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人(過去最多)
-全学年で前年度と比較して増加しているが、近年、小学校低学年の増加率が大きくなくしている。

小・中学校それぞれ不登校児童生徒数の推移



Q. 今年度の幼児小の接続の取組を通して、貴園・貴校の先生による／ご自身の子どもへの関わりや指導方法に変化はありましたか。



○ 幼児教育施設においては、小学校教育を見直し、人前で自分の意見や気持ちを出す機会や持ち物を話す機会の設定や、小学校進学への興味や期待を膨らませる指導、子供自身が時間を意識できるような動きかけなど、小学校の生活や学びへの接続に向けた指導への変化を回答する割合が増えた。

○ 一人一人の児童の基礎や興味・関心に合わせた指導、児童の幼児教育施設での経験を重視し、できるようにしたこと・まだてきないことを考慮した指導、児童が安心して活動できる教室環境や授業構成など、幼児教育の考え方を参考にした指導への変化を回答する割合が増えた。

幼児教育センター設置 道府県一覧

自主財源でセンターを設置※3

36	群馬県
37	福井県
38	大分県
39	和歌山県

※1 R7 甲府団体とは
幼児教育推進体制等を活用した、
幼児教育の架け橋プログラム促進事業 甲府団体を指す。

※2 上記の事業を活用する自治体数は70市区町村
(R7.4.1時点)

※3 R5 幼児教育実態調査の結果より

※4 市区町村におけるセンター設置数：97自治体
(R5幼児教育実態調査より)

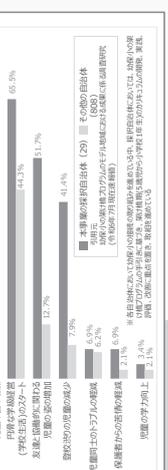
R7 甲府団体※1	R7 甲府団体※1
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	福島県
7	栃木県
8	千葉県
9	新潟県
10	山梨県
11	石川県
12	山梨県
13	長野県
14	静岡県
15	愛知県
16	三重県
17	滋賀県
18	京都府
19	奈良県
20	和歌山県
21	徳島県
22	岡山県
23	広島県
24	山口県
25	徳島県
26	香川県
27	愛媛県
28	高知県
29	佐賀県
30	長崎県
31	熊本県
32	大分県
33	宮崎県
34	鹿児島県
35	沖縄県



「幼児教育センター」の推進について

R4～R6年度

モザイク地域の成長検証
研究機関による実地調査やアンケート等の客観的な調査を通じて、モザイク地域における幼児教育の架け橋プログラムの取組状況やその成果を検証。



実施主体	補助対象	補助率
都道府県	幼児教育アドバイザーや受け橋のコーディネーター等の派遣・育成に必要な経費、架け橋の架け橋プログラムの取組に必要な経費、公開保育・研修等の実施に必要な経費等	1/2
市区町村		一部1/3

「幼児教育センター」の推進について

R4～R6年度

モザイク地域の成長検証
研究機関による実地調査やアンケート等の客観的な調査を通じて、モザイク地域における幼児教育の架け橋プログラムの取組状況やその成果を検証。



実施主体	補助対象	補助率
都道府県	幼児教育アドバイザーや受け橋のコーディネーター等の派遣・育成に必要な経費、架け橋の架け橋プログラムの取組に必要な経費、公開保育・研修等の実施に必要な経費等	1/2
市区町村		一部1/3

幼児教育センターによる取組例

北海道 幼児教育センターによる取組例

北海道教育庁義務教育課 幼児教育推進センター
幼児教育アドバイザー等の育成・派遣（北海道）
 北海道幼児教育センターにおいては、市町村や、設置者・施設型開かず全ての幼稚園、保育所、認定こども園、または小学校に対し、研修と連携的・計画的な連携・接続の促進を図っている。

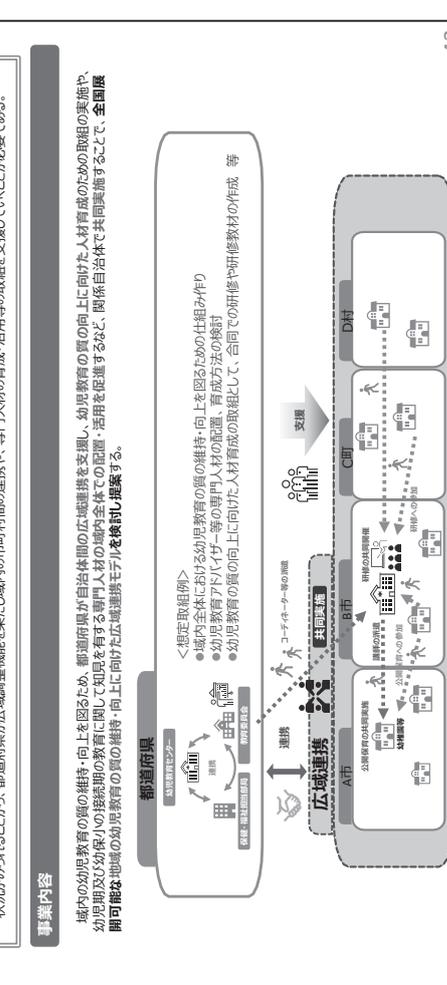


- 北海道幼児教育推進センターにおいて、市町村や、設置者・施設型開かず全ての幼稚園、保育所、認定こども園、または小学校に対し、研修と連携的・計画的な連携・接続の促進を図っている。
- 北海道教育庁義務教育課 幼児教育推進センター
幼児教育アドバイザー等の育成・派遣（北海道）
 北海道幼児教育センターにおいては、市町村や、設置者・施設型開かず全ての幼稚園、保育所、認定こども園、または小学校に対し、研修と連携的・計画的な連携・接続の促進を図っている。
- 北海道教育庁義務教育課 幼児教育推進センター
幼児教育アドバイザー等の育成・派遣（北海道）
 北海道幼児教育センターにおいては、市町村や、設置者・施設型開かず全ての幼稚園、保育所、認定こども園、または小学校に対し、研修と連携的・計画的な連携・接続の促進を図っている。

広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業

（幼児期及び幼児小接続期の教育の質の維持・向上を図る取組）
 【総務省自治体行政局市町村課及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課による連携事業】 令和6年度補正予算額 2.6億円の内訳

- 背景・課題
 - 公私・施設間連携が、人口減少下においても、地域全体の幼児教育の質の維持・向上を図るためには、地域の課題に適切に対応する自治体における幼児教育推進体制の充実、活用の促進が不可欠である。
 - しかし、小規模市町村では、複数の施設型が併存する幼児教育現場の多様な実情に応じた支援を実施するための専門性を有する人材の配置が困難な状況がみられることから、都道府県が広域調整機能を実現した域内の市町村間の連携や、専門人材の育成・活用等の取組を支援していくことが必要である。
- 事業内容
 - 域内の幼児教育の質の維持・向上を図るため、都道府県が自治体間の広域調整機能を実現し、幼児教育の質の向上に向けた人材育成のための取組の促進、幼児期及び幼児小接続期の教育に関する専門人材の域内全体での配置・活用を促進すると、関係自治体で共同実施することで、全国展開可能な地域の幼児教育の質の維持・向上に向けた広域連携モデルを構築する。



小学校接続加算の見直し（令和6年度～）

1. 概要

- 本加算では、こどもの発達や学びの連続性を確保して小学校への円滑な接続を図るため、交流活動等を通じて小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に対して事務費を措置してきた。
- 中教審「学びや生活の豊かをつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼児小の協働による架け橋期の教育の充実～（審議まとめ）」（令和5年2月27日）においては、全体的にも格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障するために、幼児小が協働して架け橋期のカリキュラムを作成することが重要であることが提言された。
- これまで幼児教育施設が行ってきた小学校との連携・接続の取組が継続されるよう支援するとともに、中教審の提言も踏まえて更に架け橋期の教育を充実させるために必要な費用を措置する。

2. 措置内容

- 加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階として、下記要件のうちi～iiを満たした場合を一段階目、下記要件i～iiiを満たした場合は二段階目とする。加算額の見直しを行う。

(※) 加算の要件

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修会、小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること。
（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）

48

小学校接続加算に関するFAQの追加案（公定価格に関するFAQ）

Q：要件iiiに「小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手」とあるが、具体的にどのような取組が想定されるか。

A：小学校との接続を見通した教育課程等の編成のための協議会等を継続して実施していることが確認できれば、具体的な編成に着手しているものと認められますので、要件iiを満たすと考えられます。具体的なカリキュラムの素案等を作成することまでを直ちに本加算の要件として求めるものではありません。

Q：年度途中にカリキュラムを編成・実施に着手した場合、要件iiiの継続的な協議会の開催等は年度を跨いだものであっても差し支えないか。

A：小学校との接続を見通した教育課程等の編成のための協議会を継続して実施していることが確認できれば、要件を満たしていると考え差し支えありません。

Q：要件iiiに「小学校との継続的な協議会の開催等により」とあるが、一つの園で実施することが困難な場合、合同の協議会を開催しそこに対象施設の担当者が参加する形でも問題ないのか。

A：協議会については、園と小学校とがカリキュラム策定に向けた協議を計画的に実施していることが必要ですが、必ずしも各施設と小学校が1対1で個別に協議をすることを求めるものではなく、例えば市町村が協議の場を設定して、校区や園と小学校のまとまりでカリキュラム策定に向けた協議を行うことも、本要件を満たしていると考えられます。その場合、協議会等の場に各幼児教育施設及び小学校の担当者が参加することが重要です。

50

小学校接続加算に関する現行のFAQ（公定価格に関するFAQ）

Q：小学校との交流活動をオンラインで実施した場合加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。

A：「交流活動」をオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に要件を満たしたことになります。

Q：市町村において5歳から小学校1年生までのモデルカリキュラムを策定している場合には、当該加算の要件を満たすか。

A：市町村がモデルカリキュラムを策定している場合であっても、そのモデルカリキュラムをもとに各施設が小学校と協働して5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラムを策定する必要があると見なされます。

Q：卒園した児童が通学することが想定される全ての小学校と連携・接続する必要があるか。

A：例えば小学校区など、卒園した児童が通学すると考えられる小学校との連携・接続を想定しています。卒園した児童が通学すると考えられる全ての小学校との接続まで求めるものではありません。

Q：当該施設に5歳児が在籍していない場合は要件を満たさないか。

A：当該年度において5歳児が在籍していない場合、5歳児が在籍した場合は見据えた小学校と協働してカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）を策定していることを確認できる場合には加算を取得できます。

49

小学校接続加算に関するFAQの追加案（公定価格に関するFAQ）

Q：協議会について、例えば都道府県の主催で、域内の幼児教育施設や小学校の関係者が参加できる大規模な合同協議会を開催しており、架け橋期のカリキュラムについて協議しているが、実際に連携・接続する園と小学校での協議がなされない場合は、要件iiiの対象となるのか。

A：小学校接続加算は、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続の促進を図るため、小学校との連携・接続に取り組む施設に補助を行うものです。この、小学校との連携・接続については、FAQ No.230において、「例えば小学校区など、卒園した児童が通学すると考えられる小学校との接続・連携を想定しています。」と明示しているところです。上記を踏まえると、大規模な合同協議会における不特定多数の小学校との協議については、実際に連携・接続する園と小学校での協議を継続することが困難であると考えられ、幼児教育施設と小学校とが協働して架け橋期のカリキュラムの策定に着手しているとは言えないため、本加算要件の対象とするとは適切ではないと考えられます。

Q：自治体で策定しているモデルカリキュラムに沿って園ごと小学校を見据えたカリキュラムを作成しているが、園と小学校で協議を行わず個別に作成しているのかの場合は要件を満たしていると考えられるか。

A：本FAQ No.229において、「市町村がモデルカリキュラムを策定している場合であっても、そのモデルカリキュラムをもとに各施設が小学校と協働して5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラムを策定する必要があります。」と明示しておりますので、カリキュラムを園と小学校が協働することなく、個別に作成しているだけでは、本加算要件の対象とすることは適切ではないと考えられます。他方で、個別に作成しているカリキュラムを持ち寄って、架け橋期のカリキュラム策定に向けた協議を園と小学校で行っている場合には、本要件の「着手している」と認められる場合に当たると考えられます。

51



多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策に関する論点整理（案）〈幼児教育関係抜粋〉

1 社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方

(1) 教職課程の在り方

- 学校種ごとに検討すべき課題、求められる専門性が異なることから、今後詳細な議論を進める際には、学校種で分けて検討を進めるべきではないか、特に、小学校以上の学校種との連携を踏まえた改革が必要な幼稚園教職（略）について、教職課程全体の論点に加えて、個別にどのような改革方策が必要か、更なる検討が必要ではないか。
- 幼稚園教職の養成においては、養成校と幼稚園が連携し、情報共有をはじめ進路への興味や関心、理解を深めて就職に向けた意欲を高めるための取組の充実、実習の在り方の見直し、教職課程における丁寧な進路指導が重要ではないか。

2 教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方

(1) 採用の在り方

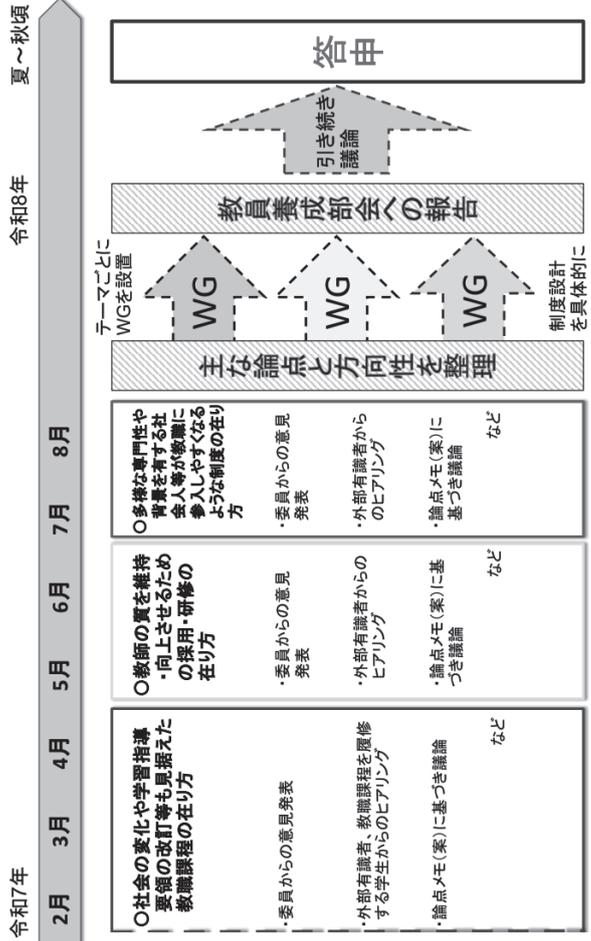
- 幼稚園では、人手不足等の要因により、採用試験を受ければ比較的早期に採用されることがあり、それが早期離職につながるケースもあることから、採用に当たっては応募者との丁寧なマッチングが重要ではないか。

(2) 現職教師の能力向上

- 幼児教育を専門とする担当者を配置している教育委員会と、そうではない教育委員会では、研修の持ち方や、小学校教員との接続の部分に関しても重要性の認識に開きがあるのではないかと、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取組の改善」を充実推進させていくためにも、教育委員会において幼児教育を担当する者を配置することが重要ではないか、併せて、幼稚園の多くが私立学校であることを踏まえ、入職後の教師の資質能力の維持・向上にあたっては、地方自治体と幼稚園関係団体、養成校が緊密に連携していくことが重要ではないか。
- 幼稚園では、教師の研修を支えられる園長やリーダーについても不足しており、広く他の学校種の校長やリーダーとのつながりや幼児教育全体を考えていくことのできる場づくり、仕組みが必要ではないか。
- 幼稚園教諭については、入職後の研修参加の意欲を高めるための処遇改善等の方策についても検討する必要があるのではないかと。

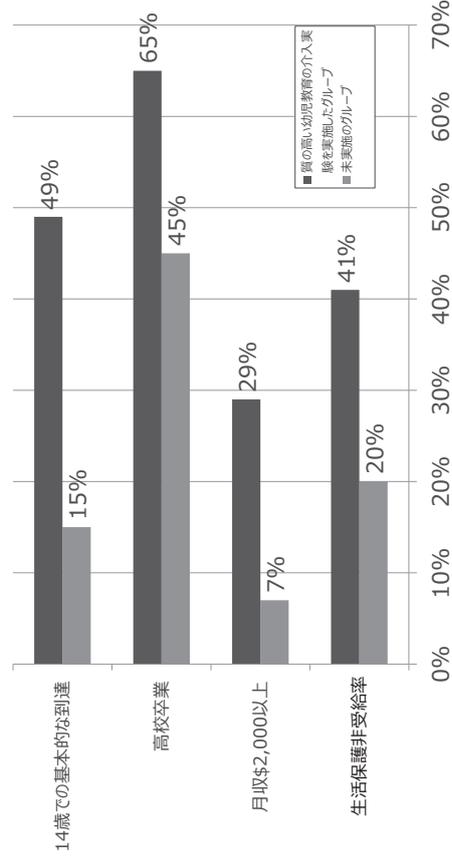
幼児教育の重要性の理解促進

今後の教員養成部会の進め方イメージ(案)



幼児教育への投資の効果

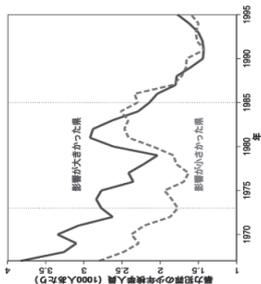
- 教育の効果が、受けた本人だけでなく、社会に対しても効果が大きい。
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等につながる。



出典：Heckman and Masterov (2007), "The Productivity Argument for Investing in Young Children."
 ※ 1960年代のアメリカ・ミネソタ州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育中の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの。(ペリ一統学前計画)

「幼児教育の拡充が少年期の非行等を抑制

-1960年代の幼児教育改革がもたらした長期的影響を検証-



- 2025年3月31日付でJournal of Public Economics誌で発表。東京大学、立教大学、専修大学の研究グループが明らかにしたもの。
- 本研究では、1960年代に日本全国で進められた就学前教育の拡充を対象に、就園率が大幅に上昇した県（青森）と、変化が小さかった県（緑線）を比較。
- 幼児教育の拡充が少年期の暴力犯罪等の減少に寄与していることを確認。
- 幼児教育が学力向上にとどまらず、成長後の行動にも影響を与えていることを示唆。

（出典）東京大学、「幼児教育の拡充が少年期の非行と10代の犯罪を抑制」、東京大学公式ウェブサイト、（2025年4月25日取得、<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/4026242a.pdf>）

68

幼児教育に関する大規模縦断調査事業

背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年におわり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られたエビデンスの分析によるエビデンスにも基づきながら、政策形成に取組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成（幼稚園教育要領の改訂や指導資料の充実等）に資するエビデンスを得るため、令和6年度における5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以後の学習や生活に与える影響を与えるかについて検証を行う。

調査の概要

- 実施対象** 令和6年度における5歳児を対象にした5年間の追跡調査
※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて75市町村から調査対象者を無作為抽出
- 調査方法・調査対象** 以下の調査対象者にアンケート調査を実施
①調査開始（R6年度）時点、**就学前教育（施設種、公立、私立、認可可は問わない）に通う5歳児の子供をもつ保護者**
②上記①の5歳児の**子供が通う施設の園長・担任保育者（幼稚園教諭、保育士等）** ※本調査1年目（R6年度調査）のみ
③上記①の5歳児が**就学した小学校の校長・担任教師** ※本調査2年目（R7年度調査）～
- 調査内容** ①保護者：生活スキル、認知能力、非認知能力、家庭での養育環境等
②園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践等 ※本調査1年目（R6年度調査）のみ
③小学校の校長・担任教師：幼児小接続の取組、学級風土等 ※本調査2年目（R7年度調査）～

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学に加え、経済学、脳科学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から分析等を行う。

委託先・箇所数
・大学1箇所（継続のみ）
・単価
・約8,900万円
対象経費
・調査実施に必要な経費

スケジュール（事業実施期間）
R6年度先行調査の実施
(5歳児)の調査
R7年度本調査
(小学生)の調査
R6～10年度本調査
(小学生2年生～4年生)の実施

担当：初等中等教育局幼児教育課 69

幼児期及び幼保小接続期の教育に関する参考資料

◆幼児教育の重要性お知らせポスター

ポスター
幼児期に「本当に大切な学び」って何ですか？
幼児期の大切な学びが分かる動画シリーズ

幼児期は、遊びの中で周囲のヒト・モノ・コトに自ら着目し大人を模倣しながら、意欲が多岐な経験を通じて、様々な学びの芽（もぎ）を育てていく時期です。
子どもが幼児期に「本当に大切な学び」を身に付けているのかを確認しましょう。



幼児期の大切な学びが分かる動画シリーズ
「遊びは学び」ってどういうこと？
「学びの芽」を育む園の工夫って？
「遊びの芽」を育む園の工夫って？
(多様な遊び編)
(どろんご遊び編)

動画コンテンツ

「遊びは学び」ってどういうこと？（約2分）
✓ 幼児期の大切な学びが分かる動画
<https://youtu.be/IMEXUaz6M3G0>

「遊びは学び」ってどういうこと？（約7分）
<https://www.youtube.com/watch?v=UxfAI3XWfGo>

「学びの芽」を育む園の工夫って？
（多様な遊び編）（約9分）
<https://youtu.be/VNjOwpuDd44>

「遊びの芽」を育む園の工夫って？
（どろんご遊び編）（約7分）
<https://youtu.be/VuIP2CUKq-U>

令和8年度概算要求

71

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

○ 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等により、全ての子どもに対して格差なく高い学びを保障する。

- 1 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を支える自治体への支援 **6億円 (5.3億円)**
自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用し、架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のキャリアコメンタの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、各地域における「幼保小の架け橋プログラム」を推進し、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図る。
- 1 幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業 **5.6億円 (5.3億円)**
0.4億円 (新規)
- 2 幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業 **3.6億円 (3.4億円)**
- 2 幼児教育の質的向上に関する調査研究等
幼児期の学びを深めていくための調査研究や、幼稚園教諭等の人材確保のための実証・モデル事業、幼児教育が子どもの発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について検証するための大規模な追跡調査等を実施し、幼児教育の質の向上を図る。
- 1 幼児教育の学び強化事業 **0.7億円 (0.7億円)**
- 2 幼稚園教諭等の人材確保のための人材バンク創設・コンソーシアム構築事業 **1.2億円 (新規)**
- 3 幼児教育に関する大規模な調査研究 **1.1億円 (1.1億円)**
- 4 幼児教育の理解・発展推進事業 **0.4億円 (0.3億円)**
- 5 OECD ECEC Network事業への参加 **0.2億円 (0.2億円)**
- 3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 **55億円 (13億円)**
ICT環境整備や施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援する。
- 1 教育支援体制整備事業費交付金 **31億円 (8億円)**
- 2 私立幼稚園施設整備補助金 **24億円 (5億円) + 事項要求**

※ 四捨五入の影響により、計が一致しない場合があります。(担当：初等中等教育局幼児教育課)

幼稚園教諭等の人材確保のための人材バンク創設・コンソーシアム構築事業

有求人職員の推移 (単位:人)

H29	1.35	R6	1.14
全職員	1.66	幼稚園教諭	2.71
保育士	2.47	保育士	2.95

○ 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上への根幹を成す幼稚園教諭等の人材については、養成校生が多くの地域へ就職する。平均就職率が高くないこと、人材の需要の高止まりに供給が追いついていない。

○ 人材不足が各幼稚園の深刻な課題となっており、多くの園では園内の資料職業務に重要職を兼任し、手数を支えたり人材確保を図っており、園の運営を圧迫している。このような状況が質の高い幼児教育を供給するうえで大きな制約になっているとある。



幼児教育の学び強化事業

○ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期に必要とされる学びを深めていくことが重要である。これにより、幼児教育施設入園後には、幼児教育が直面している課題解決を図ることにより、幼児が園での活動を通して、学びを深めていくことが重要である。

- 1 教育課題に関する調査研究
幼児教育施設における教育の質の向上のため、幼児教育施設が直面している様々な教育課題について調査研究を行う。
(研究の視点の例)
・ 幼保小の合同研修の改善、充実の在り方
・ 幼児教育施設における教育の質に関する評価の在り方
・ 幼稚園等におけるスクールカウンセラー等の活用、在り方
- 2 幼稚園教諭等の資能力の向上に関する調査研究
幼稚園教諭等保育者の幼児教育に関する専門性の向上を図るとともに、子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育といった幼児教育を巡る様々な課題に対応する力を養う方策について調査研究を行う。
(研究の視点の例)
・ 幼児教育施設の管理職や保育者等に対する研修等の在り方
・ 幼児教育施設との連携強化に関する調査研究
- 3 子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究
未就園児も含め、幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供して幼児の学びを深めていくことや、遊びを通じた総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について家庭や地域と認識を共有して課題を高めることなど、子育ての支援や家庭等との連携強化について調査研究を行う。
(研究の視点の例)
・ 幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

幼児教育の理解・発展推進事業

○ 幼稚園教育要領、幼児発達型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、幼児教育施設が一体となり、幼児に対して適切な指導が行われるよう、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深めることが求められている。

また、令和6年12月に、中央教育審議会に対し、初等中等教育における教育課程の基礎等の在り方について諮問が行われ、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方等について検討が行われているところであり、これらの協議等を踏まえ、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂を善実に実施する必要がある。



OECD ECEC Network 事業への参加

令和8年度要求・要望額 0.2億円 (前年度予算額 0.2億円) 令和6年度補正予算額 0.2億円

現状・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の発効に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が言及されるなど、**国内外で幼児教育の質に對する関心が高まっている**こと。
- これに加え、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、質の高い幼児教育を提供するための基礎データの整備に貢献するとともに、これらの事業への参加により、**国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。**

事業内容

下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

TOECD 国際幼児教育・保育従事者調査
(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修などの保育者の質、能力の向上に関する調査は2021年から開始。
第1期調査(2018年)では、日本の保育者の研修等による専門性向上への意識の高さなどが明らかになった一方、保育者の処遇や社会的評価、保育者の不足等についての課題もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

「未来を形作る：幼児教育・保育を通して人生を変革する」
(Shaping the Future: Transforming lives through Early Childhood Education and Care)

ECEC networkにおける25年に向けた幼児教育・保育に関する国際的な政策レビューを基盤に発展させるため、幼児教育・保育に関する指標のタスクフォースの作成、人材の確保、研修、定着に関する政策文書の作成等に取組む。**2025年から2026年にかけて調査・公表予定。**

過去の参加実績

- **「OECD 国際幼児教育・保育従事者調査」(2018年)**
勤務環境や研修などの保育者の質、能力の向上に関する状況等を調査。
※ 拠出金については、文部科学省、こども家庭庁で分担して負担。
※ 国内における調査実施の事務的経費は国立教育政策研究所で負担。

(担当：初等中等教育局幼児教育課) 78

私立幼稚園施設整備費補助金

令和8年度要求・要望額 24億円+事業費 5億円 (前年度予算額 23億円) 令和6年度補正予算額 23億円

現状・課題

○ 喫緊の課題となっている国土強靱化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の耐震対策、この命を守る**防火対策、省エネルギーの推進に向けた工口改修、バリアー化等の施設整備に要する経費を支援する。**

1	耐震補強	… 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
2a	防火対策	… 門・フェンス・防火監視システム等の設置
2b	特別防火対策	… 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防火対策整備 (RS-；補助率の高上げ1/3→1/2をR10まで延長)
3	新築・増築・改築	… 新築、増築、耐震改築、その他危険建築物の改築 (RS-；15㎡0.3未満等の耐震改築については、補助率の高上げ1/3→1/2による促進)
4	アスベスト対策	… 吹き付けアスベストの除去等
5	屋外教育環境整備	… アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備
6	工口改修	… 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
7	内部改修	… 預かり保育、衛生環境改善のための園舎改修 (トイルの乾式化、空調整備等) (R8；特別支援教育対策のための設備経費を新たに計上)
8	バリアー化	… スロープの設置、トイレのバリアー化等の整備

対象校種	私立の幼稚園
実施主体	事業者 (学校設置者)
事業開始年度	昭和42年度～

補助割合	国 1/3、事業者 2/3 ※地震による耐震等の危険性が高い施設の高層補強・耐震改築特別防火対策 国 1/2、事業者 1/2
対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

(担当：初等中等教育局幼児教育課) 78

教育支援体制整備事業費交付金

令和8年度要求・要望額 31億円 (前年度予算額 8億円) 令和6年度補正予算額 17億円

現状・課題

○ **子育て支援の更なる充実と幼児教育の質の向上を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、預かり保育やこども誰でも通園制度の本格実施も踏まるとともに、学びに必要環境整備、DXを推進し教員がこどもと向き合う時間を確保するためのICT環境整備等を支援する。**

1	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備	子供の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援 ※ 中・重症対策支援を優先
2	幼児教育の質の向上のための研修支援	教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援
3	園務標準化のための業務体制への支援	(1) 安心・安全のための園務標準化に必要な経費を支援 (2) 認定こども園等へ移行するための準備経費を支援
4	ICT環境整備の支援	幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化等に必要ICT環境の整備に係る費用を支援 ※ こども性暴力防止法の施行に向けた端末購入等の支援を優先

対象校種	1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園 2 幼稚園、認定こども園、保育所 3 幼稚園 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
実施主体	都道府県

(担当：初等中等教育局幼児教育課) 77

私立高等学校等経常費助成費等補助

令和8年度要求・要望額 1,050億円 (前年度予算額 1,003億円) 令和6年度補正予算額 150億円 (137億円)

背景説明

私立高等学校等は、多様な人材育成や特色ある教育を行うことにより、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。私立高等学校等が我が国の初等・中等教育の発展に果たしている役割の重要性に鑑み、都道府県による経常的経費への助成を支援する必要がある。

事業内容

○ 私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図るとともに、自主性に基づき特色ある質の高い教育を充実するため、国が都道府県による経常的経費助成等に対して補助を行う。

私立高等学校等経常費助成費補助

- **一般補助 860億円 (833億円)**
都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の経常的経費について助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。
○ 幼稚園等への対応、私立学校における教育の高度化等に必要**幼児生児童生 1人当たり1000円**の補助
○ 幼稚園等への継続的な費用上及び幼児教育の質の向上のための迅速改善に対する支援を引き続き実施
- **特別補助 150億円 (137億円)**
教育改革推進特別経費 <66億円>
都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。
① **教育の質の向上を促す学校支援経費の充実** (次世代を担う人材育成の促進、外国人学生の受け入れのための環境整備、ICT教育環境の整備、教育相談体制の整備、安全確保の推進、教員業務支援等の配置等) <25億円>
② 子育て支援推進経費 (預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進) <40億円>
都道府県が、特別に支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。
授業料減免事業等支援特別経費 <3億円>
私立の小中学校等が、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対して授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。
通称高等学校特別経費 <1.5億円>
都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

私立高等学校等経常費助成

- **特定教育方法支援事業 40億円 (33億円)**
特別支援学校等に対して、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。

(担当：初等中等教育局幼児教育課) 78

幼児教育の質の向上のための幼稚園教諭等の人材確保支援

目的・目標

教職員を対象とする継続的な賃上げによる処遇改善を行う私立幼稚園の取組を支援するとともに、幼児教育の質の向上のための処遇改善に取り組む私立幼稚園を支援すること、人材確保を図る。

背景説明

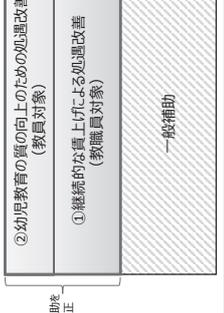
幼児教育の質の向上のためには、質の高い教職員を持続的に確保することが重要であり、幼稚園教諭等の処遇改善等に取り組むことが必要。

事業内容

都道府県が、幼児教育の質の向上のために、幼稚園教諭等の人材確保を実施している私立幼稚園に助成を行う場合、国が都道府県に対しての助成額を補助。

補助対象の範囲

以下の処遇改善を実施している私立幼稚園を補助。
① 継続的な賃上げによる処遇改善の実施
② ①に加え、教員のキャリアアップやマネジメント力の強化等を目的とした幼児教育の質の向上のための処遇改善の実施
※②については、①を実施している園を対象として、中核リーダー・専任リーダー・専任リーダーとなる教員の賃金・研修費等同一職階以上の園に対する処遇改善を支援。



支援①	補助対象の範囲	国庫補助のメニュー	負担割合
①	教職員を対象とした継続的な賃上げによる処遇改善	継続的な賃上げによる処遇改善に対する都道府県補助の一部	国 1/4 都道府県 1/4
②	①の範囲に加え、教職員を対象としたキャリアアップやマネジメント力の強化等を目的とした幼児教育の質の向上のための処遇改善	○中核リーダー・専任リーダー 5,000円(月額) ○若手リーダー 5,000円(月額) ○研修費等同一職階以上の園に上乗せする上乗せ額 5,000円(月額) ※月額を超えて上乗せ額を、上記処遇改善に対する都道府県補助の一部	国 1/2

※その他、研修費等同一職階以上の園に上乗せする上乗せ額についてを支援。

私立高等学校等経常費助成費等補助 生徒等1人当たり単価

令和8年度概算要求における生徒等1人当たり単価

区分	生徒等1人当たりの単価(円) ※括弧書きは前年度単価
高等学校	60,392 (59,208)
広域以外の通信制課程	18,243 (17,885)
中等教育学校	60,392 (59,208)
前期課程	52,858 (51,822)
後期課程	52,858 (51,822)
前期課程	51,194 (50,190)
後期課程	51,194 (50,190)
幼稚園	26,031 (25,521)
高等部	1,654,848 (1,622,400)
高等部以外	1,641,017 (1,608,840)
特別支援学校	608,622 (596,688)
広域通信制高等学校	29,550 (29,550)

※このほか、加算分については別途所要額を計上。

背景説明

近年、学校で対応する課題は多様化・複雑化しており、私立高等学校等の所轄庁である都道府県の補助における生徒等1人当たり単価の実績は年々増加傾向にある。

令和8年度概算要求での対応

物価高騰等による経常経費増加への対応、私立学校における教育の高度化等に必要経費を助案し、生徒等1人当たりの国庫補助単価を増額(2.0%増)

厳しい財政事情ではあるが、国も私学助成の充実に努めていく中で、所轄庁である都道府県においても、生徒等1人当たり単価の増額や私立高等学校等の特色ある取組への支援の拡充など、私学助成の充実に努めることが期待される。

教育改革推進特別経費(幼稚園等)：子育て支援推進経費

事業内容

都道府県が、教育の質の向上に取り組む学校に助成を行う場合、国が都道府県に対しての助成額の一部を補助。

① 預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

事業種別	実施期間	国庫補助額	都道府県補助額	合計額
① 預かり保育	2/24日	250,000円	600,000円	850,000円
② 休業日	3/4日(土日)	500,000円	970,000円	1,470,000円
③ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	1,050,000円	1,130,000円
④ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	1,600,000円	1,680,000円
⑤ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑥ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑦ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑧ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑨ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑩ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑪ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑫ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑬ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑭ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑮ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑯ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑰ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑱ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑲ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
⑳ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉑ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉒ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉓ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉔ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉕ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉖ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉗ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉘ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉙ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉚ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉛ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉜ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉝ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉞ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㉟ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊱ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊲ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊳ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊴ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊵ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊶ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊷ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊸ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊹ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊺ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊻ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊼ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊽ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊾ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円
㊿ 休業日	1/10日(土日)	80,000円	2,250,000円	2,330,000円

② 幼稚園の子育て支援活動の推進

親子登園や未就園児の受け入れ、教育相談など、施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。



私立幼稚園等の特別支援教育への支援



令和8年度要求・要望額
80億円
(前年度予算額 77億円)

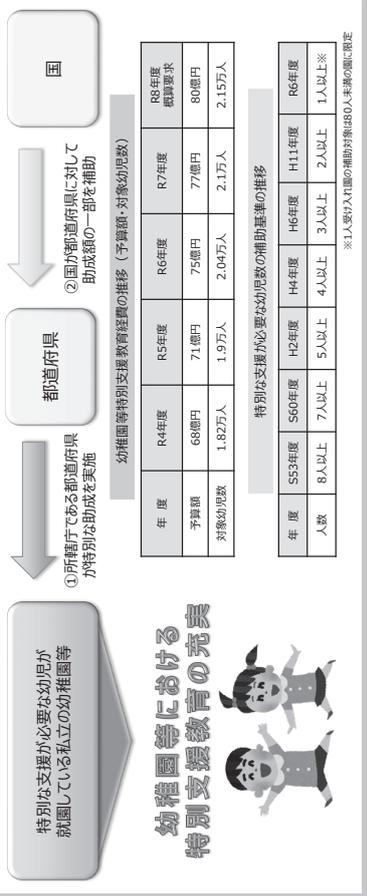
目的・目標

一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施等の観点から、特別な支援が必要な幼児への早期支援の必要性が高まっている。

特別な支援が必要な幼児が、幼稚園等において適切な教育が受けられ、いじめや不登校を防ぐとともに、幼児期の子育てで必要となる視点から、私立幼稚園等における受入れに対する支援を行う。

事業内容

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。



幼稚園等における特別支援教育の充実



その他

幼稚園等におけるいじめへの対応について

○ 幼児は、自分と他者の気持ちの区別が十分にできなかったり、してよいことや悪いことがわからなかったりすることによる成長の過程にあることから、幼児の行為をいじめや暴力行為として扱うことについては、慎重に考える必要がある。

【幼稚園教育要領（平成29年3月告示）第2章 ねらい及び内容】の「人間関係」より①

2 内容

- (7) 友達とよきよきに付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- (9) よいことや悪いことに気が付き、考えながら行動する。
- (10) 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。

3 内容の取扱い

- (4) (略) 幼児が他の幼児との関わりの中で他人の存在に気づき、相手や周囲の状況や自分の行動を振り返ることができるようになるようにし、(略) 特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ち、喜ぶ気持ちを、言葉や行動を通して表現すること、(略) 折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気づき、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。

○ こうした観点も踏まえ、幼稚園等(いじめ防止対策推進法の対象となっていないが、就学前の幼児)においてもいじめが認められる行為はあり得るものであるため、同法の対象であるか否かに関わらず、各園でいじめ防止に係る基本方針等を定めるなど、各自治体及び園において適切に対応することが重要。

<基本方針等の項目例>

- ・いじめ防止に関する考え方や取り組みのための組織
- ・いじめ防止の仕組み
- ・いじめの早期発見
- ・いじめ発生時の対応
- ・重大事態への対処等

<いじめ防止に係る基本方針等を定める各園の取組例>

- 1. 私立幼稚園
 - いじめ防止基本方針に以下を位置付け。いじめは、園児の心と身体に大きな影響を及ぼし、かえがえのない命を失いかねない深刻な問題であり、決して許されない行為。
- 2. 公立幼稚園
 - 幼児期におけるいじめについて以下を位置付け。幼児期には、(略) 幼児が自分で考え、自分の気持ちを伝えながら相手の気持ちを想像したり認めたりする体験を保障していくことが必要である。しかし、幼児期であっても、いじめの萌芽を認め、相手に与える苦痛が深刻で執拗なものについてはいじめと認識し、重大な事業につながるよう未然防止と再発防止を強化し、保護者と協力して幼児がよりよい人間関係を築けるよう組織的に対応することとする。

3. 国立大学附属幼稚園

いじめ防止に係る年間計画を決定。

年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	学年
1	職員会議 いじめ防止基本方針(幼稚園教育要領)の策定	保護者 保護者への説明											
2	職員会議 いじめ防止基本方針(幼稚園教育要領)の策定	保護者 保護者への説明											
3	職員会議 いじめ防止基本方針(幼稚園教育要領)の策定	保護者 保護者への説明											
4	職員会議 いじめ防止基本方針(幼稚園教育要領)の策定	保護者 保護者への説明											
5	職員会議 いじめ防止基本方針(幼稚園教育要領)の策定	保護者 保護者への説明											
6	職員会議 いじめ防止基本方針(幼稚園教育要領)の策定	保護者 保護者への説明											
7	職員会議 いじめ防止基本方針(幼稚園教育要領)の策定	保護者 保護者への説明											
8	職員会議 いじめ防止基本方針(幼稚園教育要領)の策定	保護者 保護者への説明											
9	職員会議 いじめ防止基本方針(幼稚園教育要領)の策定	保護者 保護者への説明											
10	職員会議 いじめ防止基本方針(幼稚園教育要領)の策定	保護者 保護者への説明											

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の概要

こども家庭庁

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センター・児童福祉法(児童福祉法)の法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

- 保育士・保育所支援センターの法定化(児童福祉法)**
現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が確保する職員の職責等を行うための必要な体制の整備を行う。
- 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化(児童福祉法、子ども子育て支援法、国家戦略特別区域法)**
① 国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められていたところ、これを全国展開する。
- 虐待対応の強化(児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、子ども性暴力防止法)**
① 保育所等(※)の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
(※) 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児保育事業、児童自立生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童福祉施設、児童福祉施設、児童福祉施設等以外の者が一時保護委託を受けられる場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者は子ども性暴力防止法の学校設置者として位置付ける。
② 一時保護児童と保護者の面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがある認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

- 令和7年10月1日(ただし、(2)は令和8年4月1日、(3)は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、(3)は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日)に施行する。

子ども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生の時の対応等に関するガイドライン（概要④）

虐待の判断

- ◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。
- ◆ 虐待の判断については、まずは子どもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「行為の強度・頻度」「保育士・保育教諭等の意向」「子どもの状況・子どもへの影響」を動かし、虐待に該当するかどうかを判断する。

※ まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものであるため、「叩く」「逆さ吊りする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては上記の指標を動かし、事前に虐待と判断されるものと考えられる。

虐待に係る判断プロセス

```

    graph TD
      Start[行為の強度・頻度等の検討] --> P1{プロセス①  
行われた行為のみをもって、  
虐待に該当すると判断できる}
      P1 -- YES --> J1[類型を判断]
      P1 -- NO --> P2{プロセス②  
行われた行為の強度・頻度の検討をもつて、  
虐待に該当すると判断できる  
（指標イ・ウ）}
      J1 -- YES --> J2[類型を判断]
      J1 -- NO --> P2
      P2 -- YES --> J2
      P2 -- NO --> P3{プロセス③  
行為以外の要素を動かし、  
虐待に該当すると判断できる  
（指標イ・ウ）}
      J2 -- YES --> J3[類型を判断]
      J2 -- NO --> P3
      P3 -- YES --> J3
      P3 -- NO --> P4{プロセス④  
行為を行った保育士・  
保育教諭等への対応や保育所等に対する  
処分等を検討する}
      J3 -- YES --> End[虐待と判断]
      J3 -- NO --> P4
      P4 --> End
  
```

※ 行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

子ども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育てで家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で
- ・ 時間単位で柔軟に利用可能



※ 利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

子ども家庭庁 子ども誰でも通園制度について

〇 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、子ども誰でも通園制度を創設。〔R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化〕

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
----	----	----	----	----	----	----

保育所、認定子ども園等

※小学校就学まで

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

子ども誰でも通園制度

- ・ 就労要件を問わない
- ・ 月一定時間までの利用可能枠
- ・ 時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
-------	-------	-------

- 〇 制度の本格実施見込となる事業
 - ・ 118自治体内示（令和6年8月30日現在）
 - ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の整備等）の方針について決定。
- 〇 法律上制度化（他府県と子ども・子育て支援事業）
 - ・ 自治体の判断において実施
 - ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。
- 〇 法律に基づく新たな給付制度
 - ・ 全自治体で実施

子どもととって

- ・ 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行くって家族以外の人と関わる機会が得られます
- ・ 子どもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・ 年齢の近い子どもとの関わりにより、社会的情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

保護者にとって

- ・ 地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につなげる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- ・ 専門的な知識や技術を持つ人と関わることで、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながりやすくなるように、月に一定時間でも、子どもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

一時預かりの選い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、子ども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭に在るだけで得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主目的です。

ご清聴ありがとうございました。

行政報告②

■演 題 「保育政策の動向について」

■講 師 横田 愛 (こども家庭庁 成育局 成育基盤企画課長)



平成 14 年に文部科学省に入省。初等中等教育局幼児教育課、教育課程課、生涯学習政策局生涯学習推進課、高等教育局学生・留学生課、私学部参事官付等を経験。幼児教育行政と私学行政に関わる部署との縁が多くあった。そのほか、外務省、北九州市教育委員会、観光庁への出向経験有り。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育政策の動向について

令和7年10月27日
こども家庭庁
成育基盤企画課長 横田 愛

こども家庭庁の創設（令和5年4月）

1. こども家庭庁とは
こども家庭庁のスローガンは「こどもまんなか」。わたしたちはみなさん一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクシオンしていきます。そしてみなさんにとって最もよいことを考えて、政策に反映していきます。みなさんや子育てしている人たちの困っていることに向き合い、いざというときに守るための仕組みをつくっていきます。こども・若者がぶつかるとまんなか課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。（こども家庭庁PR、大臣メッセージより）

2. こども家庭庁の役割

- (1) こども政策の司令塔としての総合調整
例：少子化対策 など
- (2) 省庁の縦割り打破、新しい政策課題や隙間事案への対応
例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など
- (3) 保健・福祉分野を中心とする事業の実施
例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

- (1) こどもや子育て中の方々の視点に立った政策立案
- (2) 地方自治体との連携強化
- (3) 様々な民間団体とのネットワークの強化

2

こども家庭庁の創設とこども政策の推進

～こどもまんなか社会の実現に向けて～

こども基本法

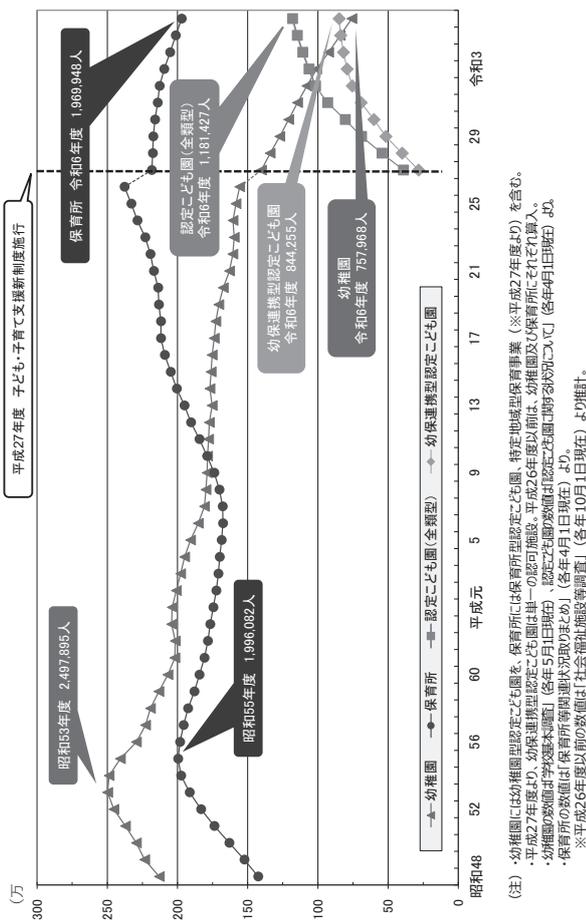
目的	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく豊かに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、養育にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取扱いを要することがないようすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、生活を保障されること、要され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障され、ともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に適合する程度に及び、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、多様な社会的活動に参加する機会が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に適合し、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援、家庭での養育が困難なこどもの養育課題の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに併つ喜びを実感できる社会環境の整備
責務等	○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力
白書・大綱	○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 （※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の取付3法律の白書・大綱と一体的に作成）
基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等
附則	<p>施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども政策の一層の推進のために必要な方を検討</p>

3

保育所等の状況

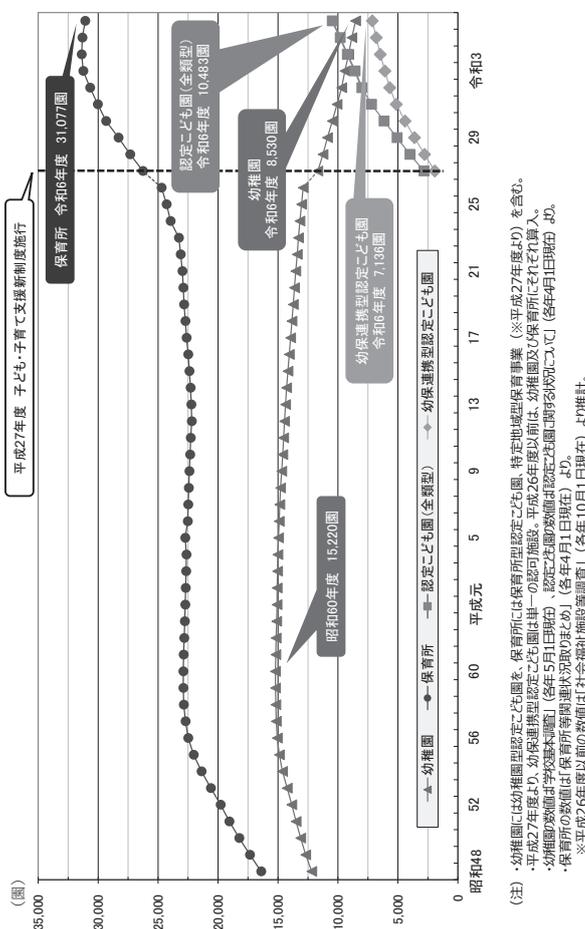
12

幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較



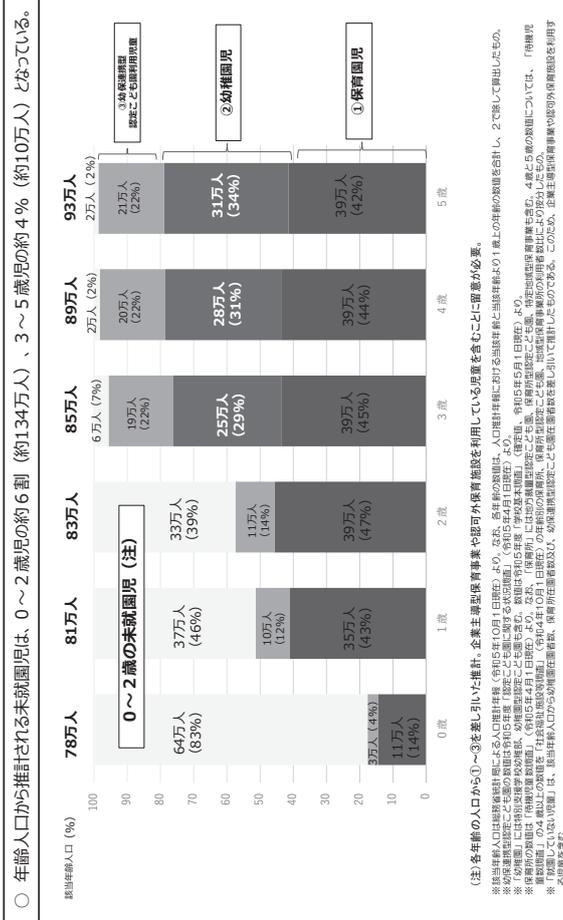
(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。
 ・平成27年度より、幼稚園型認定こども園は単一の認可施設、平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「保育所等関係状況」(各年4月1日現在)より。
 ※平成26年度以前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。

幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較



(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。
 ・平成27年度より、幼稚園型認定こども園は単一の認可施設、平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「保育所等関係状況」(各年4月1日現在)より。
 ※平成26年度以前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。

年齢別の未就園児の割合(令和5年度)



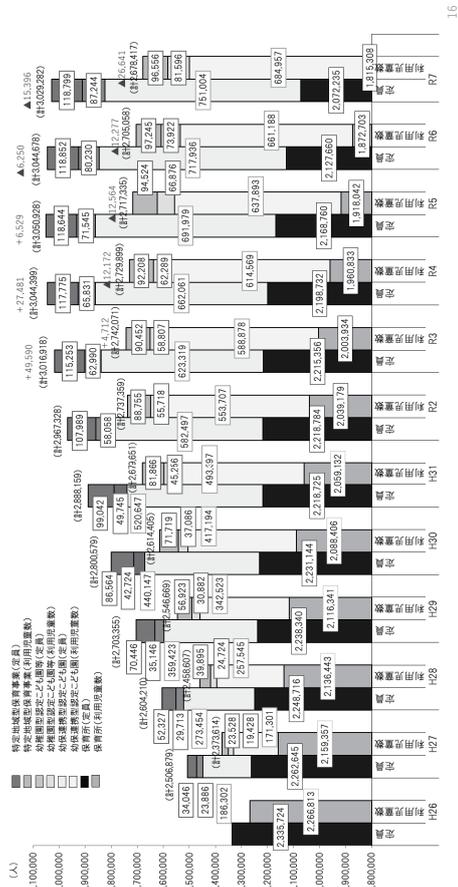
○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割(約113.4万人)、3～5歳児の約4割(約110万人)となっている。

(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことは留意が必要。
 ※85歳以上人口は総務省「令和5年10月1日現在の人口統計」より、各年齢の人口は、人口統計資料中の当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の割合を合計し、2で割って算出したもの。
 ※幼稚園型認定こども園の数値は令和5年度「認定こども園に関する状況」(令和5年4月1日現在)より、認定こども園の数値は令和5年度「認定こども園に関する状況」(令和5年4月1日現在)より。
 ※保育所の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)より、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況」(各年4月1日現在)より。
 ※「未就園児」の定義は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より。
 ※「未就園児」の定義は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より。
 ※「未就園児」の定義は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より。
 ※「未就園児」の定義は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より。
 ※「未就園児」の定義は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より。
 ※「未就園児」の定義は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より。

保育所等定員数及び利用児童数の推移

保育所等関連状況取組の基め (令和7年4月1日)

- 令和7年4月1日時点の保育所等の定員は3,029,282人 (対前年▲0.5%)。
- 保育所等を利用する児童の数は2,678,417人 (対前年▲26,641人 ▲1.0%)

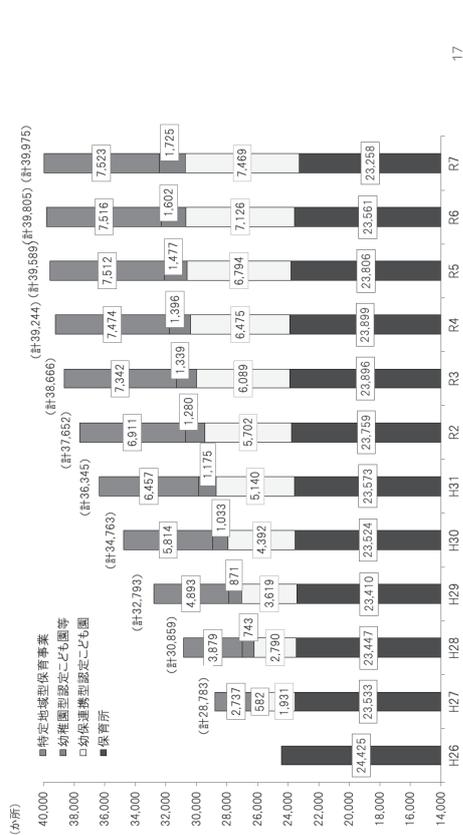


16

保育所等数の推移

保育所等関連状況取組の基め (令和7年4月1日)

- 令和7年4月1日時点の保育所等数は39,975カ所 (対前年170カ所増 (+0.4%))



17

令和7年4月の待機児童数のポイント

① 待機児童の状況

待機児童数：2,254人(対前年▲313人)

- ・約87.9%の市区町村(1,530自治体)で待機児童なし
- ・待機児童数が50人以上の自治体は5自治体に減少。(100人以上の自治体は1自治体)



② 待機児童数について

令和7年4月の待機児童数については、

- ・保育の受け皿拡大
 - ・就学前人口の減少
- などの要因により減少した地域がある一方で、
- ・申込を確保できなくなったことによる利用定員の減
 - ・申込者の特定以上の増加による利用定員の不足
- などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もある。

③ 今後の見込み

全体的な保育ニーズ(申込者数)は減少傾向にあるが、
 ・女性就業率(25~44歳)の上昇傾向(R5:80.8%→R6:81.9%※)
 ・共働き世帯割合の増加(R5:75.6%→R6:77.3%※)
 などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。
 また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加など
 の地域の事情についても注視が必要。
 一方、定員充足率は全国的に過剰傾向にあることから、持続可能な保育機能の確保について検討が必要。
 ※ 総務省労働力調査

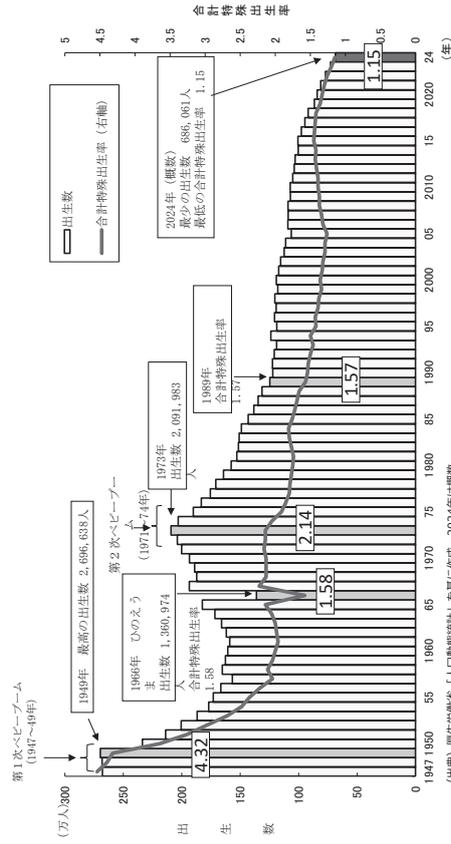
今後の取組方針

- 令和7年度以降は、「保育政策の新たな方向性」に基づき、地域の課題に適切に対応し、待機児童が発生しない体制を確保していきけるよう、取組を進めていく。
- 待機児童が多い自治体等に対しては、丁寧にヒアリング等を行い、各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて自治体と連携しながら待機児童の解消に取り組む。
- また、各年度ごとに、人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るための支援や手厚い支援が必要な児童の受け入れにかかる支援を行うとともに、保育士の一人の業務負担軽減及び保育人材の確保を図っていく。
- また、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっていることから、今後は、地域分析や支援の強化により、地域における跡継ぎや現職の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進めていく。

18

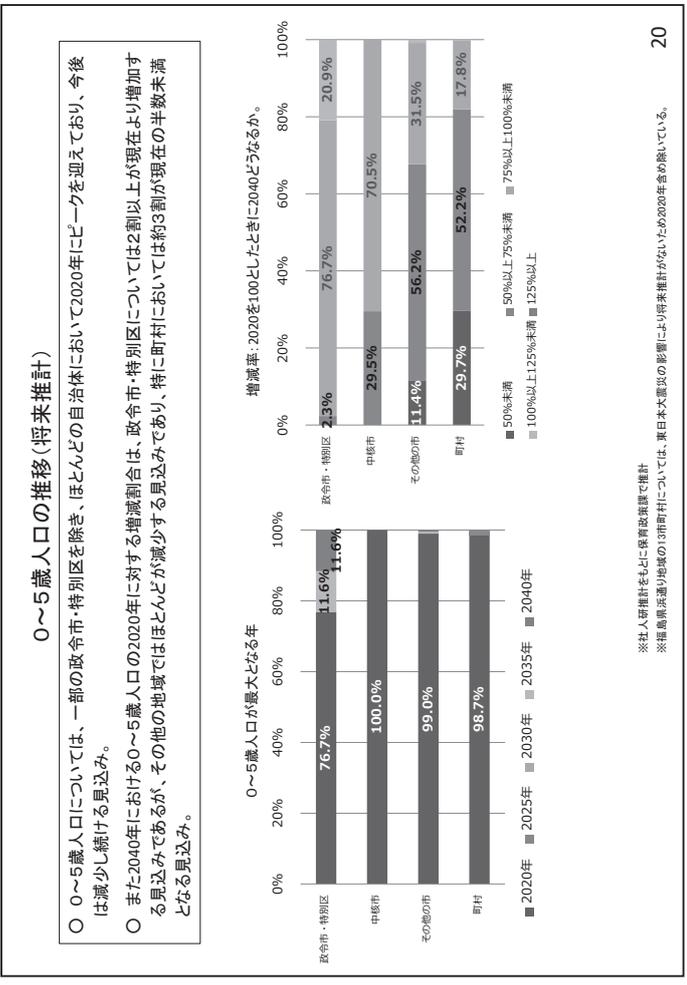
出生数と合計特殊出生率の推移

- 2024年の出生数は68万7,061人で、過去最少(9年連続減少、対前年41,227人減、5.7%低下)
- 2024年の合計特殊出生率は1.15で、過去最低(9年連続低下、対前年0.05ポイント低下)



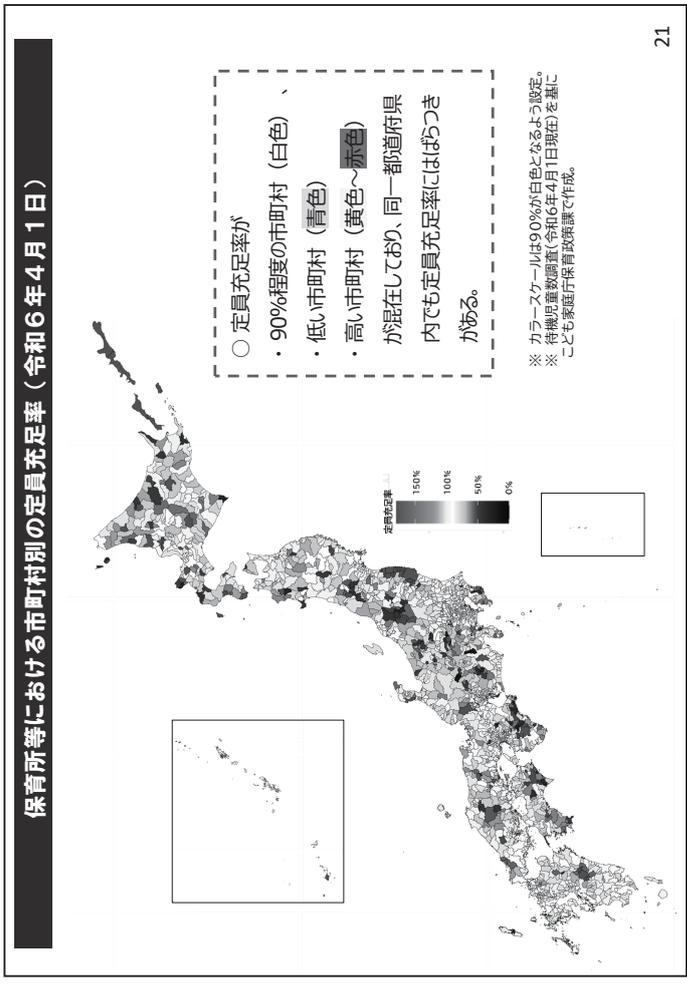
(出典)厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。2024年は概算。

19



保育政策の新たな方向性

22



概要

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこともまんなか社会の実現へ～

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、産付・事故対策強化 等】
2. 全てのこどもの育ちと子育てで家庭を支援する取組の推進
【地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援される】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保】

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援ほかの機能強化、保育DX 等】

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

平成25年度：待機児童増加抑制プラン（目標：5年間で約50万人）

平成30年度：子育て安心プラン（目標：3年間で約32万人）

令和3年度：子育て安心プラン（目標：4年間で約45万人）

令和7年度：保育の質の確保・充実
 全てのこどもの育ちと子育てで家庭の支援
 保育人材確保・テクノロジーの活用等

令和10年度末：保育の質の新たな方向性

待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少（待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人）

・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下（定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%）

→ 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換

→ 全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法の成立（R5.4.1施行）」

→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全てのこどもと子育てで家庭を支えることも重要に

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

※事項要求【予算編成過程で検討する事項】

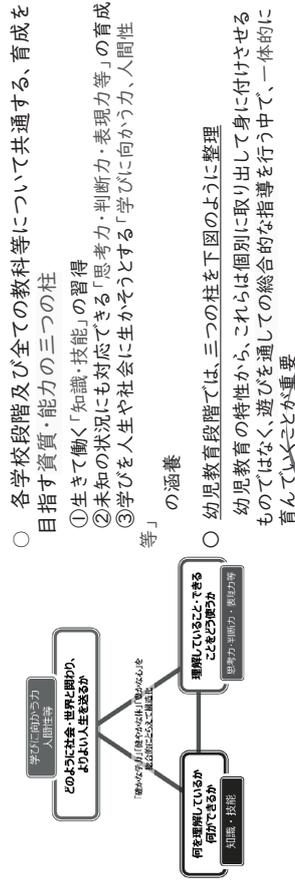
- 消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第29条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保険の給付の重点化及び制度の運営の効率化の取組を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程で検討。
- 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまでに積み重ねてきた各取組の継続に基づき具体化を行い、予算編成過程で検討。
- 物価高騰対策については、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「第1次国土強靱化戦略中期計画」に基づく児童福祉施設等の防災安全性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、予算編成過程で検討。

3 要領・指針の構成

○育みたい資質・能力、教育・保育に関するねらい及び内容の整合性が図られている

幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	保育所保育指針
<p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 幼稚園教育の基本</p> <p>第2 幼児教育における育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」</p> <p>第3 教育課程の役割と編成等</p> <p>第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価</p> <p>第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導</p> <p>第6 幼稚園運営上の留意事項</p> <p>第7 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動など</p> <p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>健康</p> <p>人間関係</p> <p>環境</p> <p>言葉</p> <p>表現</p> <p>第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等</p> <p>第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等</p> <p>第3 幼保連携型認定こども園に配慮すべき事項</p> <p>第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項</p> <p>第1 乳児期の幼児の保育に関するねらい及び内容</p> <p>第2 1歳以上満3歳未満の幼児の保育に関するねらい及び内容</p> <p>第3 3歳以上の幼児の教育及び保育に関するねらい及び内容</p> <p>第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項</p> <p>第3章 健康及び安全</p> <p>第1 健康支援</p> <p>第2 食育の推進</p> <p>第3 疾病及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>第4 災害への備え</p> <p>第4章 子育ての支援</p> <p>第1 子育ての支援全般に関する事項</p> <p>第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援</p> <p>第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1 保育所保育に関する基本原則</p> <p>第2 養護に関する基本的事項</p> <p>第3 保育の計画及び評価</p> <p>第4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p> <p>第2章 保育の内容</p> <p>第1 乳児保育に関するねらい及び内容</p> <p>第2 ねらい及び内容並びに保育に関する事項</p> <p>第3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容</p> <p>第4 保育の実施に関して留意すべき事項</p> <p>第3章 健康及び安全</p> <p>第1 子どもの健康支援</p> <p>第2 食育の推進</p> <p>第3 疾病及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>第4 災害への備え</p> <p>第4章 子育て支援</p> <p>第1 保育所における子育て支援に関する基本的事項</p> <p>第2 保育所を利用している保護者に対する支援</p> <p>第3 地域の保護者等に対する子育て支援</p> <p>第5章 職員の実務上の事項</p> <p>第1 職員の実務上の事項</p> <p>第2 職員の資質向上に関する事項</p> <p>第3 職員の研修</p> <p>第4 研修の実施体制等</p>

幼保小の学びはつながっている！育みたい資質・能力



保育の質向上

幼児教育の基本

幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園
施設類型に関わらず、幼児教育で大切にしたいことは同じ

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領
(平成29年3月31日同日に告示、平成30年4月1日実施)
<内容について一層の整合性を図る>

- ・幼児教育の基本：環境を通じた教育
- ・幼児教育の基本に関連して重視する項目
 - ・幼児期にふさわしい生活が展開されるようにする
 - ・遊びを通しての総合的な指導が行われるようにする
 - ・一人一人の特性に応じた指導が行われるようにする

＋
幼児が発達に必要な体験を積み重ねていくことができるように、
先生は、環境の構成を行うこと

1 0

発達の側面からまとめた5つの領域

心身の健康に関する領域
健康：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

人との関わりに関する領域
人間関係：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

身近な環境との関わりに関する領域
環境：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもち、関わり、それらを生活に取り入れていくことを養う。

言葉の獲得に関する領域
言葉：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くこととする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

感性と表現に関する領域
表現：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

- **ねらい**：育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの
- **内容**：ねらいを達成するために指導する事項
- **内容の取扱い**：幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項

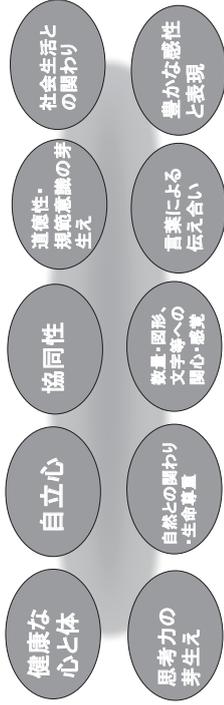
※5つの領域は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものである。

1 1

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化

5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである



幼保連携型認定こども園・幼稚園・保育所の職員と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、小学校教育との接続の一層の強化が図られることを期待。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導するものではないことに留意が必要。

1 2

「三つの資質・能力」「五つの領域」「10の姿」との関連

育みたい資質・能力
資質・能力は第2章示す活動全体を通して育むもの

ねらい
幼児が生活を通して発達していく姿を踏まえ、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの

内容
ねらいを達成するために教師が幼児の発達の実情を踏まえながら指導し、幼児が身に付けていくことが望まれるもの

内容の取扱い
幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであること
幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項

領域
この時期の発達の特徴を踏まえ、ねらい及び内容を幼児の発達の側面から、五つの領域としてまとめ、示したもの

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するもの

1 3

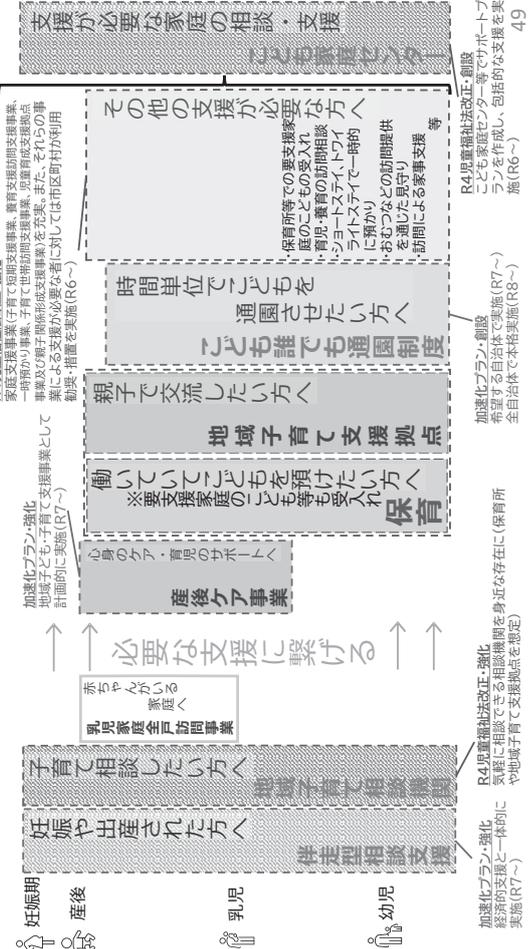
こども誰でも通園制度

48

妊娠から2歳児までの子ども・子育て支援の全体像

OR4児童福祉法改正や加速化プランにより、これまで比較的手薄だった妊娠から2歳児までの支援を強化。

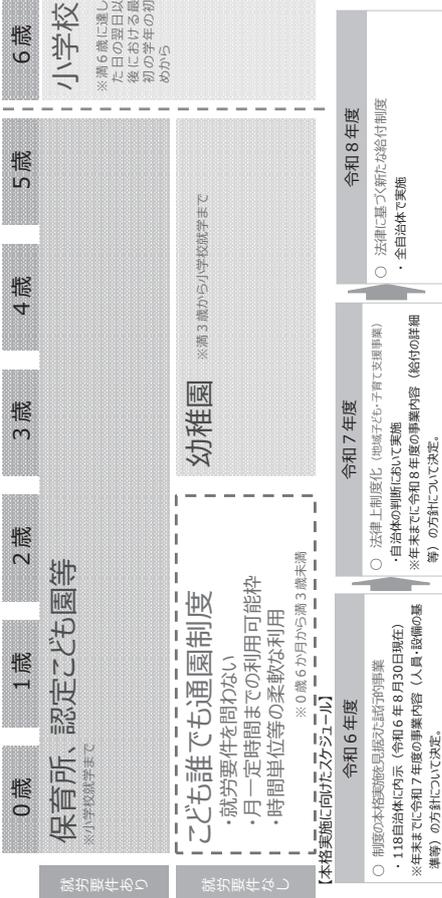
これらを着実に実施していき、自治体と緊密に連携しながら取組を強化しながら2歳児までの支援を強化。



49

こども誰でも通園制度

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設 (R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化)



50

こども誰でも通園制度の意義

「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備する」ことを目的とする制度 (「保護者の立場からの必要性」に対応するものは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点からの制度)

こどもの成長の観点から

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいないだけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していくことができる
- ・保育者から保護者がこどもの良いところや育っているところ等を伝えられることで、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも良い効果がある

保護者にとって

- ・保育者との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながることで、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながる
- ・保育者からこどもの出来ていることを伝えることで自身も回帰することや、育児方法の模範を見ることができ、成長の過程と発達と発達の現状を客観的に捉えることができ、保護者自身が親として成長していくことにつながる
- ・保育者との関わりにより、こどもの育ちを共に喜び合えるようになることで、子育ての楽しさを実感できるようになる
- ・親子が地域の様々な社会資源に活用され、こうした社会資源を活用しながら、保護者が主体的に子育てをすすめることができる

保護者にとって

- ・これまで関わることが少なかったこどもや家庭と関わることで、専門性をより地域に広く発揮できる
- ・保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感、不安感の解消につなげていくなど、在りて子育てをする保護者に対して専門性を発揮することができる

制度として

- ・給付制度として一定の権利が生じる。全国どの自治体でも共通で実施することで、制度利用のアクセスを向上
- ・利用状況を自治体が把握することができ、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことができる
- ・人口減少社会における保育所等の多機能化の大きな柱の一つとして位置付けられる

51

新たな継続的な見える化の制度における報告・公表の在り方について

※本資料は、専門的知識に基づき記載。今後、この内容が変更される場合は、この内容が変更された旨を記載する。

●新たな制度の施行期日は令和7年4月1日、令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象とする。
 ●経営情報等の報告期限は事業年度終了後5月以内、事業年度が令和7年3月末日の場合、同年8月末日までに報告。
 ●このdepa一子を経営情報等の収集・公表に活用、施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、このdepa一子画面で公表。

報告する経営情報等	
情報項目	①人員配置 募集上の配置と実際の配置、職員の数 ②職員給与 収入、支出の科目別の内訳等 ③収支の状況 収入、支出の科目別の内訳、人員関係科目の内訳等 ④職員給与 各法人の会計基準に基づいて作成する決算書類の様式を活用 ⑤職員給与 各法人の会計基準に基づいて作成する決算書類の様式を活用
報告内容	給与、監督等で通常把握されている情報 速記改善等加算の実績報告書を活用

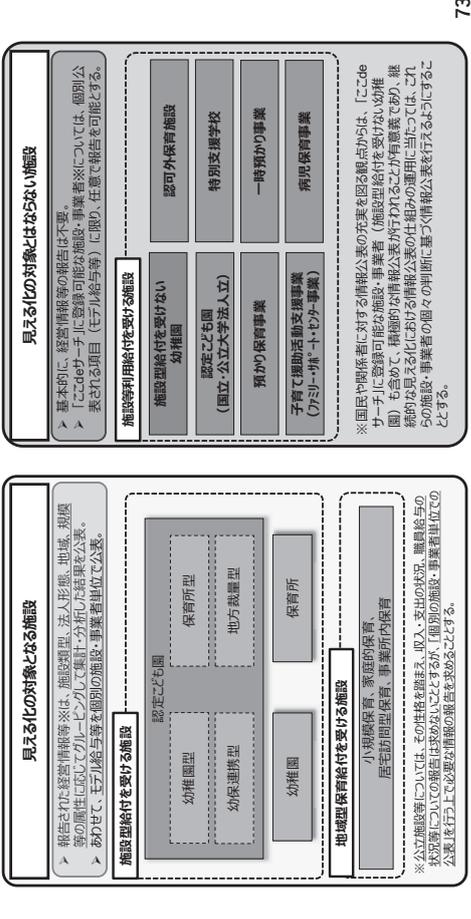
グループ別集計・分析結果の公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、保護者による施設・事業者の選択や、保育士等の就業の場の選択やキャリアの検討等を支援していく。
- 施設・事業者や従事者の権利利益を保護しつつ、幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わることを目指す。
- モデル給与
 - ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）、その他職員は任意記載。
 - ✓ 基本給、手当、賞与等や月収
 - ✓ 給与決定方法、賞与支給取組、時間外手当、退職金の取組、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。
- 人員配置
 - ✓ 職員1人当たりの平均給与/年
 - ✓ 給与総額に占める職種の割合
 - ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
 - ✓ 配置人員の構成比（職種別、年齢別等）
 - ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

72

対象施設について

●子ども、子育て支援法に基づき、施設型給付・地域型給付を受けられるすべての施設・事業者を対象とする。
 ●このほか、施設型給付を受けられない幼稚園については個別施設・事業者単位で公表される項目に限り、任意で報告を行えるようにする。



73

施設類型別の報告・公表対象情報について(一覽)

情報項目	認定こども園、保育所、幼稚園(認可外)		認定こども園、保育所、幼稚園(認可)		施設型給付を受ける施設類型
	報告	公表	報告	公表	
人員配置に関する事項 公定標準率以上の配置人数 実際の配置人数 など	○	○	○	○	任意
職員給与に関する事項 事業収入(徴収) 事業支出(費用)	○	○	○	○	任意
モデル給与に関する事項	○(一部任意※2)	○	○	○	任意
収支の状況に関する事項 事業収入(徴収) 事業支出(費用)	○	○	○	○	任意
人員比率に関する事項	○	○	○	○	任意
人的資本に関する事項 人材育成の取組状況 など	○	○	○	○	任意
ICT導入の取組状況 など	○	○	○	○	任意

※1 職種の合計給与額を報告。(個人の職種の給与については報告不要)
 ※2 常勤保育士等のモデル給与が実務項目、保育士等以外の職員や非常勤職員のモデル給与等はすべて任意項目。

74

保育DXの推進

課題

- 保育施設等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進。
 ◆ 総務・経理等の業務の効率化を進め、保育施設等が自治体の間でオンライン手続を行うための施設管理プラットフォーム(仮)を整備。
 ◆ 自治体のICTシステムに共通する標準的なシステムを開発し、自治体間で共有して活用する。
 ◆ 自治体のICTシステムに共通する標準的なシステムを開発し、自治体間で共有して活用する。
- 自治体による、書類の集約・整理。
 ◆ 自治体による、書類の集約・整理。
 ◆ 自治体による、書類の集約・整理。
- 情報収集、見守り、点検計算、施設整備等の業務効率化。
 ◆ 情報収集、見守り、点検計算、施設整備等の業務効率化。
 ◆ 情報収集、見守り、点検計算、施設整備等の業務効率化。

効果

- 業務の効率化により、事務の労力が軽減され、保育の質の向上に貢献する。
- 施設での人材確保や業務の効率化により、保育の質の向上に貢献する。
- 自治体の負担軽減に貢献する。
- 自治体の業務効率化により、保育の質の向上に貢献する。
- 自治体の業務効率化により、保育の質の向上に貢献する。

保育DXの推進

保育施設等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進。
 ◆ 総務・経理等の業務の効率化を進め、保育施設等が自治体の間でオンライン手続を行うための施設管理プラットフォーム(仮)を整備。
 ◆ 自治体のICTシステムに共通する標準的なシステムを開発し、自治体間で共有して活用する。
 ◆ 自治体のICTシステムに共通する標準的なシステムを開発し、自治体間で共有して活用する。

75

こども家庭庁

保育士・保育所支援センターの法定化

施行日：令和7年10月1日

① 制度の現状・背景

- 保育人材確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士の職員配置基盤の改善やこども誰でも通園制の創設も見据え、**保育人材確保の強化を図る必要がある。**
- 保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「**保育士・保育所支援センター**」(※)について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。(※) 令和6年10月1日時点において、46都道府県75か所で開催されている。

② 改正内容

- **都道府県が、以下の業務を行う拠点(「保育士・保育所支援センター」としての機能を担う体制を整備するものとする規定を設ける。** ※指定都市・中核市は努力義務。
 - ① 保育に関する業務への関心を高めるための広報
 - ② 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援
 - ③ 保育所の設置者に対する、保育士が就業を継続することができるような就業環境を整備するために必要な助言その他の援助
 - ④ ①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- **保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力に関する努力義務規定を設ける。**

こども家庭庁

地域限定保育士の一般制度化

施行日：令和7年10月1日

① 制度の現状・背景

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に、国家戦略特別区域法に基づく特別措置として、地域限定保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる「地域限定保育士制度」を創設。
- 上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回だったが、その後年間2回実施の取組が広がりが、平成29年度以降は全ての都道府県において年間2回試験を実施。
- 保育人材の確保は、全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差がある。特に不足するおそれがある地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要。

② 改正内容

- 国家戦略特別区域法に基づく特別措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、**特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を見直し創設**する。
 - 都道府県又は指定都市が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、**保育士の確保のための措置を講じておらずその区域内において保育士が不足するおそれがあることを証明する書類等を添付して、「試験実施方法書」により内閣総理大臣に申請する。**
 - **内閣総理大臣は、地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であることを確認の上、「試験実施方法書」を認定(※1)、認定を受けた都道府県等が地域限定保育士試験を実施。**
 - (※1) 指定都市が認定を受けるためには、あらかじめ都道府県知事の同意を要することとする。
 - 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定試験機関として指定できるものとする(※2)。
 - (※2) 一般社団(財団)登録法に規定に関する事務を行わせる場合、内閣総理大臣の同意を要することとする。
- **地域限定保育士の登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経歴(※3)がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録を受けられるようにする。**
 - (※3) 1年間の勤務経歴とすることを想定。

こども家庭庁

保育士・保育所支援センターの法定化

施行日：令和7年10月1日

① 制度の現状・背景

- 各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、各保育士・保育所支援センターにおいて、地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくKPI(重要業績評価指標)を設定することとし、各センターにおいて、支援目標、KPIの達成状況や支援実績を定期的に公表し、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図る。

② 改正内容

改正後の児童福祉法(抄)

第十八条の二十四 都道府県は、次に掲げる業務を行う拠点(以下「支援センター」という。)として、各センターにおいて、支援目標、KPIの達成状況や支援実績を定期的に公表し、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図る。

一 高めるための広報を行うこと。

二 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の支援を行うこと。

三 保育所の設置者に対し、保育士が就業を継続することを希望する保育士との就業の促進、就業継続の向上、業務負担軽減の促進を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、保育士が就業を継続することを希望する保育士の就業の促進を促進するために必要な業務を行うこと。

② (略)

第十八条の二十五 国、地方公共団体、保育士・保育所支援センターは、保育士・保育所支援センターの機能を担う者その他の関係者とは、保育に関する業務及び就業の促進に関する業務に必要となるため、相互に連携し、協力して業務を行うものとする。

③ 今後の目指す方向性

保育の現場、職業の魅力を高めること、保育士・保育所支援センターの認知度向上

新規資格取得支援

- 保育士・保育所支援センターの認知度向上
- 保育士・保育所支援センターの認知度向上
- 新規資格取得の促進
- 養成施設卒業者の保育現場への就職促進

離職者の再就職支援

- 潜在保育士の再就職促進
- 潜在保育士の再就職促進(情報交換、機会の提供、定期的な状況確認支援等)
- 求人情報の充実、情報提供の迅速化
- 保育所等への採用支援

就業継続支援

- 就業継続支援
- 保育現場における就業継続の促進
- 業務負担軽減の促進

④ 相乗効果により上記4つの柱の効果を向上させる

新・関係機関との連携

- 新・関係機関との連携
- 市町村と連携した人材確保に関する取組実施
- 都道府県と連携した卒業生の保育現場等への就職活動支援
- 関係機関との連携による就業支援の強化

こども家庭庁

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

① 制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切な事例が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通うことも預けられるような環境を整備していく必要がある。
- 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられていないところ、保育所等における虐待への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出(令和5年5月)するなどの対応を行っている。

② 改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・ 国による調査研究等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**
 - 【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、育児支援事業、乳児発達支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

A page with a vertical line on the left and a horizontal line at the top. The right side of the page contains 20 horizontal lines for writing.

研究講座 1・教育

『創りだそう！こどもの未来を拓く良質な乳幼児期の教育を』

一層深刻さを増す現代の少子時代は、社会情勢に影を落とし、教育の現場においてもその影響は大きい。このような時代の中でも、私たちは「人を育てる」という尊い営みを通し、目の前のこどもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うという、重要な役割を担い質の高い幼児教育を目指しています。そのためには、社会全体が「こどもは愛おしく、社会にとってかけがえのない存在である」という思いを抱き、こどもを一人の「主体者」として尊重し、その権利を保障することが重要です。またその尊重のうえにこそ、良質な環境と教育が構築されると思っています。この度は誕生から成人期までの、連続した学びを保障していこうとする世界の教育動向も踏まえ、こどもが持つ「有能性」を存分に発揮できる『こどもがまんなか』ということ、様々な発達段階における、主体的な活動としての遊びを中心とした、保育実践を通して考える機会としたいと思います。基調講演を受けて、参加者の皆様とも『こどもがまんなか』について語り合う時間も設けております。皆様のご参加をお待ちしております。

第1部 基調講演「世界は美しくて面白い ～子どもの有能性から保育をはじめよう～」

■講師 上垣内伸子（十文字学園女子大学 名誉教授）

第2部 フロアディスカッション

■登壇者 上垣内伸子（十文字学園女子大学 名誉教授）

安家 周一（（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長）

丸谷 雄輔（（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構教育研究委員会委員）

熊谷 知子（（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構教育研究委員会委員）

■進行 岡本 潤子（（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構教育研究委員会委員長）

令和7年度 第40回全日本私立幼稚園連合会
設置者・園長全国研修大会
2025.10.28

研究講座 1.教育『創りだそう！ こどもの未来を拓く良質な乳幼児教育を』

世界は美しくて面白い ～子どもの有能性から保育を始めよう～

元十文字学園女子大学
上垣内伸子（かみがいちのぶこ）

ぼくが ここに

ぼくが ここに いるとき
ほかの いろんなものも
ぼくに かさなって
ここに いることは できない

もしも ゾウが ここに いるならば
そのゾウだけ
ママが いるならば
その一つぶの ママだけ
しか ここに いることは できない

まじ・みちお

ああ このちきゅうの うえでは
こんな に だいに
まもられて いるのだ
どんなものが どんどころに
いるときにも

その「いること」こそが
なにも まして
すばらしいこと として

Being / Identity / Dignity

プロローグ 2編の詩からスタートしましょう

「6つになった」 Now We Are Six

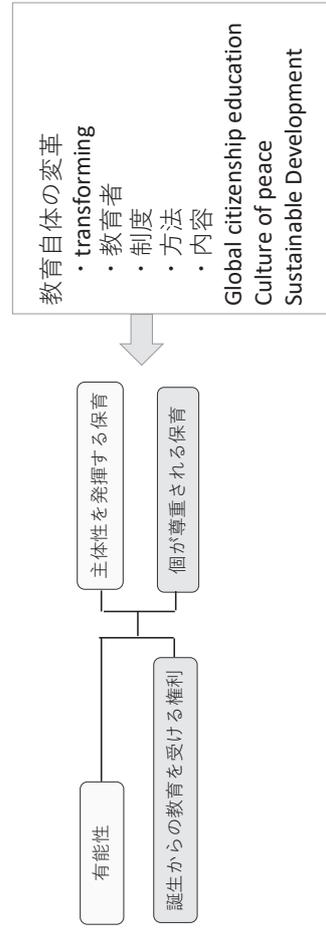
1つときは なにかも はじめてだった。
2つときは ぼくはまるっきりしんまいだった。
3つときは ぼくはやっとぼくになった。
4つときは ぼくはおおきくなりました。
5つときは なにかならにまでおもしろかった。
今は6つで ぼくはありったけおもしろいです。
だから いつまでも 6つでいたいと ぼくはおもいます。

When I was one, I had just begun.
When I was two, I was nearly new.
When I was three, I was hardly me.
When I was four, I was not much more.
When I was five, I was just alive.
But now I am six, I'm as clever as clever.
So I think I'll be six now for ever and ever.

A. A. ミルン
(周郷博訳)

Unschool mind

子どもの未来を拓く良質な乳幼児の教育



Contents

プロローグ 2編の詩から～

1. 誕生からの教育を受ける権利

2. 有能性 (competence)

3. あらためて、子ども主体の保育とは？

エピローグ 再び、「これからの保育がめざすもの」

今、世界の保育者が目指す質の高い幼児教育・保育とは

- 遊びを中心とする包括的な保育
- 幼保一元化 0歳から6歳（8歳）までの一貫した教育
- 乳児保育（未満児保育）の充実
- 無償化と予算投入（誰もがアクセスできるように）
- CRC（国連子どもの権利条約）を土台とした子ども主体の保育
- Agencyが発揮される保育
- 持続可能な社会の担い手を育てるESD～Greening Education
- 人権と平和の普遍的な文化の構築に参画する保育
- Professional Development（現任者研修）

1. 誕生からの教育を受ける権利

- 1951年 児童章章
- 1989年 子どもの権利条約 第28条 教育を受ける権利
- 1990年 万人のための教育世界会議：万人のための教育（EFA）タイジョムティエン宣言「学習は誕生から始まる」
- 2000年 世界教育フォーラムダカール行動枠組「特に最も脆弱で不利な立場にある子どもたちのために、包括的な幼児ケアと教育を拡大・改善する」
- 2005年 国連子どもの権利委員会一般的注釈7号「乳幼児期における子どもの権利の実施」
- 2005-2014年 国連持続可能な発展のための教育（ESD）の10年
- 2010年 ユネスコWCECCE（世界幼児教育会議）モスクワEFA目標が「緊急かつ断固たる行動を取る行動の限り、2015年までに達成できない大きなリスクがある」と警告
- 2015年 世界教育フォーラムインcheon宣言「万人のための、包括的で公正な質の高い教育の確保と生涯教育の推進」 教育2030行動計画
- 2015年 持続可能な開発のための2030アジェンダ 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）SDG4.2
- 2018年 G20ブエノスアイレス宣言「幼少期から生涯学習の観点で、キー・コンピテンシーを促進する包括的な戦略を構築する」
- 2019年 ESD for 2030「持続可能な開発のための教育：SDGsの実現に向けて」
- 2022年 国連変革教育サミット（TES:Transforming Education Summit）幼児教育の法的枠組みの強化
- 2022年 国連教育の権利委員会報告書（乳幼児期の教育の脆弱さ、乳幼児期からの教育の必要性）
- 2022年 WCECCE世界幼児教育会議 タシユケント宣言
- 2023年 タシユケント+1
- 2023年 子ども基本法
- 2023年 国連「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」

0～6歳までの一貫した教育カリキュラムを教育省が策定したイタリヤを例にあげて

ピストイア市の教育の基本方針「教育は子どもも主導でなされる」

- 外部環境とのつながりを良好にする
- あらゆる子どもを暖かく受け入れる施設にする
- 子どもの学ぶ権利、また友達とともに学ぶ権利を守る
- 子どもと大人の審美観（美しいものを見分ける力）を培う
- 保育者の専門的、文化的成長を促す
- 家庭の参加を促進する

質の高い幼児教育・保育は子どもの当然の権利 ユネスコ主催世界幼児教育会議（ウズベキスタン,2022）

WCCECE (World Conference on Early Childhood Care and Education) タシケント宣言

すべての子どもに公正でインクルーシブで質の高い教育・保育を

幼児教育・保育は、万人の教育の権利を確かなものにする鍵

・子ども中心で遊びを基本とし、ジェンダーと環境に配慮した保育

・弱い立場、リスクのある学習者の優先と幼児期からの介入

・紛争、自然災害を含む危機を子どもと家族が乗り越えるための回復力を獲得するための支援

・質の高い無償の義務教育として就学前教育の最低1年間の確保

・幼児期からのESDの強化（Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育）

・家族や養育者への子育て支援

・デジタル技術へのアクセシビリティの公平性

・保育者の資質向上のための研修とキャリアアップの機会提供

World Conference on Early Childhood Care and Education: Tashkent Declaration and Commitments to Action for Transforming Early Childhood Care and Education, 16 November 2022 - UNESCO Digital Library



子どもの権利条約(CRC)で保育者が大切にしたいポイント
CRC: Convention of the Rights of the child

➤子どもの権利は誕生から始まる 第1条

Rights from the Start

➤ 生きる権利・育つ権利 第6条

➤ 意見表明は赤ちゃんから 第12条

意見は“opinion”ではなく“views”

➤ 教育を受ける権利 第28条

➤ 遊ぶ権利、休む権利 第31条

➤ 文化と芸術の享受者ではなく参加する者 第31条

遊びの質、保育の質が問われる

保育への子どもへの参画

SDGs:持続可能な開発目標の中での位置づけ



ターゲット4.2

乳児期からの質の高い保育へのアクセス



SDG 4 Target4.2 (外務省訳)

2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

By 2030, ensure that all girls and boys have access to quality early childhood development, care and pre-primary education so that they are ready for primary education

⇒保育の核が明確になった

子どもの権利条約/こども基本法

・ 権利主体としての子ども

・ 対等性と相互性

・ 参画

・ 誕生から始まる

幼児教育・保育

・ 子どもが主体として生きることを、主体的にとらえ、かかわり、支える

『自ら育つものを育たせようとする心、それが育ての心である。～育つものと育てるものとの互いの結びつきに於て相楽しんでいる心である。』（倉橋惣三）

・ 子どもの声を聴く

3. あらためて、子ども主体の保育とは？

主体性を発揮する保育、個が尊重される保育

1. 安心感の保障
2. 自発的活動としての遊び
「子どもが始めた遊びが大事」
3. 成長主体としての子どもの有能性
成長可能性への信頼と尊重
4. 環境を通しての保育
5. 主体性と相互性

保育者が目指す

質の高い保育

子どもが感じる

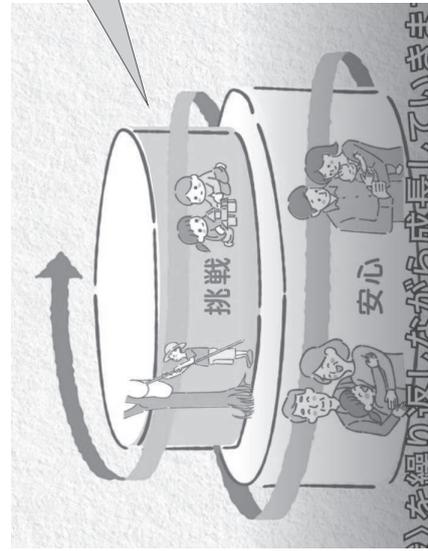
歌いだしたくなる保育

まずは安心感
世界に対する基本的信頼感と自分に対する自己肯定感

- 肯定的なまなざしの中で育つ
- 丸ごと受け止められ、見守られ、認められながら、自発的に行動する
- 善意の中で育まれ、調和の中に生かされていることを感じる

⇒⇒安心して、自信をもって大きくなる

(1) 子どもが始めた遊びが大事



そして挑戦：始まりは直接体験「やってみる」

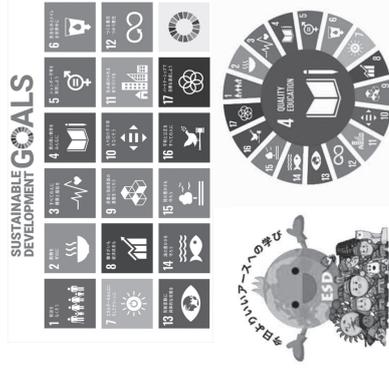
- 自分自身が五感を用いて世界を感受する
- 自分からまわりのものに近づき、触れ、操作して、世界(相手)と自分を知る
- 世界の成り立ちや原理を自分なりに理解する
- 命あるもので世界が成り立っていると感ずる
- ごっこ遊びを通して「なることわかる」

⇒⇒これが乳幼児期の生き方

だから、子どもが始めた遊びが大事

- 子ども自身が生み出す自発活動としての遊びこそが保育の中核
- 自分の頭で考えて自分の体を使って自分で行動して最後までやりきること、そこで起こったことを引き受けること
- 「プリンはなかなかできないもの」...りょうちゃんの砂遊び
- やりたいことを、自分のやりたいように、心ゆくまでやりきることを保障する⇒“主体的・対話的で深い学び”
- 考える余地、考える道を開く
- タケヒロくんと電車
- 好きな遊びが「自分」を作り、生涯を通じての楽しみができる
- 自分の遊びを遊ぶ

生活から生まれる遊びはESDでもある



- SDGs: Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標
- ESD: Education for Sustainable Development 持続可能な開発のための教育
- 持続可能な開発を実現するための、今起きている問題に引き合い解決するための、発想力や行動力を育てる教育
- 持続可能な未来を創りだすために必要なライフスキルと行動と価値観を学習する
- 「学習指導要領」「幼稚園教育要領」に示される重要課題

(文科省日本ユネスコ国内委員会HPより)

生活のリアリティは遊びのエンジン

- 「むらおかやごっこしよう」
- 「むらおかやごっこ」と「お店屋さんごっこ」
 - どこがちがう？なにがちがう？
 - 幼児の自発的／主体的な遊びは、その子どもから生み出される生活性（生活のリアリティ）から生み出される
 - それ故に、保育者の生活者としての側面が問われる
- A君が始めたお風呂ごっこ
- ごっこ遊びは世界を作る根っこ
ごっこ遊びは世界を知る入口

子どもから始まる遊びには“必然”があり、“必然”が“意欲”と“主体的態度”を導く

- 形骸化した協同遊びを展開してはいないか？
- 年間計画に載せ、内容も保育者が主導して決めた協同遊びに、子どもにとつての必然はあるのか？
- *子どもが最も学ぶ瞬間は、自分の中に問いがあり、アイデアがあり、遊ぶことの必然があるときである。
- *自分自身の生活と地つながりの遊びは、子どもの中に展開のアイデアがどんどん生まれる
- 「ボク、ナンデ、イマ、ココデ、コンナコトシテイルンダロウ？」

(2) 成長主体としての子どもの可能性、成長可能性 倉橋惣三の保育論から

- 成長への信仰にも似た信頼と確信が保育者にはある
- だからこそ、自発性の尊重が保育の出発点になる

自ら育つものを育てようとする心。
それが育ての心である。
世の中にこんな楽しい心があるだろうか。
それは明るい世界である。
温かい世界である。
育つものと育てるものとの、互いの結びつきに於て相楽しんでいる心である。

『育ての心』序文 昭和11年

津守真の保育論から

子どもの中に育てるもの

- 存在感
- 能動性
- 相互性
- 自我

保育者の行為

- 出会う
- 交わるー表現と理解
- 現在を形成する
- 省察する

『保育者の地平』津守真 (1997年)

幼児の自発 自発生活の尊重 自発保育

- 「幼児教育の特色」(大正4年1915年)
 - 自発的 相互的 具体的 情緒的
- 「幼児の自ら育つものを」(昭和27年1952年)
 - 保育は幼児の自発による
 - 自発の力以上に自発の内容に驚嘆に値するものがある
 - 「美に感ずる性が、善を好む性が、真を好む性がある。」(Aちゃん)
 - 「幼児の好意がある、親愛がある、喜悅がある。」(Bちゃん)
 - 自発の力による自発保育ばかりでなく、自発の内容による自発保育

自発保育の尊重とは子どもに内在する〔真・善・美〕の尊重

26

(3) 環境を通しての保育

有能性を土台におく保育の鍵は環境

- 有能性とは、積極的に能動的に自分から外界に働きかける力
 - ⇒ 子どもを取り巻く環境の質が重要となる
- 環境を通しての保育 = 子ども主体の保育

世界は美しく、心地よく、面白く、そして優しい

大人が美しい環境を用意することの教育的な意味

- 子ども自らが考え行動しながら学んでいく際の土台となる、安定感や快という部分の保障に「美」が関わっている。
- 認知能力と感動は平行して発達するもので、美は2つのつながりを強める。

優 美 知
快

環境と保育の関係

Well-beingとBenessere(ベネッセーレ)

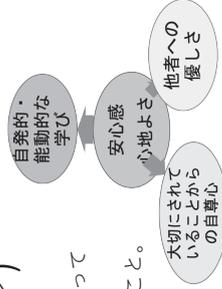
イタリア、ピストイアの保育から学んだこと

- Well-beingとは、身体的・精神的・社会的に良好な状態、子どもにとって究極的に善い状態。幸福。
- Benessereとは、子どもの包括的な幸せ、心身ともによい状態であること。

➢ 教育はbenessereな状況の下に成立する。

➢ 美しい環境であることがBenessereであることを支えている。

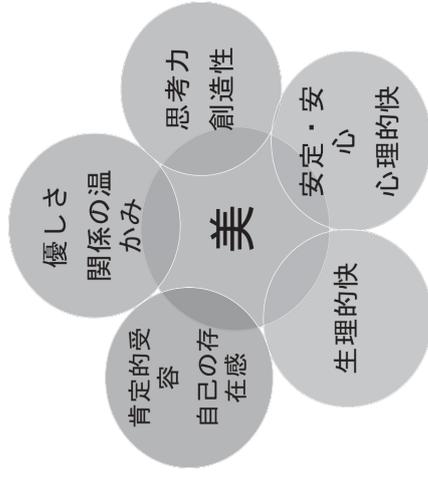
- ①意味がわかり易く整理され、気配りが行き届いている
 - ②美しい場所に豊かな素材があること、ありふれたものではない、探究心や表現する気持ち刺激する材料が用意されている
 - ③自然の神秘に出会えること
 - ④世界は、面白くて、美しく、優しい
- 主体的に生きること、探求し思索すること、周りにやさしくなることにつながっていく



美しい環境は子どもへの身体、情緒、認識、人間関係のベネッセーレを支える

美は見た目のきれいな以上の内的なもの

美しい環境にいると子どもはこれらを身に着ける。



31

美的環境を通して子どもの全人的な発達を育む（例：ピストイア）

ピストイアの保育者が大切に作り出している環境は・・・

- 視覚的聴覚的なストレスのない落ち着いた環境
- 子どもの目線で考えられた心地よく安定できる生活空間
- 子どもの好奇心や探索心を刺激し、知識を得たり創造したり想像したくなる環境
- 大事にされ受け入れられていると感じる空間
- 他者とながりがりたくなる空間環境

⇒ これらを満たす空間とは・・・美しい環境

30

自然：本質に出会う環境
～自分が生きる世界の探求

- 天は火、つまり星をもっています。
- 雲は上空にただよっています。
- 鳥が雲の下を飛んでいます。
- 魚が水中を泳いでいます。
- 大地には山、森、畑があり、動物、人間がいます。
- このように世界という大きな身体は四つの要素から成り、居住者で満ちています。



コメニウスの「世界図繪」

世界は何でできている？

元素・本質・真理と出会うことは子どもの自然な欲求

□ギリシャ哲学における4元素・・・火・風・水・土

□中国の五行説・・・木・火・土・金・水

●4元素は、興味関心、追求する心を育てる

●真・善・美は、まわりへの優しさを生み出す

●五感を呼び覚ます

●「美」と「不思議」は、深い思考と 情緒を呼び覚ます

➢光と影

➢風

➢水

➢生き物

世界の根本から
保育内容や環境を
考えてみませんか

対象のもつ「美」

発見・驚き・感動

探索・実験・創造

遊びは「つながり」を生み出す

●遊びの求心力

一人一人の遊びの充実（どの子どもにも）
発達特性を超えた個の尊重

●遊びが結節点（つなぎめ、むすびめ）になる
空間に意味が生まれる

●遊びの充実

物語られる 続く つながる

皆が自分を投入し、アイデアを出しあう

⇒協働的学習のアカデミア

(4) 主体性と相互性

仲間と育つ～有能性は相互的・対話的学びを導く

- 主体的であらうとすることと相互に尊重する/されること
- 私もあるが、キミもボクも、大切な「自ら考えて行動する」存在
- 主体として生きるとは互いを思いやり共に過ごすこと
- ことも同士も、子どもと保育者も
- リレー遊び

二人は、モノを探す互いの活動に関心をもちながら、モノ自体にも興味を示している。ジュリアがマラカスを手に取り、回したり振ったりしてその音を聴いていると、その動きがマルテナの注意を引いた。二人は微笑みと声を交わしあい、それはまさにジュリアの発見を話題にしているようである。

(ピストイアの市の保育園のドキュメンテーションより)

(5) 保育者の役割

- 個への着目 集団中での一人一人が見える
- 遊びの可視化 見える（動き、モノ）聞こえる（音・言葉）言葉がなくなぐ、意味づける自分自身の存在で
- 環境の再構成（アフォーダンスを意識して）モノの使い方、素材、レイアウト、場の使い方
- タイミング 卒園同時 「時は今雨の下しる五月かな」 「鳴くまで待とうホトトギス」 熟成
- 焚火番 消えぬように、燃えすぎないように、まきを絶やさぬように

Co-Agencyとしての保育者自身の主体性
子どもの主体性を尊重しようとする
共創者としての主体性

共鳴箱としての保育者

エピソード 再び、「これからの保育がめざすもの」

保育実践の中心となるのは・・・Play based Education
Child centered Education

- ▶ 思い切り体を動かし太陽の下で遊ぶこと、豊かな自然環境は子どもの成長には欠かせない
- ▶ 自然のもつ美と不思議、本質と出会う環境を
- ▶ 子ども自身が生み出す自発活動としての遊びこそが幼児教育・保育の中核
- ▶ 子どもも保育者も主体的に保育の場で行動する
- ▶ 自分を取り巻く全てのモノとの対話は欠かせない
- ▶ 対話的知性をもつ

幼児教育・保育は
今と未来を育てる仕事
子どもの潜在力に信頼を
寄せて・・・

子どもが歌いだしたくなる
ような保育を紡いでいこう

ご清聴、ありがとうございました。
nobuko-k@lumonji-u.ac.jp

今と未来を生きるこれからの保育課題

- ▶ 共生から相互尊重、そして共創へ
 - ここにいる自分が時空間を越えたくさんの生命とつながって生きてい
る/生かされていると感じ（共生）、
 - 互いを尊重する心もち（相互尊重）、
 - 協力することで新しいものを生み出していく（共創）ことへの期待感を
もって生きる
- ▶ 共生・相互尊重・共創は、平和の文化の礎
Culture of peace
Sustainable Development “Enough for everyone forever”

A page with a vertical line on the left and a horizontal line at the top, creating a header area. Below the horizontal line, there are 20 horizontal lines for writing, starting from the right side of the page.

研究講座 2・振興

『～幼児教育の質に対する振興を考える～質向上のプランへ『良い幼児教育の“質”とは？』質の評価スケールの策定は可能か？』

待機児童解消の量的拡充を目的とした国の『新子育て安心プラン』が終わり、新たなプランの策定に入りました。これからは「質の向上」を重点としたプランを掲げています。こども家庭庁の今年度の調査研究事業に「保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方」をテーマに挙げています。この新たな質に対する振興の試みは、全日私幼連が悲願として掲げてきた“幼児教育振興法”と重なる部分でもあります。幼児教育振興法は、質の高い幼児教育を振興していくことを目的としています。まず、質の向上を考える前に「良質な幼児教育」とは何か？「良い教育の定義」とは？はたして客観的、定量的に教育の質を評価できるのか？特に幼児教育は、義務教育以降の教育とはあらゆる点で異なるだけに、客観的に質を評価するには難しい側面があります。また私学の学校法人は、それぞれに建学の精神があることも難しいところです。なお認定こども園においては、福祉と教育を包含するため教育の線引きが難しいという課題があります。特に、0～2歳児の乳幼児においての教育とはどのようなものを指すのか？

前半、国立教育政策研究所・幼児教育センターから示された「幼児教育の質評価スケール案」について、(一財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構副理事長の宮下友美恵先生と共に「幼児教育の質」について考えます。そのエビデンスに対し、教育財源・補助金をどのようにアプローチしていくべきか？これからの新しい振興策『質重視の振興』への展望を考えます。

後半は、教育の定義、評価の方式について説明。また現場で保育・教育の質の向上を掲げて実践しているパネラーの委員から報告していただきます。現場での報告等を通して、良質な幼児教育の質とは何か？これからの新たな振興活動の方向性を皆様と考えたいと思います。

第1部 対談

「幼児教育の質とは？国立教育政策研究所の評価スケールとECEQ®比較にみる展望と課題」

■講師 宮下友美恵 ((一財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構副理事長)
石田 明義 (全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長)

第2部 報告及び説明

「教育の定義」「私学における質重視の事例報告」「評価の方式」等について

■パネリスト 若山 清和 (全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員)
福田 大海 (全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員)
堂山 宗敬 (全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員)
荻野 玉恵 (全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員)
■コーディネーター 石田 明義 (全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長)

■公開保育を活用した幼児教育の質向上システム「ECEQ®」

(一財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が開発した ECEQ® (公開保育を活用した幼児教育の質向上システム) は、幼稚園や認定こども園等が公開保育や園内研修を通して自園の良さや課題を自覚し、幼児教育の質向上につなげていくためのシステム。ECEQ®実施園が「やってよかった」と実感でき、実効性のあるシステムとして実施園や専門機関から高く評価されている。

ECEQ®の目的

- ・公開保育を実施し外部の視点を導入することによって、より多面的で多角的な評価・改善を行う
- ・園内研修を通して自園の保育の良さや課題を共有し、取り組むべき課題を明らかにする
- ・園として学校評価を持続的に実施し、教育の質を向上し続けていくための組織風土をつくりあげていく

ECEQ®の特徴

- ・公開保育を含んだ 5つの STEP を踏みながら園全体で教育の評価・改善を進める
- ・一連の取組に ECEQ®コーディネーターが関わって支援する

ECEQ®の質的検証

東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター (CEDEP) が ECEQ®の質的検証を行った。

■第三者評価の実施方法としての ECEQ®

ECEQ®は、以下の3つの根拠により第三者評価の実施方法の一つと考えられる。

①「学校評価ガイドライン」(文部科学省)

文部科学省「幼稚園における学校評価ガイドライン」(平成 23 年改訂) では、第三者評価の実施体制について、以下のような文言がある。

具体的な実施体制については、地域や学校の実情等に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応することが考えられる。

(ア) 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う

(イ) 一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う

(ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う

ECEQ®は、このうち（イ）に該当する。

②「公定価格のFAQ」（こども家庭庁）

国が発出している「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」には、以下のような文言がある。

NO.68

事項：第三者評価受審加算

問：第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。

答：「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をHP等により広く公表している場合に加算を行うこととしています。

このFAQを根拠にしても、ECEQ®は第三者評価とすることができるが、第三者評価受審加算の取得のためには、報告書等により「その結果をHP等により広く公表」することが条件となる。

③リベルタス・コンサルティング報告書（文部科学省委託事業）

株式会社リベルタス・コンサルティング

令和6年度文部科学省委託「幼児教育の学び強化事業」

「幼稚園における学校評価の実施状況等に関する調査 報告書」（令和7年3月）

報告書には、「第三者評価の実施方法」として以下の記載がある。

今回のヒアリングから、第三者評価の実施方法は、大きく以下の3種類に分けることができる。

- (1) 学校関係者評価の委員に、専門家を加えて第三者評価委員とする。
- (2) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム(ECEQ)」の実施と参加
- (3) 第三者評価機関による評価
 - ①自治体設置の公立学校の第三者評価委員会
 - ②福祉サービス第三者評価機関

文部科学省委託の報告書の中で、第三者評価の実施方法としてECEQ®が位置づけられている。

■ECEQ®はなぜ幼児教育の質向上につながるのか

- ・「問い」という共通の課題意識をもった多様な他者との対話によって、新たな気づきや学び合いが生まれる
- ・自らの保育を問いかける基礎が培われ、PDCAが機能するようになる

↓

ECEQ®は評価のための評価に終わらない、幼児教育の質向上につながる評価





第40回全日本私立幼稚園連合会 設置者・園長全国研修大会

令和7年10月28日(火) 9:00~

研究講座 2. 振興

～幼児教育の質への振興を考える～

質向上のプランへ『良い幼児教育の“質”とは?』

質、評価スケールの策定は可能か?

全日本私立幼稚園連合会 政策委員会

都道府県	設置数	廃園数	閉園数	不明数	合計
北海道	1	0	0	0	1
青森県	1	0	0	0	1
岩手県	1	0	0	0	1
宮城県	1	0	0	0	1
秋田県	1	0	0	0	1
山形県	1	0	0	0	1
福島県	1	0	0	0	1
茨城県	1	0	0	0	1
栃木県	1	0	0	0	1
群馬県	1	0	0	0	1
埼玉県	1	0	0	0	1
千葉県	1	0	0	0	1
東京都	1	0	0	0	1
神奈川県	1	0	0	0	1
新潟県	1	0	0	0	1
富山県	1	0	0	0	1
石川県	1	0	0	0	1
福井県	1	0	0	0	1
山梨県	1	0	0	0	1
長野県	1	0	0	0	1
岐阜県	1	0	0	0	1
静岡県	1	0	0	0	1
愛知県	1	0	0	0	1
岐阜県	1	0	0	0	1
滋賀県	1	0	0	0	1
京都府	1	0	0	0	1
大阪府	1	0	0	0	1
兵庫県	1	0	0	0	1
奈良県	1	0	0	0	1
和歌山県	1	0	0	0	1
徳島県	1	0	0	0	1
香川県	1	0	0	0	1
愛媛県	1	0	0	0	1
高知県	1	0	0	0	1
福岡県	1	0	0	0	1
佐賀県	1	0	0	0	1
大分県	1	0	0	0	1
熊本県	1	0	0	0	1
鹿児島県	1	0	0	0	1
沖縄県	1	0	0	0	1
合計	4	0	0	0	4

【令和6年度 全国私立幼稚園・認定こども園】

私立幼稚園の廃園・閉園数は78園

(全日本私立幼稚園連合会調べ)

- ・全国約7,500園の私立幼稚園・認定こども園のうち
廃園・閉園・不明を含めた園数は78園にのぼる。
- ・傾向として、北海道～東北地区～関東地区が多い

CONTENTS

第1部 対談

「幼児教育の質とは? 国立教育政策研究所の評価スケールとECEC比較にみる展望と課題」

【講師】(一財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構副理事長

宮下友美恵

全日本私立幼稚園連合会

政策委員長 石田明義

第2部 発表及び説明

「教育の定義」 「私学の質重視の事例発表」 「行政の評価対応」 「質と評価について・総括」

【パネリスト】

全日本私立幼稚園連合会

政策委員 堂山宗敬

全日本私立幼稚園連合会

政策委員 福田大海

全日本私立幼稚園連合会

政策委員 荻野玉恵

全日本私立幼稚園連合会

政策委員 若山清和

【コーディネーター】全日本私立幼稚園連合会

政策委員長 石田明義

2

令和7年から8年は、幼児教育保育界の分かれ道?

令和8年から国(自治体)における制度創設・改編等の予定～

令和7年

こども誰でも通園制度
(試行的事業)

見える化ここdeサーチ

公定価格改定(細分化)

処遇改善加算一本化

0歳児完全無償化(東京都9月～)

令和8年～

学習指導要領改訂(2030年)～

こども誰でも通園制度
(給付制度)

日本版DBS 保育DX

新子育てプラン(仮称)

小規模施設3歳～5歳受け入れ～

0歳児完全無償化(大阪市)



※年度において予定されている制度等は変更になる場合があります

子ども家庭庁 ことども家庭庁

～持続可能で質の高い保育を通じたことどもまんなか社会の実現へ～

保育政策の新たな方向性 概要

令和10年度から令和11年度未を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

- 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
 - 地域の課題に応じた柔軟な体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対応強化等
- 全ことどもの育ちと子育てに家庭を支援する取組の推進
 - ことどもも通園制度、働き親・医師職がケアの受入強化、家族支援の効果等
- 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
 - 施設改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX等

期待児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

平成25年度	平成30年度	令和3年度	令和7年度	令和10年度末
待機児童解消加速プラン (目標：5年間で約95万人)	子育て安心プラン (目標：3年間で約92万人)	子育て安心プラン (目標：4年間で約91.4万人)	保育政策の新たな方向性	保育政策の新たな方向性
・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少 [待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人]	・急増地域などは保育所における定員充足率を低下 [定員充足率 R6:全国平均 88.8% 前年度 91.6% 進捗地域 76.2%]	・待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換		
・全ことどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「ことども基本法」の成立 (R5.4.1施行)	→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全てのことどもと子育て家庭を支えることも重要に			

※1は100か月の育ちと子どもを育むための保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

第三者評価の改善による質の向上

令和8年度概算要求額 0.2億円

新たに、保育所等の第三者評価を改善するモデル事業を開始して、
保育実践の見直し・改善につながる質の向上の取組を推進

令和8年度概算要求
保育所等における第三者評価改善モデル事業

都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、国内の質評価スケール等(※)を活用した第三者評価の実施、当該評価を活用した保育実践の見直し・改善、保育士等や評価者の育成等について、モデル開発を行う
※国立教育政策研究所幼児教育研究センターが関係した「幼児教育における保育実践の質評価スケール案」等

【主な調査研究の観点(例)】

- 実施体制、評価機関の認証
- 実施園へのフィードバック、保育の改善
- 自己評価との関連付け
- 評価の公表
- 監査との役割分担
- 評価者の育成

【対象施設】
保育所、認定こども園、地域型保育事業等

第三者評価の試行的実施

フェーズ1 評価者の育成や、質評価スケールによる
第三者評価の試行的実施

フェーズ2 フェーズ1の実施園のフォロー

フェーズ3 フェーズ2までの取組の継続と、調査研究全体の検証

第三者評価を通じた保育の質の向上を実効的に推進

超少子化社会、これからの給付・振興の動向は？

超少子化 (園児減少) → 公定価格 ※1 × 園児数 = 減収 → 安定的 = 維持

「量」から「質」へ

給付・振興の新しいフェーズへ！

※1：今後も公定価格は「積み上げ方式」で維持されていく

保育所等における第三者評価改善モデル事業

令和8年度概算要求額 0.2億円

事業の目的

- 保育所や認定こども園等においては、保育の質の向上を図っていく上で、自己評価の取組に加え、より多様な視点を取り入れる観点から、第三者評価を活用することが重要。第三者評価の結果を保護者や地域と共有することは、協働体制の構築にも資する。
- 一方、第三者評価については、必ずしも保育そのものの改善に十分に結びついていないといった指摘もある。
- こうしたことを踏まえ、第三者評価の改善を図り、それを活用した各保育所や認定こども園等の保育の質の向上の取組を推進する。

事業の概要

都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、国内の質評価スケール等(※)を活用した第三者評価の実施、当該評価を活用した保育実践の見直し・改善、保育士等や評価者の育成等について、モデル開発を行う。
※国立教育政策研究所が幼児教育研究センターが開発した「幼児教育における保育実践の質評価スケール案」等

【主な調査研究の観点(例)】

- 実施体制、評価機関の認証
- 実施園へのフィードバック、保育の改善
- 自己評価との関連付け
- 評価の公表
- 監査との役割分担
- 評価者の育成

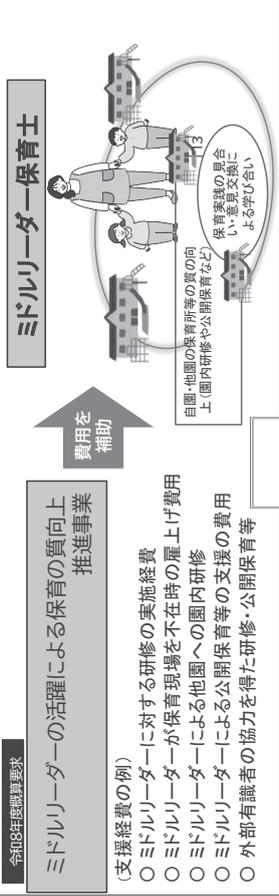
【対象施設】
保育所、認定こども園、地域型保育事業等

実施主体等
【実施主体】都道府県・市町村(委託基盤園)【都道府県等1か所当たり 500万円程度】

ミドルリーダーによる地域の保育の質の向上

令和8年度概算要求額：1億円

各園ひいては地域全体の保育の質向上に向けて、園内研修や公開保育等の取組の中核を担うことが期待されるミドルリーダー保育士の育成や活動に係る費用等を補助する仕組みを創設



地域全体の保育の質の向上を図る新たな仕組みを創設

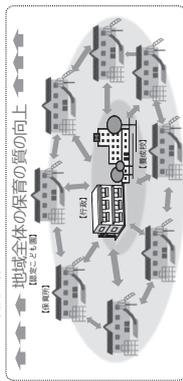
子ども 兼 産科

地域における保育の質の向上の体制整備調査研究

＜子ども・子育て支援推進調査研究・普及促進事業＞ 令和8年度概算要求額 0.6億円（0.5億円）

事業の目的
地域の現状を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保障等が行うことができる体制の構築を推進する。

事業の概要
新浦戸等から3年度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育環境・改善に関する指導助言、研修等の企画立案、委託業務を構築し、地域の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。



（中核的機関の例）

- 保育指導センター
- 幼児教育センター
- 自治体や事業者との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

（指定される取組の例）

- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員交流等

実施主体等

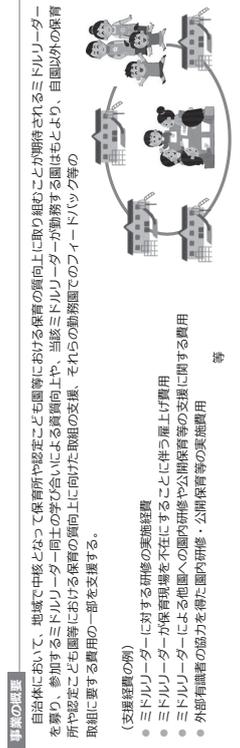
【実施主体】
① 郡浦戸県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計6箇所程度 ※令和7年度に指定を受けているものを優先する）
② 上記以外の市町村（計4箇所程度）【拡充】

【委託事業額】
① 郡浦戸県等1か所当たり800万円程度 ② 市町村1か所当たり400万円程度

ミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業

令和8年度概算要求額 1億円

事業の目的
各園における保育の質向上を図っていくためには、園内研修や公開保育等の取組など、保育所・認定こども園等の保育者が保育実践を互いに協働して行うことが重要である。また、地域に開かれた保育を進め、互いの保育実践を見合い意見交換等を進めたり、有識者等からの助言等を受けたりすることで、自園や保育者自身の保育の良さを課題を話し合い改善していく機運の醸成を図っていくことが求められる。このため、自園や他園の園内研修・公開保育などの企画・実施を行うことができれば、育成・園・保育士同士の学び合いを中心とした協働的な取組を推進し、各園ひいては地域全体の保育の質向上を図る。



実施主体等
【実施主体】 郡浦戸県又は市町村
【補助事業額】 1自治体当たり500万円
【補助割合】 国：1/2、郡浦戸県・市町村：1/2

子ども 兼 産科

子ども・子育て支援等推進調査研究事業

過去年度（子ども家庭庁設立以前（令和5年3月31日）まで）

【公募情報】

- 令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業にかかわる公募について（二次公募）
- 令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業にかかわる公募について（二次公募）
- 令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業にかかわる公募について（二次公募）
- 令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業にかかわる公募について（二次公募）
- 令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業にかかわる公募について（二次公募）
- 令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業にかかわる公募について（二次公募）

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業にかかる公募について（一次公募）

1. 事業目的
子ども・子育て支援等推進調査研究事業は、質の高い保育及び地域風土保育並びに地域子ども・子育て支援等推進の取組に係る子ども・子育て支援に関する課題の解決、見直し等を行うための課題解決及び推進のための公募による調査研究の推進を目的とする。

質評価スケール案：指標と解説

項目Ⅳ 好奇心を育む環境構成

子供の興味・関心を促し、好奇心を高めるような環境を構成する内容

3-4 保育者は、遊びや活動の場を用意するとき、子供が興味・関心を持てるように素材や教材等を一緒に準備している。

子供は、興味・関心に基づいて遊びや活動を選択しているが、保育者と一緒に取り組むことにより、更に興味・関心を持つようになる。保育者は、遊びや活動を始める際やその最中に、新たな素材や道具、遊具を一緒に準備したり、関わり方や新たな遊び方を提案したりしている。例えば、子供と一緒にテーブルをテラスへ運んだり、色水作りに使うための草花を摘みに行ったり、すり鉢・すりこぎやボウル、ペットボトル等をそろえたりすることで、子供がその遊びや活動に興味を持つきっかけとなっている。

→第2巻pp.145-146.

ITTERS (イタース)

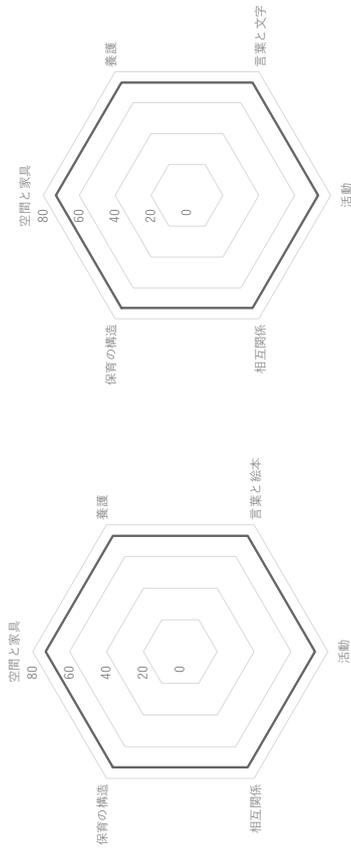
(Infant Toddler Environment Rating Scale)

保育環境評価スケール (0, 1, 2歳児)

ECERS (エカース)

(Early Childhood Environment Rating Scale)

保育環境評価スケール (3歳児以上)



各国の保育の質的評価尺度 (スケール) アセスメント



ECERS (エカース) 3・4・5歳児の保育環境評価スケール

■サブスケール1 空間と家具…子どもの遊びと幼児期にふさわしい遊びを支える室内空間を魅力的に構成する

1. 室内空間 気持ちの良い生活ができる
2. 養護・遊び・学びのための家具 安全し、楽しく過ごせる
3. 遊びと学びのための室内構成 好きな遊びを選び、じっくり取り組む
4. ひとり又はふたりのための室内空間 ひとりで落ち着く、または共に考え深めつづける
5. 子どもに関係する展示 自ら気づき、振り返り、他の人と興味関心を分かち合う
6. 粗大運動遊びの空間 身体を十分に動かして充実感や満足感を得る
7. 粗大運動遊びの設備・用具 適切な活動を選び、進んで運動する

1,1 戸外にも屋内にも身体を動かして遊べる空間がない

3,1 戸外または屋内に身体を動かして遊ぶのに差し支えない空間があり、最低15分は使われている

5,1 身体を動かして遊べる広い空間があり、走り回ったり車輪のある遊具を乗り回したりできるとな動きの多い遊びができる

7,1 身体を動かして遊ぶ場所の表面が、硬いものと柔らかいものというように最低2種類あり、異なる種類の運動が可能になっている。

7,3 異なる運動がお互いに妨げにならないように場所が使われている (例: 乗り物の場所は登る遊具やボール遊びの場から離れている)

私立幼稚園・認定こども園の 「良質な教育」「評価スケール」 を考える

- ・より良い保育教育の「質」とは何か？
- ・客観的な評価スケールづくりは可能か？

【良質な教育の質】 主なもの

- ・主体的、対話的、協同的な学び、自立、自律（認知）
- ・個別、最適、探究、協調、粘り強さ、独創（非認知）
- ・見通す力、メンタライジング、予測する力、批判的思考
- ・構造の質、プロセスの質、成果の質、ウェルビーイング
- ・環境、施設、自然、人権、指導者の質（研鑽・研修）

【評価スケールの視点】 主なもの

- ・水のごとく柔軟に、臨機応変（アジリティ）、透明性
- ・バランス力、読み取る力、伸びしろを理解、客観性
- ・対応力、柔軟性、瞬発性、公正、多様性、利他性
- ・良さ（弱点）を見つけてあげるセンス力、評価者の資質能力

「最良」≠「最強」？

最良の教育と最強のスポーツとの類似性

「園庭整備による介入がこどもの身体面ヘルスケアに良い効果をもたらす」 ～フィンランドでの研究エビデンス～

自然と触れ合う環境が心身の健康に寄与する

SCIENCE ADVANCES | RESEARCH ARTICLE

Biodiversity intervention enhances immune regulation and health-associated commensal microbiota (Richard et al., 2020)

Abstract: "The authors show that children who spent more time in green spaces had higher levels of immune regulation and health-associated commensal microbiota. This suggests that green spaces may be important for children's health and immune system development." (Richard et al., 2020)

大都市の保育園の園庭を緑化した
大かかりな介入研究 (Richard et al., 2020)

- ・土壌の菌叢変化
- ・子どもの皮膚の菌叢変化
- ・子どもの免疫系（腸中）の変化

園庭の土壌の菌叢の多様性が増加

介入園の園児の
皮膚の菌叢の多様性が増加
(介入保育園：自然志向型保育園 > 標準保育園)

腸内の菌叢産生に関連する菌の
多様性が増加 (e.g., Bifidobacterium)

血中の
炎症マーカーが減少 / 免疫抑制の上昇
(サイトカイン濃度)

都市の標準保育園 vs. 介入保育園

1ヶ月の介入：1日2回 30分～2時間園庭で遊ぶ (平均1.5時間) *毎日1時間以上

都市の標準保育園 vs. 介入保育園

1ヶ月の介入：1日2回 30分～2時間園庭で遊ぶ (平均1.5時間) *毎日1時間以上

園庭を「緑化」「砂場」「土壌」「土壌」に大幅に介入することで、 こどもたちの「皮膚の菌叢改善（炎症マーカー減少）」 「免疫系が上がる（抑制）」 …エビデンス

**【提案】 新子育て安心プランが終わり、これからは「質の向上」へ
「園庭」での活動を通じた質の高い教育へ加算を～**

保育の受け皿（待機児童解消）を目的として策定された「新子育て安心プラン」が予定通り令和6年度末に終了。

これから新たな子育てプランの策定に入るが、**量的拡充**が目的の従来プランから、**質の向上・質の改善**を目的としたプランへシフトする予定。

私立幼稚園と由来の認定こども園は、設置基準から屋外遊戯場「園庭」を有している。幼稚園教育は環境を通して行うことが原則であり、**質の高い教育を保障する必須な場＝園庭**である。今後、園庭を通して質の高い教育を展開している施設に「**質向上の加算**」等を提案する。



学校法人 宮村学園 日野・多摩平幼稚園

福田 大海



福田 大海 (ふくだ おおみ)

- ・1975年生まれ 3人兄弟。
- ・父の他業により18歳から社会に出る。
- ・2年後、屋は幼稚園、夕方専門学校。
- ・平成9年から、3年間、2年間他の幼稚園で勉強。
- ・平成14年自園へ、19年副園長、29年園長に就任。
- ・平成20年認定こども園幼稚園型を開設。
- ・平成29年4月、小規模保育開設

たまだいら 1.2 Smile House

日野市の状況

- ・人口 186,000人
 - ・年齢別人口 0歳1,139人・1歳1,279人
2歳1,259人・3歳1,297人・4歳1,383人
5歳1,422人・6歳1,508人
- 地域によって、マンションができた地域は微増しているが、基本的に人口減の減少。

日野・多摩平幼稚園の状況

・クラス数	満3歳児クラス	1クラス	7名
	3歳児クラス	3クラス	59名
	4歳児クラス	3クラス	54名
	5歳児クラス	3クラス	74名
	合計		194名

・1.2歳小規模保育 共に6名定員 12名

- ・こども主体の保育
- ・キリスト教の主義を取り入れている保育
- ・あそびを大切にしている保育
- ・課外教室をいくつかが受けることができる
- ・木育、食育、ふれあいあそび体験ができる
- ・目的により、保育中でも様々な公園へ行ける

日野・多摩平幼稚園 の特色

お祈りの様子





クラスの様子



ご清聴ありがとうございます。
東京にいらしたときは、ぜひ遊びに
来てください。お待ちしております。



木育・外遊び



私立幼稚園の多様性が全国に豊かさをもたらす
-----未来の学びの土台を育む-----

国の標準化を補完する存在としての私学
学校法人 森山学園 正進幼稚園



企業主導型保育園
クルメキッズランド
0～1歳 30名
今年で開園8年目
病児保育も実施
0歳～小学6年生まで

幼保連携型認定こども園
はなのやまこどもえん
(開園3年目) 定員100名

学前まで一貫した教育理念」

保護者支援としてカフェスペースを設置
保護者の交流の場・読み聞かせの場提供として活用

沿革と姉妹園 前身--昭和40年各種学校久留米中央経理専門学校を設立。

建学の精神 情熱をもち商業教育を実施するが、
教育は幼児教育からが大切だ！の決意で幼稚園設立へ。

-----50年の歩み、0歳から就学前までを支える3園体制まで-----

昭和51年4月	正進幼稚園を開園 定員80名 創設者 父森山時雄が47歳～82歳(35年間)
平成23年4月	理事長交代 荻野玉恵就任
平成27年4月	企業主導型保育園「クルメキッズランド」0～1歳対象 在園児30名 設置 病児保育実施0～小学6年生対象
平成30年4月	正進幼稚園 定員400名認可取得
令和5年4月	佐賀県 幼保連携型認定こども園「はなのやまこどもえん」開園 0～5歳 在園児数103名
令和7年4月	正進幼稚園 幼稚園型認定こども園移行 2歳児～5歳児 在園児342名 (2歳児65名 年少90名 年中84名 年長103名)



「知・徳・体・食」 + 「たたずまい教育」

正進幼稚園 創立50年



モットー： **遊びながらグングン育て！**
感動する心を育てよう！



----たたずまい教育----

徳育の実践

三層構造（立ち姿・心の姿・生き方）

- ・美しい姿勢で、「礼に始まり礼に終わる」という、よろしくお 願います・ありがとうございます。という、挨拶や・目を見て、人の話をよく聞くこと・足を揃える・などの人としての基本的なあり方や心の豊かさを育みます。

- ・“無理に座らせる”のではなく、
---- **遊びや学びの楽しさの中で姿勢や道徳心・集中力が育つ** ----
これがこの園の伝統となっています。



-----体育（安田式体育遊び指導法導入） 自園で体育専門講師として採用・育成

体育遊びは、楽しく効果的に技能向上に繋がる遊び
子ども達が共感して仲良く燃える集団になる仕組みを実施



毎日の熱中トラ
イ&エラーで感
覚統合が促され
成長と上達を体
感します。



みんなで自由遊び入る時

みんなが楽しいスキップ4分間！
実はマラソンになる！

0歳から就学前教育の乳幼児教育大切に考える

なぜなら：幼児期0～6さいまでの無限の可能性を引き出させる大切な時期であるから。



「0歳から就学前まで一貫した教育理念」

赤ちゃんマツサージ。10分
1歳児の体育サーキット10分



0歳1歳児の知育教育を実施



- 愛着行動を大切にしたいと願いを込めて保護者支援をする。
- 乳幼児教育を実施する。



例えば・・・日々の体育サー
キット 13分で充実した内容





徳育の実践

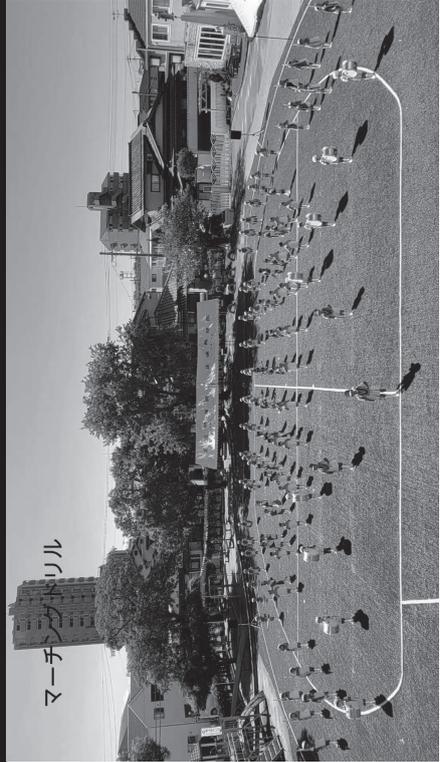
マーチング・合唱・合奏
協働・憧れ・成功体験が伝統をつなぐ

音楽は「協調性・集中力・表現力を育て、
子どもたちの“感動する心”を大きく育んでいるのです。

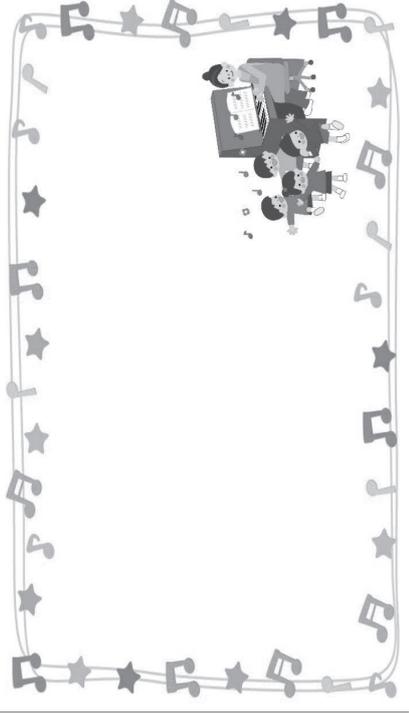
合唱（井上式指導法導入）



心を一つにして活動するマーチングは、仲間と
成功体験ができる大切な活動となっています



発声練習風景



合奏



知的分野の取組



- 瞑想・・・毎朝1回2分 (1歳児～年長)
○心訓・・・毎朝1回2分 (1歳児～年長)
正しい姿勢で腹式呼吸
- プリント・・・週3～4回 (2歳児～年長)
もじ・かず・ちえ・英語
- ニキーチン積木
月1回 (年少～年長)
- プログラミング (springin)
年10回 (年長のみ) 30分
- 英語 (グループシード) 0歳～年長 正課は週1回
英語課外は週3回 (小学2年生まで継続)

知育の分野

活動時間20分

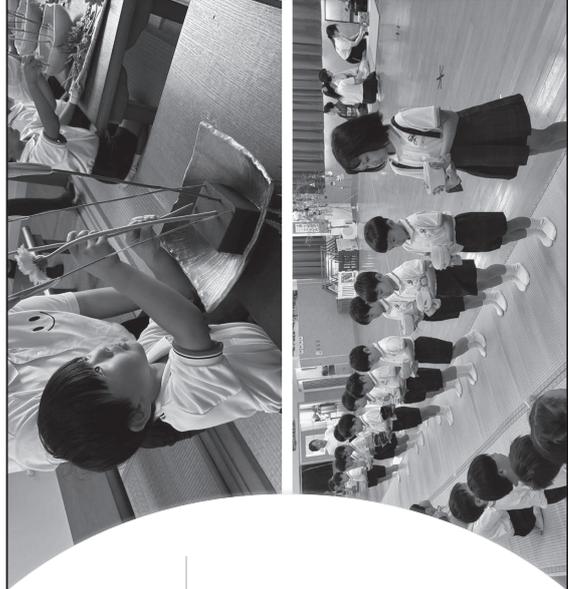
- 福沢諭吉・・・心訓唱和
- 宮沢賢治・・・雨にも負けず
- 俳句・・・など
- 右脳・左脳への
概念遊びで語彙のインプット！
- 右脳教育では、
フラッシュカードで概念あそび
(文字・かず・知恵)



日本文化の継承

- ・茶道 (年2回) ・
- ・生花 (年1回)

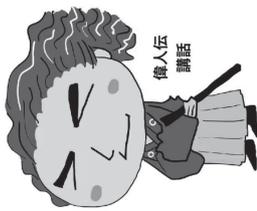
- ・日本文化の体験は (茶道、生花) 子ども達は、楽しみにしている活動なのです。
- ・おもてなしの丁寧にする心や美しい所作を身につけます。



日本文化の継承

「偉人伝講話～園と家庭を結ぶ教育～」

年10回 年中/年長のみ



偉人伝
講話

福沢諭吉の『心算』を軸に、
日本の精神や生き方を学ぶ

家庭で親子が一緒に話す

・保護者が子どもと共に読み、家庭でも話し合う機会に
→ 「子どもの学び」と「保護者教育」が一体となる私学の取り組み

夕方までの預かり保育は**18:45まで**（専任保育士）

安心・学び続ける保育
(横割り→縦割りの保育で心も体も育つ)

・15時おやつの後からの横割りカリキュラムを作成

例：・概念カード遊び・歌・体育遊び・紙芝居は毎日

- ・カプラ（積木）・お習字・制作
- ・体育・自由遊び

・17時からの縦割りカリキュラムを作成

食育・自然体験として

・秋の秋刀魚焼き・新米の釜ご飯

- ・ピザ窯でのピザ焼き(各学年/年1回)
- ・ソーメン流し
- ・焼きスイートコーン
- ・クッキング活動
(各学年/年4回) 2歳児～年長



- ・焼き芋
- ・ダッチオーブン
クッキング

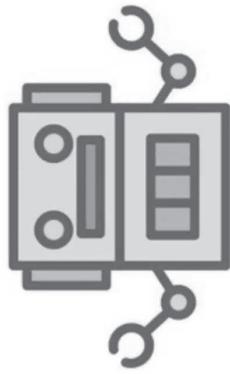
・畑での野菜の
栽培収穫体験
(一年中)

IPADを使って

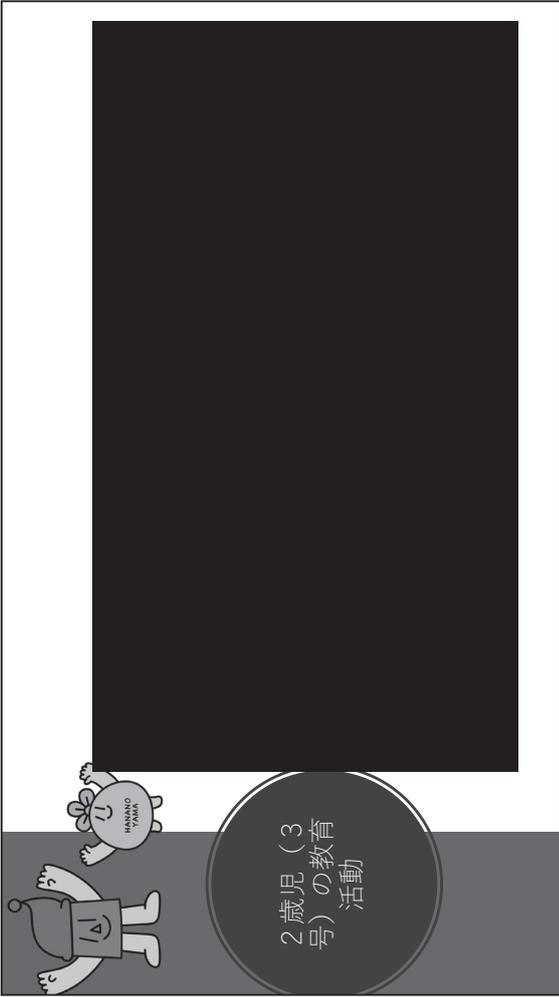
プログラミングアプリ
SPRINGIN を使用

- ・試す・組み立てる
- ・作る
- ・直感的な操作により体験型STEM教育で楽しい経験をします。

プログラミング



VIVAVIDIEG



保護者支援

- ・保護者を支えるのも教育の一部
- ・現代保護者 = 情報過多だが実体験不足 → 不安が大きい
- ・月3回の直接対話
- ・公式LINE（各学年毎）での成長共有 動画や写真の配信 お知らせ・週案も配信

教育を担う教職員の育成（成長）と職場環境づくり

「育成教育とは、子どもを支える人を支えること」

- 職員それぞれの特性を活かしながら教育に反映する。（体育・けん玉・プログラミングなど）
- 互いに助け合う職場環境作り。
- 多様な人材が生き甲斐を持って働ける環境
- 有給を自由に希望できる環境、懇親会・レクリエーション
- 園内研修の充実（専門講師による研修と日々の自己研修）
- 男性も女性も、生涯働けるキャリア形成

園と地域が共に成長していくことを重視しています。

「共に育つ社会モデルを目指す」

地域と共に育つ多様性

- ・地域・学校・家庭と繋がる！
- ・高校生のボランティア
- ・交流体育遊び・けん玉・さんま焼き
- ・50周年記念大同窓会

○50周年記念大同窓会で、第1期生から在園児まで、県立体育館にて、交流イベントを実施。資金として、協賛金のご協力をいただいています。

ポランティア募集案内
TEL:0925-8792

ポランティア活動説明書

○小学校との交流のとして
幼稚園の組体操と互いに発表
・秋刀魚焼き交流

○コミュニケーション
・けん玉遊びを交流

○幼保小の連携として
・合同体育遊び実施

久留米市の発信
「土曜日利用について」

子ども育て会議の中で、
子ども保護者との愛着
形成について等の話に
なった内容が、保育園部
門2号3号の保護者へ手
紙が配布されました。

家庭・地域・行政の三層連携

私立幼稚園の多様性が

全国に豊かさをもたらす

そして未来へ

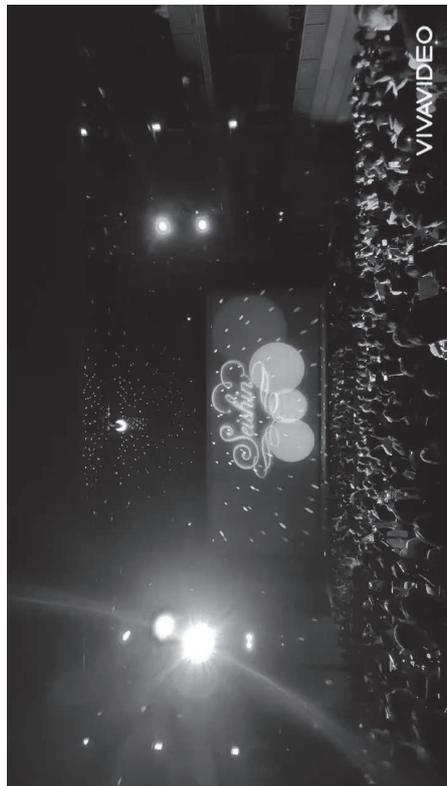
行政と共に価値を未来へ

子ども自身が幸せを感じ
自己肯定感をもち、
未来に羽ばたけますように



園児が楽しみにしている遊戯会

1年間の総仕上げ



結びに

- 本園の実践は、**国の標準化を補完する私学の役割**を担っています。
少子化や不登校などの社会課題に対し、
「私立幼稚園の多様性が全国に豊かさをもたらす」
という理念のもと、未来の学びの土台を築いてまいります
- 改めて、私学の独自性こそが全国の幼児教育を豊かにする力です。
本園の取り組みが、国の政策に新しい視点をもたらすことを願っ
ております。



私学の自由な発想こそ、社会全体の“教育文化の多層性”を支えています。
「小さな一園一園が、教育の未来を見ている」

A page with a vertical line on the left and a horizontal line at the top, creating a header area. Below the horizontal line, there are 20 horizontal lines for writing, starting from the right side of the page.

研究講座 3・経営

『あなたの園はその時どう動くか ～安心・安全な保育のための管理者の備え～』

地震や豪雨などの自然災害、園外活動中の事故、不審者対応、SNS 発信による炎上リスクなど、私たちの園経営を取り巻く環境は、年々複雑化・多様化しています。突然の事態が起きた時、果たして自園の職員はどのように動くのか、園長として何を判断し、どこに連絡し、保護者にはどう伝えるべきなのか。いざという時の判断力と、平時の備えが問われる時代です。

本分科会では、ジャーナリストとして多くの保育現場を取材され、現在は駒沢女子短期大学保育科教授・子ども安全計画研究所代表理事としてご活躍の猪熊弘子先生をお迎えし、実際の事例をもとに「危機管理とは何か」を設置者・園長の立場から深掘りします。また、民間の立場から保育施設の安全体制づくりを支援されている株式会社アイギスの代表取締役社長脇貴志氏には、災害やトラブルに備えるための「リスクマネジメント」や「コンプライアンス」の視点から、今必要とされる経営判断のポイントをお話しいたします。大切なのは、マニュアルに書かれた通りに動くことではなく、現実の中で判断し、実行できる力を身につけておくことです。この分科会では、日常からできる備えとともに、万が一の時に職員と子どもたちを守り抜くための視点と行動力を養います。

園を取り巻くリスクは、誰のもとにも等しく訪れます。その時、落ち着いて指揮をとれる園であるために。日常の忙しさの中では後回しになりがちな、非常時への備え。しかし、それは未来の子どもたちを守るための経営判断でもあります。参加された皆様にとって、自園を守り、職員を守り、子どもたちを守るための新たな視点と学びを得られる機会となることを願っています。

第 1 部 基調講演「子どもの命を守る私立幼稚園の役割 ～非常時に問われる日常の保育」

■講師 猪熊 弘子 (駒沢女子短期大学保育科教授)

第 2 部 「事故後対応の重要性～先達はあらまほしきことなり」

■講師 脇 貴志 (株式会社アイギス 代表取締役社長)

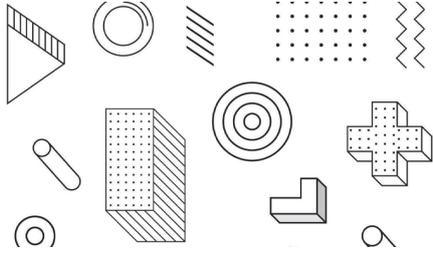
■コーディネーター 佐々木慈舟 (全日本私立幼稚園連合会経営研究委員会委員長)

2025/10/28

第40回全日本私立幼稚園連合会 設置者・園長研修
研究講座3 経営 第一部 基調講演

子どもものくいのちを 守る私立幼稚園の役割 ～非常時に問われる日常の保育

猪熊弘子 (駒沢女子短期大学保育科 教授)



©Hiroko Inokuma 2025

1

1. 幼児教育・保育で いちばん大切なことは 子ども命を守ることに _____

©Hiroko Inokuma 2025

2

園のリスクは多岐にわたる

- 死亡事故・重大事故に至るケガ/アレルギー/誤飲・誤嚥・窒息/溺水...
etc.
- 散歩など園外活動中、登園・降園中の交通事故
- 感染症 (法定感染症、O157等)
- ハラスメント (パワハラ、セクハラ、マタハラ、いじめ...)
- 職員同士の関係、モチベーション、労務管理...etc.
- 個人情報漏洩 (子どもや保護者の情報、HPの管理、写真の管理、職員の情報管理...)
- 自然災害 (地震・津波・水害、落雷、山崩れなど) / 火災
- 地域との関わり (クレーム含む)
- 保護者からのクレーム、クレーム対応

©Hiroko Inokuma 2025

3

重大事故で失われる「命」と「信頼」

- ☆少子化が進む中、重大事故を起こすことは
園にとって大きな危機！
「重大な事故」を起こさないこと = 園への最大の信頼
- 重大な事故を起こせば、園の存続に関わる。
 - 信頼は、なかなか取り戻せない。
⇒ 「ああ、あの事故のあった園ね」
→ 「不適切保育 (虐待)」も重大事故と同じ。

©Hiroko Inokuma 2025

4

子どもも、園も職員も守る

- 重大事故・不適切保育に関わった先生方は、多くが保育の現場から離れてしまう。
- 子どもの命だけでなく、先生たちの仕事や人生も変わってしまう。時には失ってしまうことさえある。
- 大切な子どもたちを守ること
=職員一人一人の人生と、園を守ること

©Hiroko Inokuma 2025

5

子どもの「命を守る」とは？

- いのち = ①生き物として生きていること、「命」があること
②一人一人の子どものままの存在
- 命を守る = 子ども一人ひとりの存在を大切にし、守ること。
→たとえ生き物としての「命」が守られていたとしても、ありのままの自分を認められず、そこにいたら居心地が悪い状態であったら「安全」とは言えないのでは？
- 園は子どもが安心して生きられる場所でなければならぬ
= 子どもの生きる権利が守られる場所であればならない

©Hiroko Inokuma 2025

6

幼稚園教育要領「一人一人」11か所

- 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成り遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。
- その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなけれはならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要なことであること踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しななければならぬ。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしななければならぬ。

©Hiroko Inokuma 2025

7

- 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活の場を創出する。活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものとする。幼児の行うこの活動を踏まえ、園全体の教師による協力的な援助を行うようにすること。
- 幼児理解に基づいた評価の実施は、次の事項に配慮するものとする。
① 幼児の発達に即した評価の実施は、次の事項に配慮するものとする。
② 幼児の発達に即した評価の実施は、次の事項に配慮するものとする。
③ 幼児の発達に即した評価の実施は、次の事項に配慮するものとする。
- 指導計画は、幼児の発達の理解に基づいて評価するものとする。幼児の発達に即した評価の実施は、次の事項に配慮するものとする。
- 指導計画は、幼児の発達の理解に基づいて評価するものとする。幼児の発達に即した評価の実施は、次の事項に配慮するものとする。
- 指導計画は、幼児の発達の理解に基づいて評価するものとする。幼児の発達に即した評価の実施は、次の事項に配慮するものとする。

©Hiroko Inokuma 2025

8

幼児教育の基盤となるものは 「ケア」＝「養護」

- 一人ひとりの違いを把握し、認め、ていねいに寄り添う幼児教育・保育が、安全のためには最も重要。
 - 「教育を目的として出発した時でも、幼児事業であるからにはケヤーを放す事はできぬのである。」（倉橋惣三『学校教育法における幼稚園(一)』）
 - 「一人ひとり」への保育をいかに実践するか？
⇒ここを徹底することが、安全な保育につながる。
- ※からだの安全（生命の保持）+こころの安全（情緒の安定）

©Hiroko Inokuma 2025

9

9

2.安全な保育のための 基礎知識

©Hiroko Inokuma 2025

10

10

保育中の重大事故は……

- 誰かひとりの保育者がミスをしたから起きるわけではなく、その園の保育のやり方が間違っていたり、多くの保育者の間違いが重なることによって起きる。
↓
- 日頃、どのような保育をしているかが問題。
- 「保育」は人間同士の関わりの中で行われるもの。
⇒保育の重大事故も人と人とのつながりによって防ぐしかない！

©Hiroko Inokuma 2025

11

11

組織が事故を引き起こす！ 園運営・組織のあり方を再確認しよう

- 保育の重大事故を起こすのも、防ぐのも、人と人とのつながりの中にある。
「これっておかしいよね？」
「こうした方が良いかも？」
「みんなで考えよう！」
子どもを守るために、誰かに忖度したりせず、自由に意見を出し合える（＝対話）職場にすることが必要。
⇒職場で、どのように組織作りを行うか？

©Hiroko Inokuma 2025

12

12

スイスチーズモデル

チーズの穴が、偶然に重なりあうと重大事故になる。

1枚のチーズは1人の保育者。

枚数をたくさん重ねていき、穴の位置を少しずつずらすことができる。重大事故を防ぐことができる。



©Hiroko Inokuma 2025

13

13

死亡事故を防ぐために！
知っておきたい

保育中 もつとも 危険な場 面と年齢

①睡眠中... 0・1歳児

②食事中... 全年齢

③プール・水遊び中... 3歳
以上

「保育所保育指針」
「幼保連携型認定こども園教育保育要領」
第3章健康と安全

©Hiroko Inokuma 2025

14

14

あぶないのは
「くう・ねる・みずあそび+おさんぽ」

・くう（食べる）…1・2歳以上

・ねる（睡眠）…0～1歳

・みずあそび…3歳以上

（プール、水遊び、お泊まり保育などで
の水辺での活動）

+ 園外活動・お散歩等 & 見失い

©Hiroko Inokuma 2025

15

15

(1) くう = 1・2歳児～5歳まで全年齢
食べ物等による窒息を防ぐ

①「食べること=危険」という共通認識を持つ。45×32mm程度以下の大きさで、喉に詰まりやすい形状の物（丸い、ソルツルなど）に注意。

②保護者と共に、子どもの**嚙下の発達、歯の生え方**、食べられるものを把握する。

③子どもがきちんと飲み込んでいるか確認する。保育者は**子どもの顔が見える位置で介助や見守り**を行う。足が床にきちんと付くように座らせる。

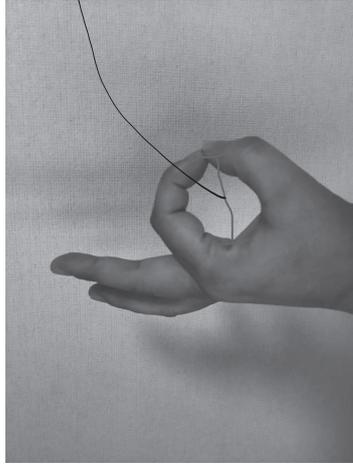
④眠くならない時間に食事を提供する。年中・年長にも急いで食べさせない。お弁当に注意。行事事食に注意。

©Hiroko Inokuma 2025

16

16

自分の手を「はかり」にして、 食べものや玩具の大きさをみる習慣を



何ミリ？

45×32mmくらい
の大きさのものは、
子どもの口に入る。
(3歳児の口の大きさが40mm)

©Hiroko Inokuma 2025

17

17

乾いた豆、ナッツ類（喉に入って水で膨らむ）

飴、チーズ、ポップコーン、せんべい、ベビーカステラ

ブドウ、プチトマト、りんご、たくあん、生のニンジン、セロリ

もち、白玉団子、うずらの卵、ちくわ、ソーセージ、魚肉ソーセージ、こんにゃく、肉片

スーパーボール、小さなおもちゃ類

©Hiroko Inokuma 2025

18

18

窒息しやすい ものに注意！

生のりんごは危険です！！

- りんごは子どもに良いと思われていますが、実はりんごによる死亡事故は過去にも何件も起きています。
(パサパサしていて、喉に詰まりやすい)
- 「歯」が生えそろうっていない子には生のりんごは与えないこと。
- 奥歯ですりつぶせるようになり、しっかりと飲み込めるようになるまでは、必ず加熱。
- アレルギーマルチアもあるので要注意！



©Hiroko Inokuma 2025

19

19

幼稚園型認定こども園での事故



ピオーネで窒息。

令和2年（2020年）9月7日、都内の私立幼稚園型認定こども園で発生。
3歳児クラス園児（当時4歳）が給食で提供されたぶどう（直径3cm程度の大粒のピオーネ）を喉に詰まらせ、緊急搬送されたが、その後、死亡が確認された

©Hiroko Inokuma 2025

20

20

小さなおもちゃ類、磁石にも注意

- 子どもの口に入る大きさの玩具 = 子どもの喉にも入り、窒息する可能性がある。
- 日本の玩具安全基準では、直径44.5mm以下の玩具には窒息の危険があるとされている。
- 「何歳なら大丈夫？」 → 「この子なら大丈夫」
認知力も合わせて一人一人の状態から環境設定。
- 磁石類 = 子どもが飲み込み、内蔵の中でくっついて、胃や腸が癒着したり、穴があく危険がある。

©Hiroko Inokuma 2025

22

22



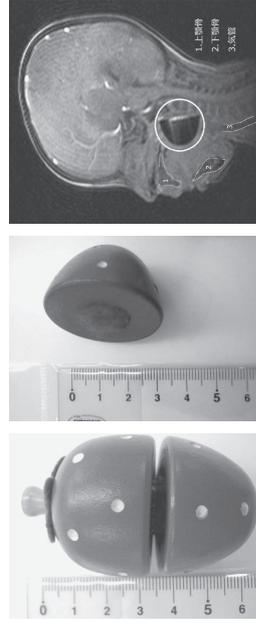
©Hiroko Inokuma 2025

25

岐阜県で2020年11月、嘔吐（おうと）して病院でエックス線検査を受けた4歳女児の胃に3個の異物が見つかった。その日、パズルが壊れて内部の磁石がなくなっていることに家族が気付いた。手術で磁石を摘出したが、胃と腸管壁に穴が開いていた。21年9月には、静岡県でも2歳の男児が誤飲する事故が起きている。



玩具の誤嚥による窒息



日本小児科学会・傷害速報より

Cf. スーパーボール、木製の球体、ぬいぐるみの部品、ゴム風船など

- 直径44.5mm以下の玩具は窒息の危険が！（玩具安全基準）
- パーツをバラにしたときの大きさを計りましょう！

©Hiroko Inokuma 2025

33

33

(2) ねる 乳児の睡眠中の死亡を避けるために必要な4つのルール

- ① 必ず仰向けで寝かしつけ、「うつぶせ寝」にしない。
- ② 子どもの表情や顔色が見える明るい部屋で寝かせる。
- ③ 必ずタイマーを使い、体に触れて、確実に呼吸チェックをする。
- ④ 寝具などが顔にかからないよう、周囲のものに気をつける。

©Hiroko Inokuma 2025

36

36

なぜ、明るい部屋で午睡するの？

①子どもの体調の急変に備えるため⇒先生も安心！

午睡中は子どもの体調が急変しやすい。痙攣を起こしたり、チアノーゼを起す子どももいる。体調の急変があったらを見逃さないために、表情が見えるような明るさが必要。

②子どもの生活リズムを整えるため

午睡中に真っ暗にして寝かせると、夜、眠りにくくなる子どももいる。子どもの生活リズムを整えるためにも明るい部屋が良い。

©Hiroko Inokuma 2025

38

38

(3) みずあそび

①10cmの深さでも、子どもは溺れる。

②溺れる時は、静かに溺れる！

③必ず「監視」する人をおく。沈んでいる子がいないか確認する。

④子どもの体調、水の深さに注意する。

©Hiroko Inokuma 2025

45

45

園バス熱中症事故＝見失い事故

- ▶「見失い」にもう一つの条件が重なり死亡事故などの重大事故になった事例は何度も起きている。「見失い+α」＝超重大事故
- 園内の本棚の下引き戸に入り込んだ園児を見失った結果、熱中症で亡くなった（2005年、埼玉県上尾市＝『死を招いた保育』）。
- 園外保育で見失った子どもが墓石の下敷きになっていた（2018年、長野県）。
- 園を抜け出した園児を見失った結果、川で溺れて亡くなっていった（2022年、広島県）。
- 公園等への置き忘れ、置き去り事故も重大事故未遂。

©Hiroko Inokuma 2025

52

52

子ども的人数確認、存在把握を確実に、置き去り・見失い事故を防ぐには？

- ▶人数の数え方のマニュアル化～「先輩を見て覚える」はNG
 - ▶アプリ等のICTを使っても、出席確認はアナログで行う。
 - ▶職員間の共有を確実なものにする⇒インカム等を使い、職員間がこまめに連絡できるようにする等。
 - ▶園バス通園、早番、遅番等、通園の保育時間+αの時間がある園児に関する出席確認の方法を確立する。
 - ▶保護者への協力を求める
 - ★やっておくべきこと＝人数把握の方法（数える・お名前を呼ぶ）を確認し、マニュアルにしておく
- ※見守りカメラの設置→不適切な保育を防ぐためにも有効

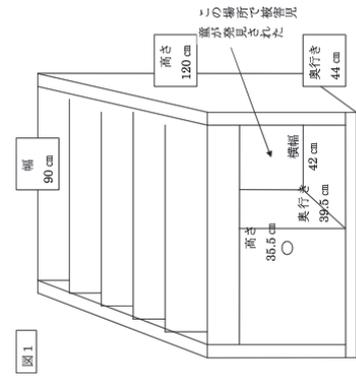
©Hiroko Inokuma 2025

54

54

『死を招いた保育』

→事故の現場となった本棚



- 全部で8人もの先生がこの引き戸の中に子どもが入って遊んでいることを知っていた！
- 職員関係の悪さなどから共有できず、この部分の危険を変えることができなかつた。
- 事前に共有することができていれば、安全な場所にする事ができていたのでは？

2025/07/29

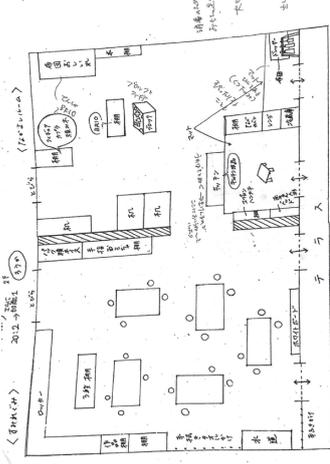
©Hiroko Inokuma 2025

57

57

園内の見取り図を作成。 危険箇所を職員全員であぶり出し⇒改善

- ① まずは、見取り図を用意or描いてみよう！保育室、園舎内、園庭、よく行く公園など…
- ② 「私がいちばんイヤだと思っ場所」を1人付箋5枚まで貼って共有
- ③ 共有して改善する！



2025/07/29

©Hiroko Inokuma 2025

58

見取り図から気になる！問題がある！と感じたら、「ハード」と「ソフト」を変える

①ハード＝環境、そのモノの形状など、そのモノの置き方…等。問題があるモノ、そのものを変える。

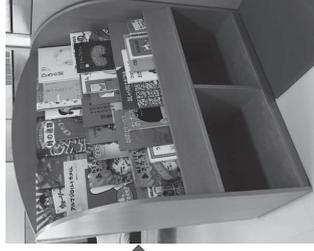
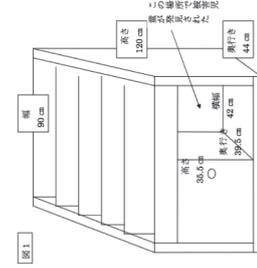
②ソフト＝人のありかた。人の関わり方…など。人間の関わり方、関係性など、人間ができることを変える。子どもとのお約束、ルール。

©Hiroko Inokuma 2025

59

59

『死を招いた保育』で子どもが亡くなった本棚は事故後、どのように変わった？ 「ハード」を変えるとは？



©Hiroko Inokuma 2025

60

60

外遊びでの事故

- 舎のテラスに置いてあったサッカーゴールの網に足を取られて転倒した6歳児（5歳児クラス）が、翌朝死亡（2016年12月・神奈川県）
- 園庭に置いてあった「うんてい」に首をはさんでしまった3歳児（3歳児クラス）が死亡（2017年4月・香川県）
- 下見をせず園外活動に出かけ、4歳児（3歳児クラス）が墓石の下敷きになって死亡（2018年2月・長野県）
- 柵を増設していた園庭遊具で首を挟んでしまった2歳児が死亡（2021年10月・岡山県）
- 築山に設置していたロープが首に巻き付き、3歳児（3歳児クラス）が意識不明に（2023年5月・埼玉県）

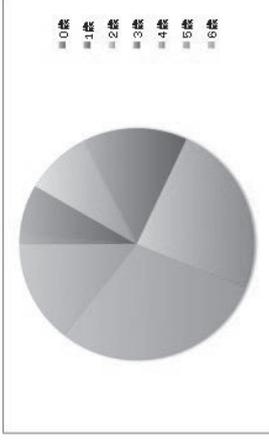
©Hiroko Inokuma 2025

61

61

治療に30日以上かかるケガは 国への報告義務がある

年齢別 事故件数	人数
0歳	5人
1歳	24人
2歳	32人
3歳	50人
4歳	84人
5歳	102人
6歳	50人
(合計347人)	



就学前の子どもの施設における事故の特徴～「遊び」に着目して
内閣府『特定教育・保育施設等における事故情報データベース』の分析から
『子ども安全研究』（2018 猪熊）

2025/07/29

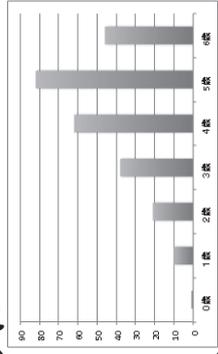
©Hiroko Inokuma 2025

62

62

どんなケガが多い？

- ①骨折が最も多い
- 0歳 1人
 - 1歳 10人
 - 2歳 21人
 - 3歳 38人
 - 4歳 62人
 - 5歳 82人
 - 6歳 46人
- (合計 260人
全体の74.9%)
- ②歯・歯の脱臼
- 1歳 2人
 - 2歳 5人
 - 3歳 7人
 - 4歳 10人
 - 5歳 8人
 - 6歳 3人
- (合計 35人
全体の10%)



骨折の年齢別件数

2025/07/29

©Hiroko Inokuma 2025

63

63

遊具の安全

～どんな遊具でケガをする？

	すべり台	雲梯	ブランコ	鉄棒
1歳	2			
2歳	3			1
3歳	8	1	1	
4歳	8	7	6	5
5歳	10	8	4	6
6歳	5	3	5	4
合計	36	19	16	16

©Hiroko Inokuma 2025

68

68

頭部・胴体の挟み込みについて（遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2008より抜粋）

・遊具には胴体を通り抜けさせない目的開口と通り抜けさせせる開口の2種類がある。

- ア)通り抜けさせない開口
- ・開口部は100mm×157mm以下とする。
 - ・開口部はΦ127以下にする
 - ・柵などの隙間は100mm以下とする

イ)通り抜けさせる開口

- ・開口部はΦ230以上とする。又その下に障害物など設けないこと。
- これらの基準を全く知らない園がとても多い！！

©Hiroko Inokuma 2025

69

園の中では、保育者の連携・連帯が子どもを守る最大のポイント

- ・「みんなで守る」という意識が必要。
- ・無関心でいたら、いつ『死を招いた保育』になるかわからない。

①環境整備

②点検と修繕

③ねらいの明確化

⇒これらを職員間で共有し、常に続けていく。

※もし、ケガをしたら、どこの病院に行くか！？
ベストの病院を普段から探しておく。

©Hiroko Inokuma 2025

77

ケガは子どものせいじゃない！

- ・「ダメと言っても子どもが走るので...」
 - ・「子どもとルールについて話し合ってみます」
 - ・「子どもにもっと良く見るように言います」
.....子どものせいにするのは止めよう！
- 大原則「子どもは発達するからケガをする」
次にどういいう動きをする？と考えて環境設定を。

↓
ケガが起きたら、まずは「保育者がどうだったか」を考えよう

©Hiroko Inokuma 2025

78

3.防災に強い園になろう ～そのときどう動くか？ どのように備えるか？

©Hiroko Inokuma 2025

83

予想出来る災害・予想できない災害 →分けて考える

- 警戒レベルが発令された時の各レベル毎の対応
(例) どの警戒レベルの時に臨時休園の判断を行うのか、保育中に警戒レベルが発令された時の対応。
- ハザードマップに応じた各保育所毎の対応
(例) 浸水地域にある保育所への対応。
- 臨時休園等の判断に関する保育所・保護者への連絡方法・タ
イミング
(例) 当日の連絡経路等の整理が必要。
- 代替保育が必要とされる家庭の把握と保育の代替措置の設定
(例) 職種や各家庭の状況にあわせて対象の家庭を把握する。
- 上記事項に関して、入園説明会等を通じて保護者等への周知

最近はいきなりの
台風発生・線状降水帯
ゲリラ豪雨などで、
大雨も「予想できな
い」に入ることが
増えてきた！！

93

93

— 107 —

①大雨・水害（おおむね事前に予想でき る災害）⇒休園基準を明確化

- 川などが近くにある場合。何ミリ以上／時間の雨が振ったら休園、など最初から基準を明確にしておく。
 - なるべく前日には判断しておく（送迎時の被害を防ぐため）
 - 近年の気候変動により、最近ではいきなりの台風発生・線状降水帯発生、ゲリラ豪雨などで、大雨も「予想できない」に入ることが増えてきた。
- 「予想」はあくまでも判断基準の一つ。
あらゆる場合を想定することが必要。

©Hiroko Inokuma 2025

94

94

②予想ができない災害～地震

- 地震がいつ起きたか？ 朝？ 日中？ 夜？
⇒子どもがいる時間であれば、避難するかしないか判断。
- 職員が出勤できない
⇒地震や津波で、職員が出勤できない場合。
• 園が避難所に！！
⇒誰が何をやる！？
⇒コミュニケーションすることが重要

©Hiroko Inokuma 2025

99

99

本気で避難訓練をやっていきますか？

- なんとなく、毎月やることになっている避難訓練・・・
- 予想できる災害・予想できない災害・災害の種類等に合わせて、チャートに従って避難訓練を実施計画を立てよう。
- 避難訓練の計画は誰が立てていますか？
- 抜き打ちの避難訓練をしていますか？
- 事前に避難訓練をしていたか、していなかったかで、実際に災害が起きて避難する際に違ってくる。
- 保護者も巻き込んだ避難訓練の実施は必須！！

©Hiroko Inokuma 2025

100

100

(3) 想定に対する対策

①園の建物、設備・環境を整える

【地震の場合】

- 地震の場合、最初の30秒～1分を持ちこたえることが最も重要！建物さえ壊れなければ、命を守ることができる。
→何よりも必要なのは、耐震対策、耐震補強。
- 園舎内の危険を取り除く。家具やピアノ等の転倒防止(ピアノのストッパーは耐震用に)。ガラスや蛍光灯の破損防止。
- 避難経路を考える。避難場所はどこか？「園舎内にとどまる」「園舎に避難する」という選択。避難する間に被災する可能性と比較し、どちらがより安全かを考える。場合によっては、とどまった方が安全なことも。

©Hiroko Inokuma 2025

101

101

④避難場所への避難をシミュレーション

- 一次避難場所、二次避難場所等、地域で定められている避難場所を
確認⇒園にとどまるのと、避難するのとどちらが安全か？
→子どもにふさわしい場所でない場合もある。
場合によっては、園にとどまる方が安全なことも！
- 名簿の持ち出し、頻繁な人数確認。名簿が持ち出せないことがある
かもしれないので、子どもの名前・顔を覚えるのが鉄則。
⇒安全管理の第一歩＝子どもの顔と名前を一致させる
- デジタル・アナログの両方の手段を使い、どこにいるかを連絡でき
るように！
- お迎えに來られない保護者と子どもへの対応。
- 災害の規模が想定を超えてしまい、避難マニュアルに従うことができ
ない場合もある！と考える。

©Hiroko Inokuma 2025

108

108

園をいちばん安全な場所に！ 園に避難できるといえばん良い

- 「避難しない選択」
- 避難所が必ず安全とは限らない！→不審者・子どもを狙う人も
いるかもしれない。
- 静かに過ごしたいと思いい、子どもと一緒にいるのが不快と感じ
る人も多い。
- そもそも避難所は「避難」に向いていない→雑魚寝、寒さ、暑
さ、食糧やトイレの問題。
- 災害時に助けてくれる人を探しておく（近隣の工場・学校等）
- 「本気の避難訓練」も必要！

©Hiroko Inokuma 2025

112

112

4. 不適切な保育が 重大事故につながる

無理に寝かせる・無理に食べさせる・発達を無視した活動

©Hiroko Inokuma 2025

122

122

1 歳2か月児が給食のりんごで窒息死

- 2020年2月 12日(水)11 時 30 分ごろ、大阪市内の認可保育所で1歳2か月の男児が給食中に食べ物を嘔に詰らせ、搬送先の病院で死亡確認。
- この園では、0歳児クラスでも園全体と同様に全量食べきることと時間内に終わらせることを目標にして、食事の援助を行っていた。
- 事故の当日も、当該児童には苦手なりんごから食べさせるようB保育士(主任)からの指示。A保育士はその指示に従いりんごから食べさせた。途中で嫌がって口の中にあたりんごをベッと吐き出したが、再び小さく切ったりんごを口に入れ、飲み込みやすいようにとハンバーグも口に入れた。
- 他の保育士もこのような食べさせ方をしていた。一人一人の食べるペースや量に合わせてことにより、決められた時間内に食べ終わらせようとする意識が向いており、食事中は担当保育士の気持ちに焦りがあっただけと思われる。

©Hiroko Inokuma 2025

123

123

実はよく見かける「不適切？」な保育

- 子どもを頭ごなしに叱り飛ばしている先生
- 子どもを怒って泣かしている先生
→ 発表会&運動会の前の時期によく見られる。
その行事そのものが不適切なのでは？
- 遊ぶものが何もなく、ただほったらかしにしている園
- 子どもの発達にあわないおもしろい園.....
- 子どものエプロンをテーブルに敷いて食べさせる
⇒ 「子どもの権利」が全然守られていない

©Hiroko Inokuma 2025

126

126

「不適切な保育」の行為類型 (2021年)

不適切な保育の具体的な行為類型としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- 1 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- 2 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ
- 3 罰を与える・乱暴な関わり
- 4 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- 5 差別的な関わり

『不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き』
(2021厚生労働省) より

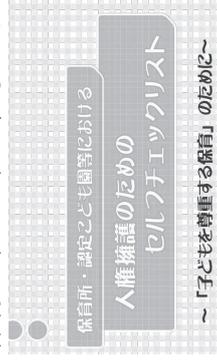
©Hiroko Inokuma 2025

127

127

人権擁護のためのセルフチェックリスト

- 保育の中で「私は、子どもの権利を守っているかな？」と考える



人権擁護のためのセルフチェックリスト

[http://www.z-](http://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf)

[hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.p](http://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf)

df

不適切な保育を防ぐ。不適切な言葉かけを防ぐ。
子どもの命を守ること=子どもの権利を守ること
→子どものそばにいて、子どもの力を知っている私
たちにできること。
=子どもが安全に生きる権利を確実に守る。

「この言葉は言っちゃダメなんだっ！！」と思っ
て「次は言わないようにしよう」と思えるかどうか
が課題。

©Hiroko Inokuma 2025

128

128

「手引き」 → 「ガイドライン」策定

『手引き』（2021年）を作成



「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（こども家庭庁2023）

→「保育現場において少しでも気になる行為が直ちに虐待等になってしまうのではないかと心配し、日々の保育実践の中での過度な萎縮につながってしまう」「不適切な保育や虐待等それぞれで取るべき対応が必ずしも整理されていないことから各自治体においても必要な対応の遅れにつながることなどの懸念も指摘」→2023年5月、新たにガイドライン策定へ

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817e9-5282-4ccc-b0db-ce15d7b0518c/15e273c2720230512_policies_hoiku_3.pdf

©Hiroko Inokuma 2025

保育者による「虐待」の定義

※これまで「虐待」は家庭内で行われることに使われていたが…

1. 身体的虐待:保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
2. 性的虐待:保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
3. ネグレクト:保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
4. 心理的虐待:保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

©Hiroko Inokuma 2025

（「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図）

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかがわり



131

1. 身体的虐待

- 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為
- 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為など

©Hiroko Inokuma 2025

132

2.性的虐待

- 下着のまま放置する
- 必要の無い場面で裸や下着の状態にする
- こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為(教唆を含む)
- 性器を見せる
- 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)
- こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
- ポルノグラフィの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど

©Hiroko Inokuma 2025

133

133

3.ネグレクト

- こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど
- こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)・おもつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど
- 泣き続けるこどもにも長時間関わらず放置する
- 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う
- 適切な食事を与えない
- 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す
- ◎虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ◎他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- その他職務上の義務を著しく怠ることなど

©Hiroko Inokuma 2025

134

134

4.心理的虐待

- ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
- こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど
- こどもの心を傷つけることを繰り返すなど(例えば、日常的に「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど)
- こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど(例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言ったり)
- 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなど

©Hiroko Inokuma 2025

135

135

同じ園内でも「虐待」が起きていれば通報の義務がある→通報しなければネグレクト

- ◎虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ◎他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- ▶ 子どもの命に危険があるならすぐに通報だが、なぜそこに至ってしまったの？ なぜ、そこまでに修正できなかったの？
- ▶ 同僚として話し合い、解決するべきでは？
- ▶ 特に「手のかかる子」に対する関わり方が課題になりがち。

©Hiroko Inokuma 2025

136

136

「ガイドライン」再改訂

「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（こども家庭庁・文部科学省 2025年8月）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/c3c02bee/20250908_policies_hoiku_153.pdf

→10月1日からの児童福祉法改正を前に、内容の追補、充実を図るために改訂。
 一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業及び幼稚園等についても、保育所等と同様に虐待の通報義務等の規定を設けた

©Hiroko Inokuma 2025

137

137

日々の保育の中で大切な「振り返り」

※ガイドラインより

- 日々の保育の振り返りの中で、『人権擁護のためのセルフチェックリスト』等を活用
 - 言葉でうまく伝えられないこどもの気持ちを汲み取り、こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができているかどうか振り返る
 - 「望ましくない」と考えられるかかわりをしていった場合もしていないかあった場合も、個々の振り返りや職員間のミーティング等における対話を通じて保育の実践をとらえなおす必要。
- 日々の振り返りを行ってもなお、こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわりに改善が見られない場合や事態が悪化している場合などには、保育所等と共有し、保育所等として、虐待と疑われる場などか確認

©Hiroko Inokuma 2025

142

142

虐待

- 身体的虐待
- ネグレクト
- 性的虐待
- 心理的虐待

改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、本ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理することとする。



各自治体の運用の中で、従前の「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念を用いることは差し支えない。

©Hiroko Inokuma 2025

141

141

通報する人

保育士、職員
 など、園内の
 人

保護者

その他

法律上、保護者や職員であるかにかかわらず、虐待と疑われる事案を発見した者は、速やかに自治体へ通報することを義務化

©Hiroko Inokuma 2025

146

146

「こども性暴力防止法」関連にも注視

= 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

- 「横断指針」（=教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針、令和7年4月こども家庭庁）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0edff80e-78f3-4ce9-beb0-8940a26008cf/6a6ba71e/20250417_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_odanshishin_01.pdf

©Hiroko Inokuma 2025

147

147

普段からの運営を大切に。 コンプライアンス・ガバナンス

結局は普段の園の運営が問われる。

コンプライアンス = 「法律」を守っているか？

ガバナンス = 「組織」としての正当な運営ができているか？

守れていない園で、重大事故や虐待が起きている。

©Hiroko Inokuma 2025

148

148

5. 子ども主体の保育なら 不適切にならない

保育内容が「不適切」に関係する

©Hiroko Inokuma 2025

149

149

子どもの一人の人間として尊重・
する保育・
幼児教育

NG！

- 子どもの存在を置き去りにした保育
- 子どもを見ず、保育者の都合ですすめる保育
- 子どもの意見を聞かず、保育者がやりた
いことをやる保育

→子どもの声を聞き、子どもの意見を
しっかりと取り入れ、子どもを一人の人間
として尊重する「子ども主体」の保育
を！

©Hiroko Inokuma 2025

150

150

「子ども主体の保育」にシフトしよう

- 「子ども主体の保育」になっていきますか？
- 子どもの声を聞いて、保育していただけますか？
- 先生がやりたい保育、やらせたい保育になっていませんか？
- 結局は、保育内容が問題！
→ 「子ども主体の保育」をしていけば、不適切になりようがない。

©Hiroko Inokuma 2025

151

151

本当の「子ども主体」の保育とは？ ～まず、子どもの声を聞こう

- 「やらせる」保育ではない。
- 「放任・放任」でもない。
- 子どもの「やりたくない！」という主体性にも向き合おう (子どもの言葉や態度は、本心・気持ちとは違うこともある。時にはSOSのこともある。言葉や態度の意味を理解する)
～強制・矯正ではなく「共生」／「共感」Empathy
※「教える」ことも必要＝例：はさみの使い方

©Hiroko Inokuma 2025

152

152

子どもをポジティブに見ることの大切さ

- 子どもは「イヤなことをする存在」ではない
- 怒る前に、イライラする前に「この子は何を訴えてるの？」
と、立ち止まって！ (子どもの思い＝意見表明を汲み取る)
→ **子どものやることにはすべて意味がある！！**
- 子どもの良い方、できたことをみる (Learning Story)
⇒ そうしないと「保育そのもの」が悪くなる。
× 子どもをしかりつけ、ネガティブにみる保育 (不適切になる)
= 子ども主体ではない。子どもを理解していない。
計画性のないただの「託児」になってしまう。

©Hiroko Inokuma 2025

153

153

「この子のために思いをどうする？」 保育士の思いをどうする？

- 「この子のために思いを思って」という気持ちはわかる。
- でも、それは自分の尺度なのでは？
- 個人ではなく、組織で考えてみては？
→ その子にどう関われば良いか？ どんな言葉かけをするべきなのか？
- その子の「いやだ」をどう受け止めたら良い？ (家庭状況・体調・お友だちとの関係など)
- まずは、その言い方を考えて！ 自分がそんな言い方されたら嫌じゃない？
- 子どものために最も良い言葉、良い態度を！！

©Hiroko Inokuma 2025

154

154

自分がやられて嫌なことは 子どもにとっても嫌なことです

- しゃがんで地面にいる蟻を見ている時に、急に後ろから抱き上げられたら？
- いきなり鼻を拭かれたら？
- いきなり手を引っ張られたら？
- いきなりオムツを下ろされたら？
→ 自分がやられて嫌なことは、子どもにもしない。
まずは一声かけることから変われる！！
「抱っこしていい？」「お鼻ふいていい？」「こっちに來てみようか？」「オムツどうかな？ 見てもいい？」

©Hiroko Inokuma 2025

155

155

👤 「国連子どもの権利条約」 (4つの一般原則) → 「子ども基本法」へ

- 1 生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)
- すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などが保障されます。
- 2 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)
- 子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとってもよいこと」を第一に考えます。
- ★ 3 子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)
- 子どもは自分の関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもに十分に考慮します。
- 4 差別の禁止 (差別のないこと)
- すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

©Hiroko Inokuma 2025

159

159

赤ちゃん・子どもの泣き声は 「言葉」

- 泣き声は赤ちゃんの「意見表明」。
- 子どもは泣き声や、態度で「意見表明」している！
⇒ その思いをくみ取って！！
- 「大人と子どもは対等である」が、現実には「対等」ではない。⇒ しかし、そのときに「子どもの権利」を考えれば、「育てる・育てられる」というような一方的な関係にはならないはず。

©Hiroko Inokuma 2025

162

162

必要なのは「Diversity」の考え方 ～ 「多様性」を大切にする保育・幼児教育

- 子どもも、職員も、保護者も安心できる園にするために必要なDiversityの考え方。
- Diversity = 「みんながちがってみんないい」
- 例) 様々な国にルーツを持つ子・職員・保護者
病気や障害がある子・職員・保護者
貧困・虐待など課題のある家庭で育つ子・職員・保護者
LGBTの子・職員・保護者... 等等
- ▶ そこに集まる人々がみんな幸せに、居心地よくいられたために、不適切な保育、不適切な人間関係が起きないために必要な考え方

©Hiroko Inokuma 2025

165

165

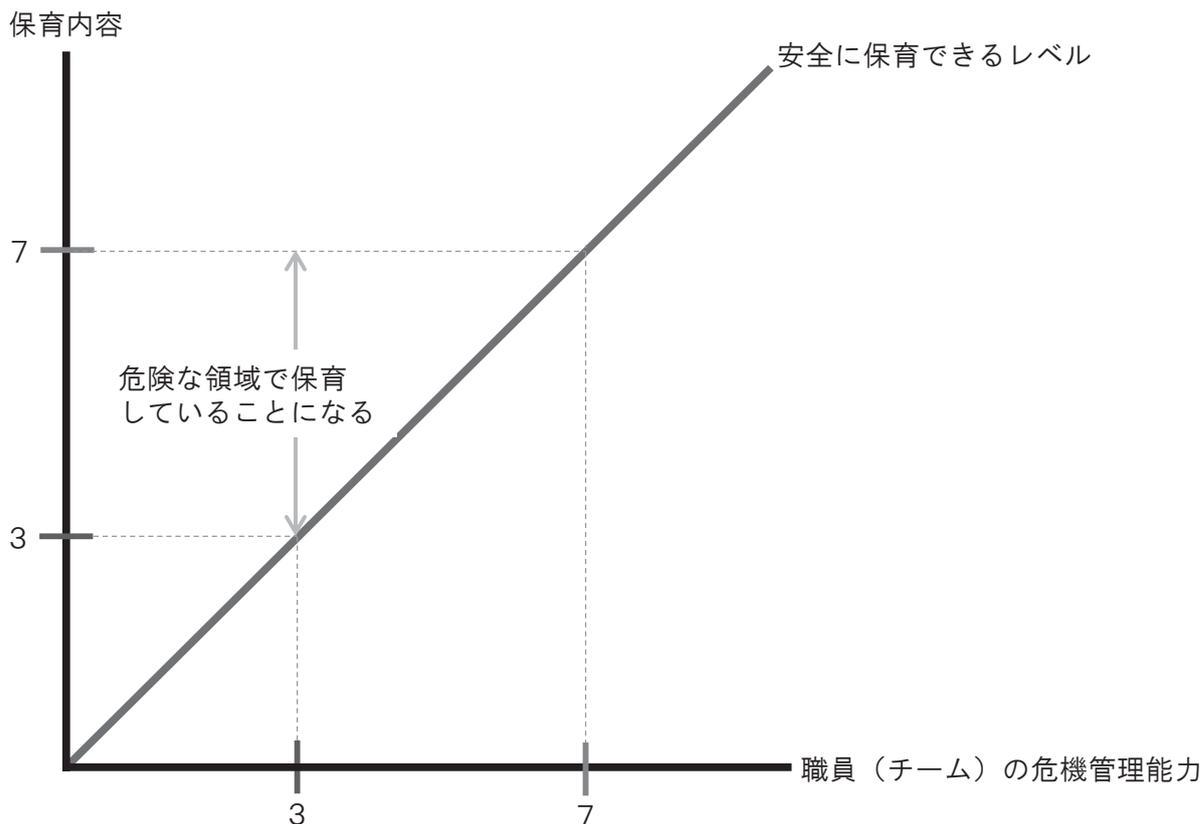
「事故後対応の重要性
～先達はあらまほしきことなり～」

全日本私立幼稚園連合会
第40回設置者・園長全国研修大会
2025年10月28日

講師：株式会社アイギス 脇 貴志

1. 事故が起きる準備ができている保育施設

※参考図 ①

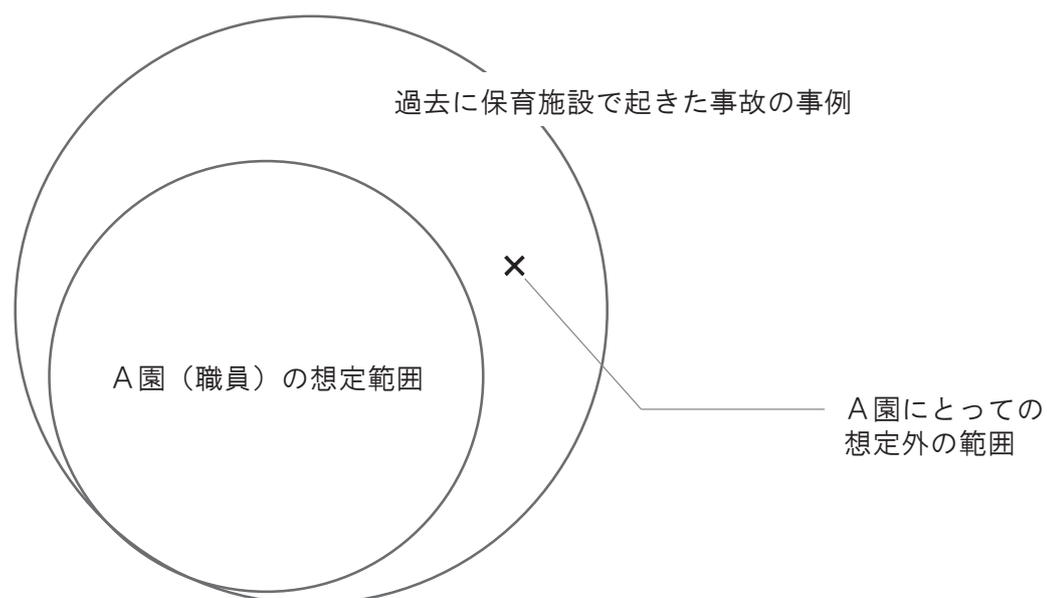


- ・職員（チーム）の危機管理能力が3（7）の園がレベル3（7）の保育内容をするのは安全に保育が行われている
- ・職員（チーム）の危機管理能力が3の園がレベル7の保育内容をするのは危険領域で保育をしていることになる
- ・保育現場に職員の数を増やしても安全は向上しない
職員（チーム）に対して安全教育（訓練）をしないと安全は向上しない

2. 事故事例で見てみましょう

- ・ 2017年8月 さいたま市の認可保育所で当時4歳の園児が溺れて死亡
- ・ 2014年9月 花巻市の豊沢川で保育園の行事中にいかだが転覆し、当時5歳の園児が溺れて死亡

3. 想定外のことでした…が通るか！？



4. 事故現場では何が起きているのか？

- ・ 法律的に正しいか、どうかは、すでに決まっている
- ・ 保護者の反応もほぼほぼ決まっている
- ・ 園が残るか、どうかは、事故後対応の印象（イメージ）によって決まる

5. 先達はあらまほしきことなり

- ・ みなさまは「19番目のカルテ」をご存じですか？
- ・ 情報には1次、2次、3次を見分けられますか？
- ・ 安きにありて危うきを思う 思えばすなわち備えあり 備えあれば憂いなし（「書経」）

第40回全日本私立幼稚園連合会
設置者・園長全国研修会
第3分科会
独立行政法人
日本スポーツ振興センターについて

令和7年10月28日
全日本私立幼稚園連合会
副会長：角谷正雄

日本スポーツ振興センター（JSC）とは

1 災害共済給付制度

- ▶ 成り立ち、性格
- ▶ 制度について
- ▶ 歴史的背景
- ▶ 考え方
- ▶ 特色
- ▶ 情報提供

2 災害共済給付事業

- (1) 災害共済給付の説明
- (2) 事故防止に関する情報発信
 - ① 動画（YouTube、DVD）
 - ② ハンドブック、パンフレット
 - ③ 熱中症予防情報・資料サイト
 - ④ 事故事例、統計データ

3 事業と経営

災害共済給付の加入状況（令和6年度）

- 幼稚園・幼保連携型認定こども園の加入率
- 他学校種と比較して
非常に低い
- 幼稚園
79.2%
- 幼保連携型認定こども園
84.6%
- 小学校・中学校
99.7%

日本スポーツ振興センター（JSC）の利用方法について

- ・ 説明会への講師派遣
- ・ 災害給付オンライン請求システムのリニューアルについて

1 災害共済給付について

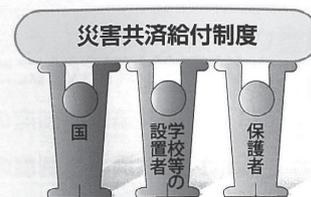
(1) 災害共済給付制度の成り立ち、性格

□ 災害共済給付制度とは

災害共済給付制度とは、JSCと学校等の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校等の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

現在、全国の学校等で、児童生徒等総数の約95%にあたる1,552万人（令和6年度）が加入しています。

国・学校等の設置者・保護者の三者による互助共済制度



□ 制度創設の歴史的背景

昭和30年頃の学校教育の場における児童生徒等の負傷又は疾病に対しては、学校で応急処置を行っていたものの、その後の医療費負担については、保護者の負担により支払わざるを得なくなるという**金銭的な問題がトラブルの一因となり、学校教育の円滑な実施にあたり問題**となっていました。

このような中、児童生徒の教育の場における災害に対する**補償問題の解決**のため、昭和34年12月には、日本学校安全会を設立しようとする「**日本学校安全会法**」が成立、昭和35年3月1日に、JSCの前身組織である「**日本学校安全会**」が設立され、**昭和35年4月1日から、災害共済給付業務が開始**されました。

なお、日本学校安全会においては、日本学校安全会法に基づき、**学校教育の円滑な実施に資するため、「学校安全の普及充実に関する業務」**を行うとともに、「**義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の負傷その他の災害に関して必要な給付（災害共済給付）**」を行うこととされていましたが、現在では「**学校安全の普及充実**」のための業務は終了し、「**災害共済給付の実施によって得られる事故情報を活用した情報の提供**」を災害共済給付の実施と一体となり行うことで、学校等における事故防止のための取組を支援しています。

一体となった運営

災害共済給付の実施

事故情報等を活用した情報の提供

「被災児童生徒等の救済」 + 「事故防止対策への支援」
＝学校現場に安心感を与え、学校教育活動が消極的になることを防止

「学校教育の円滑な実施に資する」という目的の達成

□ 災害共済給付の基本的な考え方

学校で発生した災害が、第三者（学校及び学校の設置者を含む。以下同じ。）による加害行為であり、損害賠償の対象である事案であれば、第三者が損害を賠償すべきものとなりますが、現実には学校で起きる児童生徒等の災害は、**いわゆる不慮の事故とみられる不可抗力的、偶発的な災害が非常に多い**ものです。

こうした災害に対する治療のための費用について、保護者の経済的負担を低減していくため、「国」、「学校の設置者」、「保護者」のそれぞれの分担協力関係によって、つまり互助共済によって災害共済給付の事業を行おうとするものです。

なお、学校の管理下において発生した災害が、いわゆる不慮の事故であり、学校及び学校の設置者として損害賠償の責に任ずる程度のものでなかったとしても、多数の児童生徒等を預かり、安全に教育を実施していくべき学校の設置者としては、災害の発生に重大な関係と関心を有する必要があります。

そのような教育的配慮から、災害共済給付の制度設計においては、

- 学校の設置者が契約者となり、JSCとの間で災害共済給付契約を締結する。
- 児童生徒等の共済掛金について、学校の設置者もその一部を負担する。
- 給付金の支払請求事務について、学校及び学校の設置者が手続を行う。

ことと定めています。保育所等についても同様の考え方で運用しています。

学校等及び学校等の設置者の皆さまには、本制度の基本的性格をご理解いただき、本制度の安定的な運用にご協力いただきますようお願いいたします。

◆ 災害共済給付制度の特色

上述の歴史的背景、基本的な考え方も踏まえ、災害共済給付制度には次のような特色があります。

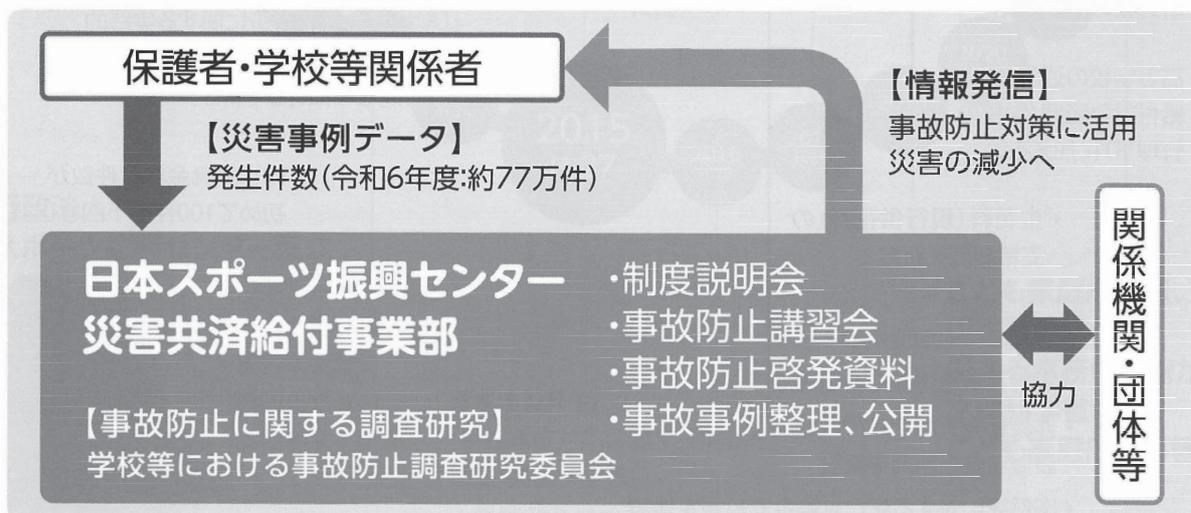
- ① 低額な掛金で厚い給付が行われます。^{*1}
- ② 学校等の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。^{*2}
- ③ 学校等の責任において提供された食物によるO157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。^{*3}

災害共済給付制度の説明については、8ページをご参照ください。

- (注) 1 災害共済給付制度が低額な掛金で厚い給付ができる理由は次のとおりです。
- 学校等及び学校等の設置者において、災害共済給付契約や給付金の支払請求等の事務にご協力をいただいていること。
 - 給付金の支払請求に係る請求用紙への証明に医師等のご協力をいただいていること。
 - 給付金に対して国の補助があること。
- (注) 2 「学校等の管理下」(10ページ参照)で発生した災害である場合。
なお、JSCが災害共済給付を行うことで、学校等及び学校等の設置者に法的責任を問うたり、特定の個人の責任を追及したりするものでもありません。
- (注) 3 給付の対象となる災害の範囲については、9ページをご参照ください。

◆ 事故情報等を活用した情報の提供

災害共済給付の実施によって得られる事故情報を活用して、事例・統計データの整理、分析及び調査研究を行い、その成果を学校等関係者に分かりやすく提供することにより、学校等における事故防止の取組を支援します。



事故防止に関する情報発信、調査研究については、17ページをご参照ください。

2 災害共済給付事業

(1) 災害共済給付の説明

① 加入対象者、共済掛金の額

◆ 対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校をいいます。）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型 認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

◆ 共済掛金の額

児童生徒等1人当たりの共済掛金の年額は、次のとおりです。

（令和7年度）

学校種別	一般児童生徒	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920(460)円	40(20)円
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150(1,075)円
	定時制 夜間等学科	980(490)円
	通信制 通信制学科	280(140)円
高等専門学校	1,930(965)円	
幼稚園	270(135)円	
幼保連携型認定こども園	270(135)円	
保育所等	350(175)円	40(20)円

(注) 1 () 内は、沖縄県における共済掛金の額です。

(注) 2 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校等では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校等の設置者が負担します。

(注) 3 学校等の設置者が免責の特約（15ページ詳細）を付けた場合は、左表の額に、児童生徒等1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

(注) 4 要保護児童生徒とは、生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校、保育所等の児童生徒をいいます。要保護児童生徒については、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒とは別に共済掛金の額を定めています。

② 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害共済給付の対象となる災害の範囲と給付金額は、次のとおりです。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの ⁽¹⁾	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ⁽²⁾ ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めているもの ●学校給食等による中毒 ●異物の嚥下又は迷入による疾病 ●ガス等による中毒 ●漆等による皮膚炎 ●熱中症 ●外部衝撃等による疾病 ●溺水 ●負傷による疾病	
障害	学校等の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校等の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の災害の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死（学校等の管理下において発生したもの） 運動などの行為と関連のない突然死（学校等の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の災害の場合1,500万円〕 死亡見舞金 1,500万円 〔通学（園）中の災害の場合も同様〕

(1)初診から治ゆまでの間の医療費総額が500点（5,000円）に満たない場合は給付対象になりません。

500点（5,000円）には、「入院に係る食事療養標準負担額」や「保険外併用療養費」は含まれません。

(2)医療費の給付金額は、保険診療の医療費総額の3割の額（療養に要する費用の算定額）に、保険診療の医療費総額の1割（療養に伴って要する費用）を加算した額になります。

【例】保険診療の医療費総額が1,000点（10,000円）の場合

(A) 療養に要する費用の算定額

1,000点（10,000円）×3/10=3,000円（窓口での支払い額、自己負担分）

(B) 療養に伴って要する費用

1,000点（10,000円）×1/10=1,000円（1割相当額、JSC付加支給分）

(A) + (B) = 4,000円（JSCからの給付額）

上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っています。

▶ **供花料の支給**… 学校等の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対し、供花料として17万円を支給します。

▶ **歯牙欠損見舞金の支給**… 学校等の管理下における児童生徒等の負傷による1歯以上の欠損⁽³⁾（障害見舞金の対象となるものを除く。）に対し、歯牙欠損見舞金として1歯につき8万円を支給します。

(3)「欠損」とは、永久歯が根から全部取れてなくなったもの（喪失歯）をいいます（治療過程で抜歯したものを含まず）。破折は含まれません。

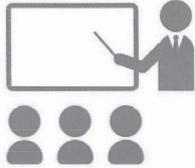
▶ **へき地学校の児童生徒に対する通院費の支給**… へき地地域（へき地教育振興法に規定する3級地、4級地及び5級地）に所在する義務教育諸学校の児童生徒が学校等の管理下の災害による負傷・疾病の治療のため、医療機関に通院した場合に通院日数に応じて1日当たり1,000円の通院費を支給します。

③ 学校等の管理下とは

災害共済給付においては、給付の対象となる範囲を「学校等の管理下」として定めており、次の場合を「学校等の管理下」としています。

1

学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含みます。）



（例）

- 各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
- 特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除等）

2

学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合



（例）

- 部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等

3

休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合



（例）

- 始業前、業間休み、昼休み、放課後

4

通常の経路及び方法により通学する場合（保育所等への登園・降園を含みます。）



（例）

- 登校（登園）中、下校（降園）中

5

その他、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合



- 学校の寄宿舎にあるとき
- 学校外で授業が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
- 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

(2) 事故防止に関する情報発信



各種事故防止啓発資料は
災害共済給付Webから発信しています！

災害共済給付	事故防止
<p>保護者の方</p> <p>医療機関の方</p> <p>学校等・設置者の方</p>	<p>▶ 事故防止啓発資料</p> <p>▶ 熱中症予防・資料情報サイト</p>
<p>▶ オンライン請求システム</p> <p>▶ 様式ダウンロード</p>	<p>▶ 事故の事例と統計</p> <p>▶ 事故事例検索データベース</p>
<p>▶ 災害共済給付について</p> <p>▶ 給付制度への新規加入</p>	<p>▶ フリーイラスト集</p> <p>▶ 学校現場での取り組み</p>
	<p>▶ 事故防止</p> <p>▶ 研究助成</p> <p>▶ ご利用に当たって</p>

① 動画
② ハンドブック、パンフレット

③ 熱中症予防

④ 事故事例、統計データ

有識者監修の資料が満載！

イラストも豊富！

災害共済給付Webは教育現場の強い味方です！

★データで根拠ある対策！

⇒欲しいデータはここにあります！全国の事故情報と統計を生かして自校の事故防止に！

★テーマ、対象者を幅広くカバー！

⇒熱中症、心停止、休み時間、部活動中、保育中…etc. 様々な場面を想定！

園児から高校生それぞれの事故に対応した、工夫された資料がそろっています！

災害共済給付Web

URL <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>



① 動画 (YouTube、DVD)

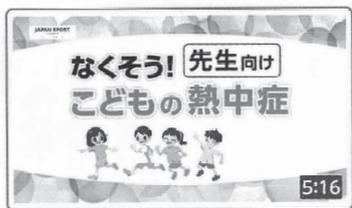
有識者
監修



こどもたちにも分かりやすく、一緒に学べる！

▶ なくそう！こどもの熱中症

幼稚園・保育所等向け (3種)



ここがポイント！

みんなで熱中症ゼロへ！

先生、保護者、こどもが
それぞれ実践して
対策を強化！



合言葉は「かぶのしらせ」

「ぼうしをかぶる」

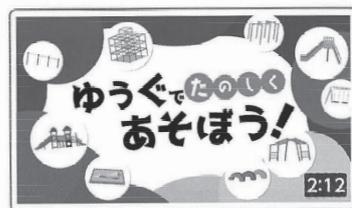
「おみずをのむ」

「おとなにしらせる」



▶ なくそう！固定遊具の事故

小学校低学年・幼稚園・保育所等向け (9種)



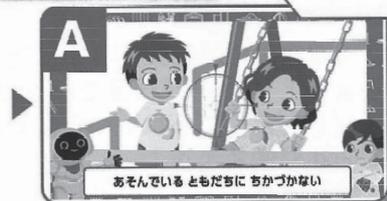
ここがポイント！

クイズ形式で楽しく学べる！

各動画は2分半程度。
遊具を選んで効果的に
学習できます！

9種の動画

- ① はじめに・総合遊具
- ② 鉄棒
- ③ 雲てい
- ④ ぶらんこ
- ⑤ ジャングルジム
- ⑥ すべり台
- ⑦ 固定タイヤ
- ⑧ 砂場
- ⑨ 登り棒



▶ まだまだあります！事故防止動画

突然死、頭頸部外傷、水泳事故、眼の外傷、歯・口の外傷ほか、先生・指導者の方だけではなく、児童・生徒の皆さんにも見ていただきたい動画がテーマ別にそろっています。

「災害共済給付Web」の「事故防止啓発資料」から「動画集」をぜひご覧ください！



ここがポイント！

再生回数125万回超！

10分弱とコンパクトにまとめた
あるので、中・高の授業でも
使いやすいです！

URL <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/3038/Default.aspx>



② ハンドブック、パンフレット

ダウンロードして
ご活用ください！



そばにあるから防げる！ ハンドブックシリーズ

解説編はいざというときに備え日頃から確認する、フローチャート編は、緊急時に確認しながら対応できるように救急箱に入れておくなど、セットでご活用ください。

＼ここがポイント！／

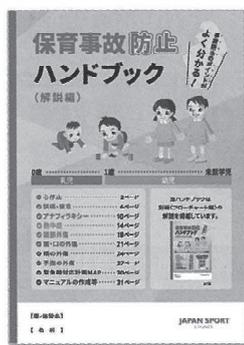
有識者の知見に基づき作成！！
事故発生時も迷わず正しく迅速に対応できます！



▶ 保育事故防止・対応ハンドブック(0歳～未就学児用)

解説編

フローチャート編



▶ スポーツ事故防止・対応ハンドブック

解説編

フローチャート編



▶ パンフレット「なくそう！」シリーズ ほか

留意点までよく分かる！ 各種事故防止パンフレット

過去の事故のデータを基に、効果的な事故防止対策を立てましょう！10ページ程度で事故の現状、事故防止のポイントがまとめられているので、職員研修などでもすぐ使えます！



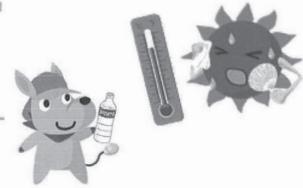
実際の裁判例も載っています！
設置者、管理職、指導者の方必見です！

＼ここがポイント！／

シリーズごとに事故の傾向と対策を掲載！
便利な事故防止チェックリストも付いています！

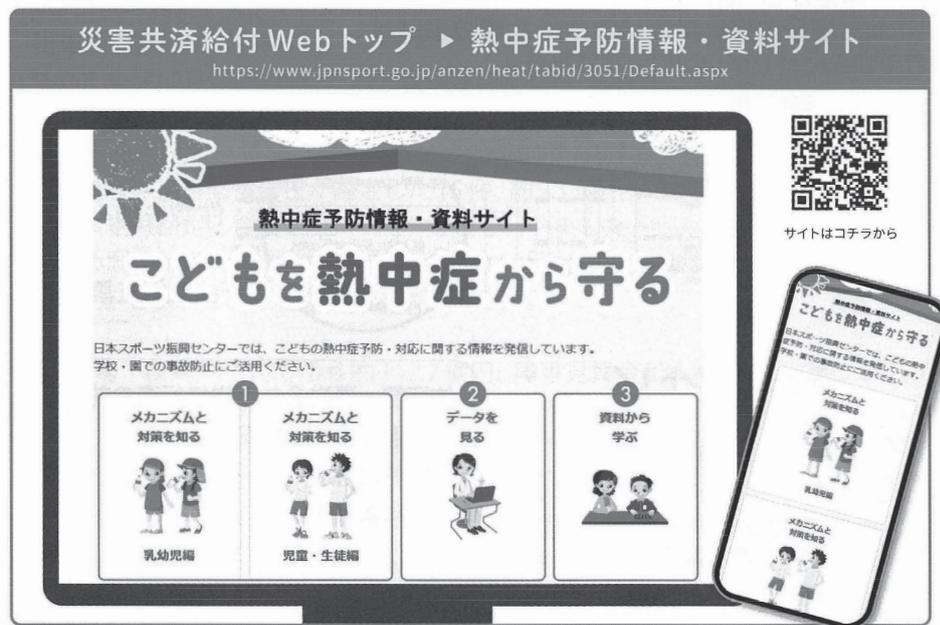


③ 熱中症予防情報・資料サイト



令和7年度、新たに公開!

学校等の管理下では、毎年どれくらいの「熱中症」が発生しているのでしょうか？過去には障害や死亡につながる重大事故も発生しています。子どもたちが安心して学校や園で過ごせるよう、熱中症予防に関する情報・資料を集約した特設サイトを災害共済給付Webにオープンしました。



① 熱中症発生のメカニズムと対策を知る (乳幼児編／児童・生徒編)

発生のメカニズムのほか、熱中症を疑う症状、対策、対応を紹介しています。

② データを見る

過去5年間に「熱中症」により給付した件数を以下の分類でまとめています。

熱中症による災害共済給付件数	
学校種別	小学校、中学校、高等学校等・高等専門学校、幼稚園・幼保連携型認定子ども園・保育所等
対象データ	死亡見舞金、障害見舞金、医療費
項目	給付年度別、場所別、場合別

③ 資料から学ぶ

「熱中症」に関する資料(動画、パンフレット、ポスター等)をご確認・ご活用いただき、学校・園での熱中症予防に努めましょう!

④ 事故事例、統計データ

知って、防ごう！学校事故

災害共済給付Webでは、平成17年度から蓄積しているデータと毎年度公開しているデータを公開しています。



▶ 学校等事故事例検索データベース(平成17年度～)

平成17年度から令和5年度までに「死亡見舞金」「障害見舞金」「供花料」「歯牙欠損見舞金」を給付した事故事例がそれぞれExcelでダウンロードできます。

災害共済給付がなされた9,562件の死亡・障害事例を検索できます



年度	月	発生状況	死亡見舞金	障害見舞金	供花料	歯牙欠損見舞金
平成17	17	17	0	0	0	0
平成17	17	17	0	0	0	0
平成17	17	17	0	0	0	0

件数を調べる

状況を調べる

ここがポイント！

統計データに基づいた正しい事故防止対策ができる！

知りたい条件で簡単に絞れます！

体育祭・運動会など学校行事の前に「災害発生時の状況」を読んで、緊急時対応のイメージトレーニングをしています！



▶ 『学校等の管理下の災害』(平成24年度～毎年度発行)



「死亡見舞金」「障害見舞金」「供花料」「歯牙欠損見舞金」を給付した事例の発生状況がひと目で分かる！

サッカー・フットサル部

2023歳-21 歯牙欠損 高1・男

サッカー部の試合中、学校外の運動場で相手選手とボールの取り合いになった際、相手の頭が顎に当たり、前歯を破折し、欠損した。

事故事例

研修資料に

グループワークに

「基本統計」を見れば、いつ・どこで・どのような事故等が・何件くらい起きているのかもすぐ分かる！

2-2 (1) 場合別、学年別件数表(中学校)

区分	合計		1年		2年		3年		
	計	男	女	男	女	男	女		
体育(保健体育)	73,678	39,959	33,719	11,708	10,404	14,346	12,002	13,905	11,313
園芸工作(美術)	649	412	237	204	93	130	91	78	53
理 科	979	574	405	216	157	275	191	83	57
家庭(技術・家庭)	1,065	610	455	269	176	249	205	92	74

帳票

近年の事故の傾向を把握し、「自分たちならどうするか」「必要な対策は何か」を考え、事故を未然に防ぐ取り組みの実践にぜひお役立てください！

3 事業と経営の概況

① 令和6年度事業概要／決算概況

令和6年度は、約1,552万人の児童生徒等が災害共済給付制度に加入し、共済掛金収入は約156.5億円となりました（加入率：児童生徒総数の約95%）。令和5年度に比べ、加入者は約23万人減となりましたが、加入率に大きな違いは見られないことから、児童生徒数の減少がそのまま加入者数の減少に反映されていると思われます。

また、災害共済給付制度への加入（契約更新）は、毎年5月31日までに手続きを行わなければならないこととされていますが、5月以降に新たに経営を開始する保育所等も見受けられることから、当該施設の設置者に限り、経営を開始した日の属する月の翌月末日まで新規契約の申込を受け付けることとしています。

なお、本制度には「免責の特約」（15ページ参照）の仕組みが設けられていますが、令和6年度も、全ての設置者が免責の特約を付した災害共済給付契約を締結（更新）しました。免責の特約を付すことにより、学校の管理下で発生した災害に対し、設置者の過失責任等が問われ、設置者が損害賠償に応じることとなった場合でも、JSCは設置者に給付金分の支払を求めることなく、免責特約掛金として各設置者からお支払いいただき確保した財源から給付金分の補填をすることとなります。令和6年度は、既に給付金を支給した事案の中で学校等の設置者の損害賠償責任が確定した15件、約2.1億円分を免責特約掛金から充当する（免責特約勘定から災害共済給付勘定に資金を繰入れる）処理を行いました。

災害共済給付に対する国の補助は、「給付金に対する補助」、「要保護・準要保護児童生徒の共済掛金の保護者支出分に対する補助」を合わせ、約16.2億円となりました。

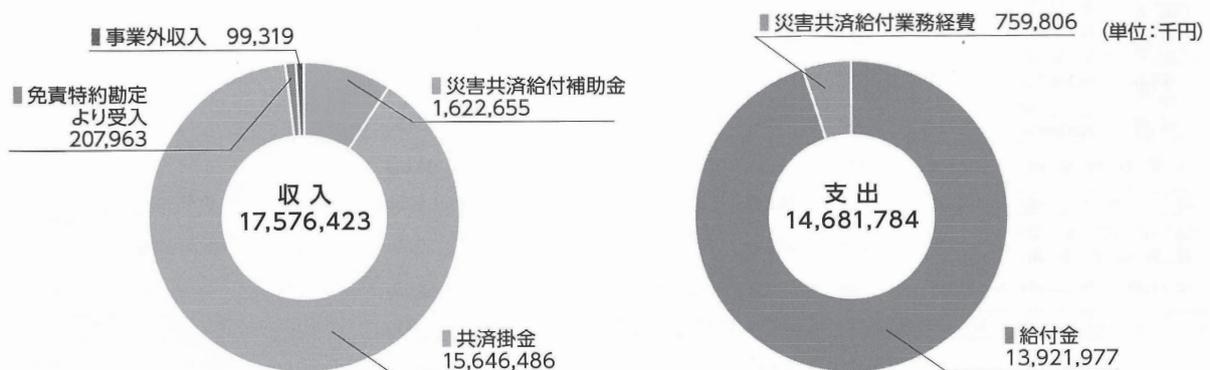
給付金は、医療費（負傷・疾病）1,512,610件約112.7億円、障害見舞金334件約16.4億円、死亡見舞金42件約9.9億円、附帯事業費2,080件約0.1億円、合計約139.2億円を支給しました。令和5年度に比べ、給付金の合計額は約5.2億円の減となっており、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し始めた令和2年度から、給付額の水準は大きく減少しています。

特に、死亡見舞金の給付件数は、長期的に見ると減少傾向にあり、平成16年度以降は100件を下回る状況が続いています。

また、令和3年度からは、歯牙の障害のうち、第14級の障害見舞金の認定基準に該当しない1歯欠損に対し、「歯牙欠損見舞金」の支給を行っており、令和6年度の給付件数は64件でした。

■ 災害共済給付勘定の収支状況

令和6年度の災害共済給付に係る経費（災害共済給付勘定）の収支状況は下図のとおりです。



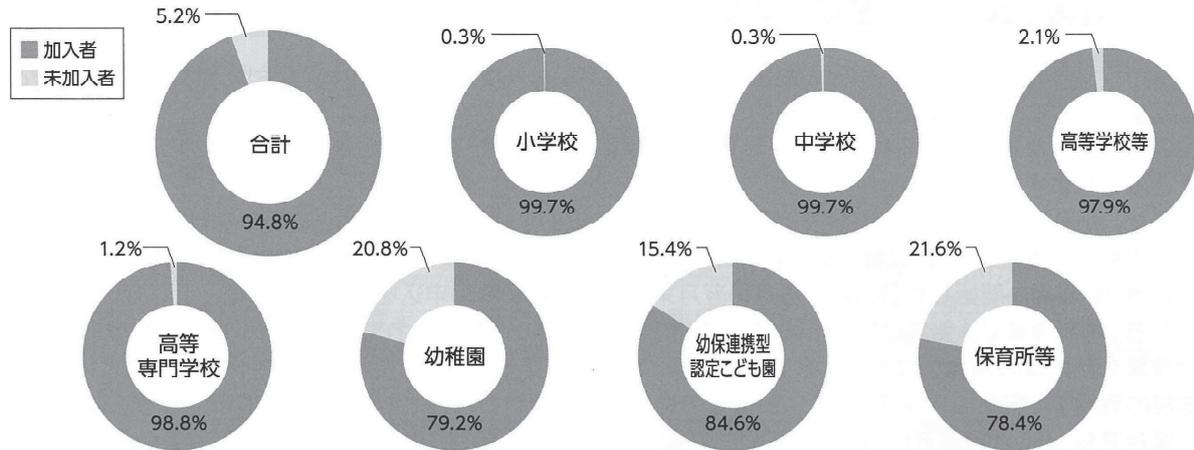
※金額は、千円未満切捨てのため、合計金額は一致しません。

※収支の差額については、翌事業年度以降の災害共済給付業務に充てられます。

※免責特約勘定の状況については、「財政状況の推移」にてご確認ください。

◆災害共済給付の加入状況(令和6年度)

令和6年度における学校種別の児童生徒等の加入状況は下図のとおりです(基準日:令和6年5月1日)。



(人)

学校種別	小学校	中学校	高等学校等	高等専門学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所等	合計
加入者	6,028,907	3,209,593	3,242,806	55,670	601,163	726,154	1,655,627	15,519,920
未加入者	18,638	11,173	69,882	672	157,938	132,096	456,262	846,661

(注) 1 未加入者数は文部科学省の学校基本調査等による令和6年度の児童生徒等総数から、令和6年度の災害共済給付契約に基づく児童生徒等の加入者数を引いたものです(基準日:令和6年5月1日)。ただし、一定の基準を満たす認可外保育施設については、児童生徒等総数及び加入率算出の数値に含んでおりません。また、上記加入者数には、年度途中契約の加入者9人は含まれません。

(注) 2 高等学校等には、高等学校(全日制・定時制・通信制)及び高等専修学校(昼間学科・夜間等学科・通信制学科)が含まれています。

(注) 3 保育所等とは、児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業(児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業)を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設が含まれています。

◆発生件数・給付状況(令和6年度)

令和6年度の災害共済給付に係る給付状況は下表のとおりです。

学校種別	医療費(負傷・疾病)					障害見舞金		死亡見舞金		計		
	発生件数(件)	発生率(%)	給付件数(件)	給付金額(千円)	給付率(%)	給付件数(件)	給付金額(千円)	給付件数(件)	給付金額(千円)	給付件数(件)	給付金額(千円)	
小学校	267,223	4.47	421,329	2,091,941	7.04	56	190,390	6	165,000	421,391	2,447,331	
中学校	237,961	7.49	467,690	3,117,656	14.71	62	224,550	17	404,000	467,769	3,746,206	
高等専修学校	全日制 昼間学科	188,152	6.45	510,533	5,522,805	17.50	197	984,570	18	409,000	510,748	6,916,375
	定時制 夜間等学科	1,873	2.66	4,104	37,487	5.83	1	2,250	0	0	4,105	39,737
	通信制 通信制学科	842	0.33	3,134	34,130	1.23	4	135,750	0	0	3,138	169,880
高等専門学校	1,766	3.17	4,455	53,830	8.00	3	36,280	0	0	4,458	90,110	
幼稚園	12,253	2.04	18,786	83,043	3.12	3	6,750	0	0	18,789	89,793	
幼保連携型認定こども園	19,525	2.69	27,446	114,642	3.78	3	10,400	1	15,000	27,450	140,042	
保育所等	40,866	2.48	55,133	218,270	3.35	5	52,650	0	0	55,138	270,920	
計	770,461	4.99	1,512,610	11,273,808	9.80	334	1,643,590	42	993,000	1,512,986	13,910,398	

(注) 1 上記のほか、へき地にある学校等の管理下における児童生徒の災害に対する通院費4,339千円(2,004件)、供花料2,040千円(12件)、歯牙欠損見舞金5,200千円(64件)の支給を行っており、これらを加えた給付金の合計額は、13,921,977千円です。

(注) 2 発生件数とは当該年度中に最初に医療費の給付を行った災害の件数です。

(注) 3 発生率=負傷・疾病の発生件数÷(加入者数-要保護児童生徒数)×100(%)

(注) 4 給付率=医療費給付件数÷(加入者数-要保護児童生徒数)×100(%)

(注) 5 金額は千円未満切捨てのため、合計金額は一致しないことがあります。

⑤ 共済掛金額／死亡・障害見舞金額等の改定経緯

学校種別 年度	災害共済掛金額											給付額			医療費		免責特約 共済掛金額 円	
	義務教育 諸学校 円	高 等 学 校 円				高等専門学校 円		幼稚園 円	幼保連携 認定 こども園 円	保育所 円	要保護 児童生徒 円	死亡 見舞金 千円	障害見舞金 千円	供花料 千円	支給下限 円	支給期間 年		支給割合
昭和35	20	35	25	15	100			12		12	4	100	130～5		100	1	1/2	
36																		
37																		
38	36	50	40					20		20								
39																		
40																		
41	58	100			110											2		
42																		
43						100	110											
44	110	200	75	27		200		33		33	6	300	390～15		500	3		
45																		
46																		
47	180 (70)	300 (140)	110 (50)	40 (20)		380 (—)		50 (20)		50 (20)	8 (4)	500	630～25			5		
48																		
49												1,000	1,200～45	30				3/10 又は 4/10
50												2,000 (1,000)	2,400～45 (1,200～45)					高額療養費 との調整
51																		
52	300 (100)	450 (170)	160 (60)	60 (25)		760 (—)		85 (25)		85 (25)		3,000 (1,500)	4,000～150 (2,000～75)					
53	300 (120)	600 (280)	230 (90)	89 (40)		1,000 (—)		105 (45)		135 (55)		12,000 (6,000)	15,000～330 (7,500～165)		2,500			4/10に一本 化高額療養 費との調整
54																		
55	400 (200)	760 (380)	290 (120)			1,260 (—)		130 (65)		220 (110)	16 (8)							
56																		
57																		
58																		
59																		
60													18,000～330 (9,000～165)					
61												14,000 (7,000)						
62																		
63	600 (300)	960 (480)	420 (210)	89 (40)		1,820 (—)		220 (110)		290 (145)	20 (10)		18,900～400 (9,450～200)		3,000			
平成1																		
2																		
3																		
4												17,000 (8,500)	22,900～490 (11,450～245)					
5														120				
6																		
7																		
8	720 (360)	1,280 (640)	640 (320)	200 (100)				240 (120)		310 (155)	24 (12)	21,000 (10,500)	28,300～610 (14,150～305)		4,000			20 (2)
9																		
10																		
11	840 (420)	1,530 (765)	720 (360)	280 (140)				260 (130)		350 (175)	40 (20)	25,000 (12,500)	33,700～730 (16,850～365)	170	5,000	7		35 (3)
12																		
13																		
14																		
15																		
16								(910)									10	
17	920 (460)	1,840 (920)	980 (490)			1,880 (940)		270 (135)				28,000 (14,000)	37,700～820 (18,850～410)					25 (2)
18																		
26																		
27									270 (135)									
28																		
29																		
30																		
令和1		2,150 (1,075)				1,930 (965)						30,000 (15,000)	40,000～880 (20,000～440)					15 (2)
2																		
6																		
7																		

(注) 1 災害共済掛金額の()内は、沖縄県の共済掛金額を示す。
(注) 2 死亡・障害見舞金の()内は、通学中の災害(死亡見舞金にあっては突然死を含む。)に係る給付金額を示す。
(注) 3 免責特約に係る共済掛金額の()内は、高等学校通信制の掛金額を示す。
(注) 4 高等専修学校は、平成29年度から加入対象となる。
(注) 5 認定こども園、特定保育事業は平成27年度から、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設は平成29年度から加入対象となる。

令和9年1月からの 災害共済給付オンライン請求システム リニューアルについて

災害共済給付 Web に特設ページを開設しました！

このたび、災害共済給付 Web に令和9年1月からの災害共済給付オンライン請求システムのリニューアル(新システム)について、特設ページを開設しましたのでお知らせいたします。

特設ページでは、新システムに関する情報を段階的に掲載する予定ですので、ぜひご覧ください。

災害共済給付		災害共済給付オンライン請求システムリニューアル(令和9年1月予定)について
 保護者の方		災害共済給付オンライン請求システムのリニューアル(令和9年1月予定)について
 医療機関の方		令和9年1月からの災害共済給付オンライン請求システムリニューアルについて、災害共済給付Webに特設ページを開設しました！特設ページでは、新システムに関する情報を段階的に掲載する予定です。
 学校等・設置者の方		■新システムについて
・オンライン請求システム	・様式ダウンロード	設置者や学校等の負担軽減し、保護者等に迅速かつ確実な給付を行うとともに、事故防止に役立つ情報を提供できるシステムを目指しています。
		■新システム公開時期
・災害共済給付について	・給付制度への新規加入	・令和9年1月(予定)
		■追加予定の新機能
		入力補助機能の導入
		災害報告書の作成画面に新たに入力補助機能を導入予定です。どなたでも手簡便に災害報告書が作成できるようになります。
		自動一時保存の実現
		20分タイムアウト時に、それまでの入力内容が自動保存されます。
		記述式入力から選択式入力への変更
		記述式から選択式による入力となり、発生状況の文書作成時の負担を軽減します。
<div data-bbox="233 1603 501 1644" data-label="Text"> <p>・災害共済給付オンライン請求システムリニューアル(令和9年1月予定)について</p> </div>		<div data-bbox="695 1653 1018 1724" data-label="Text"> <p>災害共済給付 Web から こちらのアイコンをクリック！</p> </div>

～特設ページはこちらから～

【URL】

<https://www.jpnsport.go.jp/enzen/saigai/tabid/3061/Default.aspx>



研究講座 4・認定こども園

『0.1.2歳児の保育・教育を考える～子どもたちの豊かな育ちとは～』

平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が始まり、10年が経過。全日私幼連加盟園も半数以上が施設型給付や認定こども園に移行しました。2024年の出生数は前年比5.7%減の68万6061人と、統計開始以来初めて70万人を割り込みました。待機児童の減少に伴い、国の施策も、保育の量の拡大から「質の向上」に軸足を移し、こども家庭庁から「はじめの100か月の育ちビジョン」も示されました。認定こども園制度の諸課題も踏まえながら、子ども達の豊かな育ちについて0.1.2歳児の教育・保育を中心に考えていきたいと思います。本講座では、まず保育SoWラボ代表・非営利団体コドモノミカタ代表理事の井桁容子先生より、基調講演を頂き、後半ではパネラーの先生から各地域での認定こども園の諸課題や、保育の質向上に向けた取り組みを報告頂き、保育・教育の質を考えていきたいと思います。

第1部 基調講演

「人生のはじまりをしっかりと支え、人間らしさを豊かに育む保育
～誰もが幸せを感じて生きるために～」

■講師 井桁 容子 (保育SoWラボ代表)

第2部 パネルディスカッション

■パネリスト 井桁 容子 (保育SoWラボ代表)

鮎川 剛 (全日本私立幼稚園連合会認定こども園委員会副委員長)

濱本 智子 (全日本私立幼稚園連合会認定こども園委員会委員)

湯目 崇史 (全日本私立幼稚園連合会認定こども園委員会専門委員)

■コーディネーター 徳本 達之 (全日本私立幼稚園連合会認定こども園委員会委員長)

始める前のお願い

このパワーポイントに使われる子どもの写真は

東京家政大学ナースリールームと一般家庭、
小西貴士氏（写真家）の

許可を得て使用しています。

写真の撮影や保存はご遠慮ください。

井桁がこれまでの 保育実践・保育者養成と研究から確信すること

1. 子どもは大人が思っているよりも
いろいろなことが分かっている
2. 安心・安全と感じる時に、その人の持っている
力が良く発揮できる
3. これからは人と人との繋がりが大切な時代

2025年10月28日全日本私立幼稚園連合会：講座4 認定こども園
『012 歳児の保育・教育を考える～子どもたちの豊かな育ちとは～』

『人生のはじまりをしっかりと支え、 人間らしさを豊かに育む保育』

～誰もが幸せを感じて生きるために～

井桁容子

乳幼児教育実践研究家

保育SoWラポ代表

非営利団体コードモノミカタ代表理事

1. 子どもは大人が思っているよりも分かっている

乳児観の移り変わり

1970年代から乳児に関する研究が進展

無能 → 有能
受動的 → 能動的
無個性 → 個性的

「心」の力を育み発達を支える
保育におけるアタッチメント」
遠藤利彦著
チャイルド本社より

そばにいる大人の認識によって
人格の土台に影響する

ヒトの子どもの特徴を知ると

保育観・子育て観が変わる

- ・未熟で生まれる
身体運動能力、体温調節能力、飲食能力 など
- ・他の霊長類と比べて重い
ゴリラは2kg弱
- ・子育て期間が長い
- ・脳の発達が著しい
ヒトは400gで生まれて、大人になるまでに3倍になる
チンパンジーは大人の80～90%の大ききで生まれる

みんなで育ててきた
歴史のほうが長い

「三項関係」 「社会的参照」

生後9ヵ月以降

コミュニケーション力の芽生え

「共同注意」

生後9ヵ月頃

科学的根拠が乳児理解を深める

胎児期

- ・触覚は12週で全身の表面が反応。口が敏感
- ・母親の感じている匂いや風味の多くを感じている
- ・味覚は胎児の頃にかなりの訓練を積む
→羊水は味蕾の細胞を興奮させる科学物質を含んでいる
羊水は常に変化（母親が食べたもの・胎児の尿）

赤ちゃんの脳

- ・大人の脳のミニチュア版ではない
- ・脊髄と脳幹は誕生時にほぼ完全に発達。生き延びる、成長する、保護者との絆を結ぶなど新生児の基本的な必要性を満たしている
- ・大脳皮質は未発達な状態（学習マシーン）
- ・神経系を発達させる手順は遺伝子にプログラムされているが、各段階における発達の質は環境要因によって形作られる。

WHAT'S GOING ON
IN THERE?
How the Brain and
Mind Develop in the
First Five Years of Life
Lise Eliot
赤ちゃんの脳と心で何が起こっているの？
リサ・エリオット（神経科学教授）
小西行郎（日本語版監修）
福岡孝一（訳） 2017年
素工社

乳児は

保育者の行為から

どんな人かが分かっている

こどもの権利条約

1989年11月20日
国連総会で採択（196か国・地域）
1994年日本が批准

こども基本法

2024年4月施行

第3条（基本理念）
こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の過程に応じた、その意旨が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

こども家庭庁

こども真ん中

「はじめの100か月の育ちビジョン」

2. 安心・安全と感じる時に、
その人の持っている力が良く発揮できる

こどもの権利とは

「やりたいことができる」

「してほしくないことはやめると言える」

「してほしいと言える」

と、子ども自身が感じていること

安心・安全の保障

はじめの100か月の育ちビジョン

「こどもまんなか こども家庭庁」冊子より

- ビジョン1 こどもの権利と尊厳を守る
- ビジョン2 「安心と挑戦の循環」を通して、子どものウェルビーイングを高める
- ビジョン3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- ビジョン4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- ビジョン5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

非認知的能力が育つために重要なこと

安心



信頼

アタッチメント

(ジョン・ボウルビー：イギリスの児童精神科医が提唱)

※「愛情」「スキシンシップ」とは視点が異なる

「安心と挑戦の循環」を保障する保育者の役割

<安心できる環境>

あらゆる不安から解放
チャレンジ
思い切り遊ぶ
探索
冒険
心から楽しむことができる



「疲れた」

痛い

空腹

ビックリ

恐れ

不安



<安全を感じる人>

必ず慰めてもらえる
しっかりとつつき、安心感
を取り戻す
元気になる



再び勇敢に外界へ

子どもが泣いたら？

あやす
抱っこ
時にはそのまま

対応の根拠は？

泣いている理由を的確に洞察し満たすことが専門性

情動的共感

共感



認知的共感

「保育者に必要な2つの敏感性」

「心」の力を育み発達を支える保育
におけるアタッチメント」
遠藤利彦著：東京大学大学院教授
チャイルド本社 2025年2月参考

1 対 1 一人一人



「二者関係に関連した敏感性」

「二者関係に関連した敏感性」



「集団生活に関連した敏感性」

二者関係のみを重視したかわりは、
集団が大きくなるにつれて、一人一人の
子どもとの関係が悪化する

こども同士で楽しく遊べることや、安
心して生活できることに配慮し支えて
くれる保育者に信頼を寄せ、
子ども同士の関係が良好

いま、「年長児が幼い」

自分の気持ちを表現できない
話が聞けない
衝動的
落ち着かない・・・etc

ひとは言われた言葉で心が育つ

- ・「強い」と言ったあとと選手のパフォーマンスが変わるのは・・・
- ・コーチが変わると選手のパフォーマンスが変わるのは・・・
- ・「プラスなことば」(感謝・思いやり)or「マイナスなことば」(ずるい・意地悪)で作文。直前に触れた言葉が行動に影響(プライミング効果)
- ・ほめるだけでリスクを与えないリーダーはカリスマ性が減る
- ・「でも」と「かも」魔法の言葉
- ・選択させられると脳が活性化

西 剛志(にし たけゆき) 監修
「保育ナビ」特集 P4～9 参考 フレーベル館

「安全感」「温かい関わり」の重要性

『ポリヴェーガル理論』

『ポリヴェーガル理論入門ー心身に変革をおこす「安全」と「絆」ー』
ステファン・W・ポージェス著 花丘さくら訳 春秋社参考
津田真人氏講演より参考(小学館教育編集部主催)

・1994年 スタイブレン・ポージェス博士(アメリカ)が提唱
・「ポリ(多数の)」と「ヴェーガル(迷走神経)」を組み合わせた造語

- ◎自律神経
- ・交感神経：活動、緊張、覚醒に関わる危険からの(能動的な)防御を担当
 - ・副交感神経
背側迷走経路複合体：個体の生命維持と生死のかかった極度の危険からの(受動的な)防御を担当⇒原始的。乳児期は優位

腹側迷走経路複合体：社会的つながりの安全感の構築に関与⇒生まれた時に未完成
哺乳類特有の神経系

例えば0歳1歳児の食事風景から

自分の意思で食卓
についているか

美味しく楽しく食べ
ることを大切にしてい
るか

大人の都合で待
たせていないか

大人は「名前のある世界」にいきていますが、
子どもは「名前のない世界」を見ています。
保育者は「名前のない世界」と「名前のある世界」
の間に立ち、環境を通して子どもの育ちを支える
専門職です。

執筆 監修 細田直哉
(国立市幼児教育センター所長)

「保育ナト」二〇二五年三月号
フレール館より

「子どもらしさ」とは？

- ①ものごとに夢中になること
- ②不誠実さには進んで拒絶すること
- ③驚きを受け入れること
- ④柔軟に（こだわりなく）探索すること
- ⑤ものごとに「聴き入る」こと

「子どもって、みごとに人間だ！」
— 保育が変わる子どもの見方 —
佐伯祥・井桁智子共著
2021年（フレール館）より



②不誠実さには進んで拒絶すること

「イヤイヤ期」

意見表明権 (views): 子どもの権利



何が嫌なのかを知ろうとすることが大事



そばにいる大人との関係性で変わる

音環境は心の育ちに影響

日本建築学会によると

- ・「学会奨励値」・・・騒音レベル 48db
残響音 0.4~0.5秒
平均吸音率 0.25

園舎の建築要件
に紐づけされて
いない

日本の多くの保育室の現状

- 食事・自由遊び70~75db
歌、リズム遊び80~90db

「聴覚の発達に悪影響」
「コミュニケーションの障害」
「集中力の低下、ストレス」

◆子ども・若者・保護者から 見えてくること◆

頑張らないと許されない
(自信を無くす)
みんなと同じでないと不安
(同調圧力を生む)
人間関係のフラット化
(コミュニケーション力の低下)



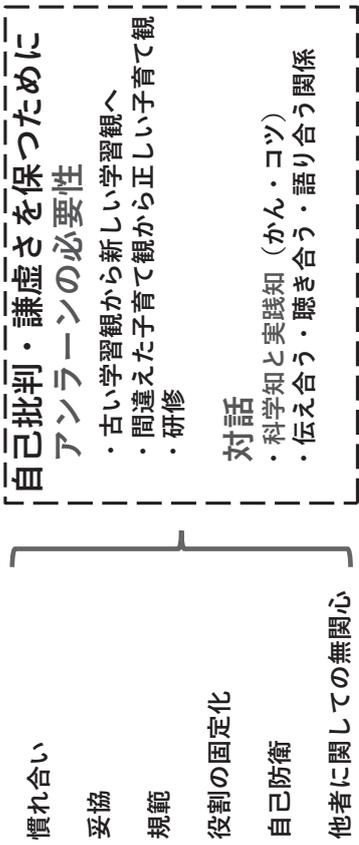
若者の自殺が世界で一番
子どももの自殺の増加
いじめ、不登校、虐待の増加

3. これからは人と人との繋がりが 大切な時代

園にXれる

園で安心できる

経験年数が多いことの落とし穴



つながり

目に見えるつながり

目に見えないつながり

つながる・つなげる

- 子どもと保育者(園の職員)
- 子どもと子ども
- 子どもと保護者
- 保育者(園の職員)と保護者
- 保護者と保護者
- 園と地域

消費社会 ⇨ 情報社会 ⇨ 創造社会

これからの時代は
創造的に暮らす時代

そして、違いを活かし合って
つながりが重要な時代

違いを尊重して、子ども・保護者をつなげる

慎重派

痛そう・・・

行動派

どんな感じかな？

子ども同士をつなぐ関わりが大切

A児が使っていた箱車をB児が取りA児が泣いた

1. どのように関わりますか？
2. この経験は子どもにとってどのような学びになりますか？

大谷翔平さんの座右の銘

「先入観は可能を不可能にする」

「保育者の地平」津守 真 (ミネルヴァ書房 1977年)
P211

2. 保育者は子どもとかわるたびに自分を新しくする(略)
外側から見ればいつもと変わらぬ保育者と見えても、内面は日々新たになっている。そうでなかったら、成長しつつある子どもが満足するはずがない。

コミュニケーション力 (社会性) とは

ケンカをしない子どもがほしい子？
トラブルがない保育を目指す？

もともと失敗する経験から考え、工夫していく中でついてくる力
継続する中で分り合っていくこと

「対話的かわり」の重要さ

肯定的な表現が多い

「幸せ」・「不幸」は伝染する

否定的な表現が多い

「言霊」(ことだま)

完璧な人はいない



ひとはみんな違っている



それぞれの得意なことを活かして補い合う



他者を信頼して、「助けて！」と言える

レジリエンス（逆境から立ち上がる力）



「やさしさに包まれたなら きっと目に映る

すべてのことはメッセージ〜」

荒井由実：作詞作曲

「やさしさに包まれたなら」より

大変な時にこそ、その人の力が分かる

Aさん「できない、無理！」

Bさん「どうしたらできるか！」

012才児の保育を考える



令和7年10月28日
全日私幼連 設置者・園長全国研修茨城大会
山梨県認定こども園かおり幼稚園 園長 鮎川 剛

平成27年認定こども園に移行当初・・・

- 当時の職員構成
 - 自園の職員、自園の元職員、私立保育園元職員、公立保育園元職員、新卒職員、無認可保育所元職員、複数の園を転々としていた職員
 - ・ ・ ・ 経歴が異なる職員、保育観も様々。もめ事多い
 - それまで自園の職員しか知らなかったため、かなりシヨック
- 当時の方針
 - 法令遵守
 - 保育事故を起こさない
 - 細かいところは現場任せ

園の概要

- 園名 認定こども園かおり幼稚園
- 平成27年度幼保連携認定こども園に移行
- 0歳児6名
- 1歳児12名
- 2歳児21名
- 3歳児50名
- 4歳児67名
- 5歳児72名
- 合計228名
- 周囲は田園地帯



大人の都合で保育していませんか？ ～感じた違和感

- 昼食の時間、椅子に座って大泣きをしている1歳児の子どもがいた。
- 抱き上げて、あやしていると・・・
- 保育者A「園長先生！その子を抱っこしないでください、いま抱っこすると眠ってしまって、昼食を食べさせることができななんです。起きてから昼食だと大変なんです。」
- 園長「あーごめんなさい」

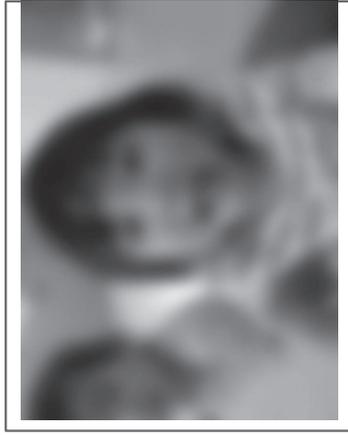
3歳児のイメージ

- かなり精密にイメージできる
- どうすれば喜び、または何ができて何ができないのかよく知っている
- 豊富な経験がある



1歳児のイメージ

- 2歳児の一つ下
- 月齢によって大きく状況が違ふ、しゃべり出す子もいればまだ歩けない子どももいる。



2歳児のイメージ

- 3歳児の一つ下
- 自信が無い訳ではないけれど・・・
- 満3歳児入園や未就園児親子登園など少し経験がある
- 6対1の配置基準「なんて恵まれているだろう」



0歳児のイメージ

- 保育事故が多いのでうつぶせ寝は厳禁
- 午前垂も取る場合がある
- 個人差が大きい



「0. 1. 2 歳児の保育・教育を考える」

令和7年10月28日
認定こども園委員会 委員 瀨本智子 (鳥取県・認定こども園鳥取第二幼稚園)

<地域の認定こども園の現状>

- ・少子化
- ・保育者の確保 (時短勤務・扶養範囲内の勤務等)

<園の概要と今年度の現状>

昭和41年 幼稚園開園
平成26年 幼保連携型認定こども園へ移行 (生後7ヶ月から受け入れ)
平成27年 新制度へ移行
【乳児部】 0歳児11名、1歳児24名、2歳児40名 (2クラス)
【幼児部】 3歳児54名、4歳児62名、5歳児66名 (各学年3クラス)
園児数 256名 職員数 53名

・ 0歳児 4月入所激減 (令和6年度5名 令和7年度1名)
・ 無保育実習生 (令和6年度5名 令和7年度0名)

鳥取県の現状について

行政 全国1位 (3年連続)
都道府県別「新エンター・キッズ」指数2024
鳥取県の女性管理職を積極採用！
鳥取県は、9年連続 (R2-R6) 全国1位！

経済 全国1位 (初)
・ 就業率の改善 …… 9位 (8.8ポイント)
・ 女性の労働力率 (生後半年以内) …… 5位 (77.6%)
・ 女性の労働力率 (生後1年以内) …… 4位 (87.6%)
・ 女性の労働力率 (生後2年以内) …… 2位 (93.3%)
・ 育児休業取得率 …… 2位 (97.9%)
・ 育児休業取得率 (産後1年以内) …… 1位 (100%)
・ 育児休業取得率 (産後2年以内) …… 2位 (92.0%)
・ 育児休業取得率 (産後3年以内) …… 3位 (80.0%)
・ 育児休業取得率 (産後4年以内) …… 1位 (70.0%)
・ 育児休業取得率 (産後5年以上) …… 77.6%

本県の女性を取り巻く状況
・ 子育ての負担 …… 9位 (3.8ポイント)
・ 女性の労働力率 (生後半年以内) …… 5位 (77.6%)
・ 女性の労働力率 (生後1年以内) …… 4位 (87.6%)
・ 女性の労働力率 (生後2年以内) …… 2位 (93.3%)
・ 育児休業取得率 …… 2位 (97.9%)
・ 育児休業取得率 (産後1年以内) …… 1位 (100%)
・ 育児休業取得率 (産後2年以内) …… 2位 (92.0%)
・ 育児休業取得率 (産後3年以内) …… 3位 (80.0%)
・ 育児休業取得率 (産後4年以内) …… 1位 (70.0%)
・ 育児休業取得率 (産後5年以上) …… 77.6%

鳥取県が民間企業に波及
鳥取県が民間企業に波及
鳥取県が民間企業に波及
鳥取県が民間企業に波及

鳥取県が民間企業に波及
鳥取県が民間企業に波及
鳥取県が民間企業に波及
鳥取県が民間企業に波及

<学校法人の概要>

高校1校、日本語学校1校
認定こども園5園



- 鳥取第一幼稚園 (幼稚園型)
- 鳥取第二幼稚園 (幼保連携型)
- 鳥取第三幼稚園 (幼保連携型)
- 鳥取第四幼稚園 (幼保連携型)
- 鳥取第五幼稚園 (幼稚園型)



平成24年	第四園	幼保連携型認定こども園へ移行 (生後7ヶ月から受け入れ)
平成26年	第二園	幼保連携型認定こども園へ移行 (生後7ヶ月から受け入れ)
平成27年	第二、第四園	新制度へ移行
平成30年	第一、第三、第五園	幼稚園型認定こども園へ (2歳児から受け入れ)
令和5年	第三園	幼保連携型認定こども園へ移行 (生後7ヶ月から受け入れ)
令和8年	第一園	幼保連携型認定こども園へ移行予定 (生後7ヶ月から受け入れ)

<乳児担任の人材育成について>

【移行前】

地域の複数の保育園で一日実習を行い、乳児の生活の流れ、各園の対応について学ぶ。

【幼保連携型認定こども園移行時】

幼稚園由来であるため、ベテラン保育者であっても乳児を担当したことがない。保育園からの転職者が頼りであった。

【現在】

法人内で順に幼保連携型認定こども園へ移行しているため、人材を育成しても他園へ異動となる。

【今後の課題】

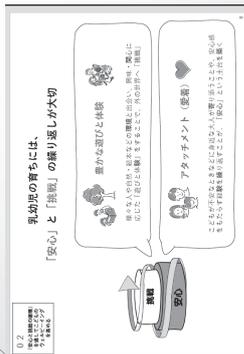
保育者の資質を見極め、乳児担任の育成を行う。



<幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン>

「安心と挑戦の循環」を通して
こどものウェルビーイングを高める

「こどもの誕生前」から
切れ目なく育ちを支える



<法人で初の認定こども園への移行>

乳児部（0～2歳児の2、3号認定児）、幼児部（満3歳1号認定児～5歳児）それぞれが新たな生活を軌道に乗せるのが精一杯

継続勤務の保育者、転職してきた保育者 それぞれが様々な違いに対して戸惑い

他学年の園児同士、幼児部乳児部保育者の関わり・繋がりの薄さ

2歳2、3号認定児と満3歳1号認定児の育ちの差（生活環境の差）



生活パターンやカリキュラムの見直し
異年齢交流の推進

<まとめ>

・進級時の生活を緩やかにスタートさせる

3月31日と4月1日の生活の差をより小さく、緩やかに新しい学年の生活をスタートさせる
一人一人に寄り添い、安心感をもてるようにする

・保育者の質の向上とやりがい

0歳児から5歳児まで6学年いるよさを生かし、担任配置を行う
資質を見極め、乳児保育の経験者を増やしていく

・ウェルビーイングの向上

愛情たっぷり アタッチメントの形成
発達にあった保育教育（カリキュラムの見直し）
乳時期から就学までを見通した保育教育
保護者へ寄り添い、一緒に子育て



0,1,2歳児の保育を考える

東京都 認定こども園開進幼稚園 園長 湯目崇史

東京都の現状

- 人口 1426万(区部993万、区外433万)※2025年9月時点
- 都私学助成が手厚い→認定こども園が少数
→団体活動の難しさ
- 都福祉予算(キャリアアップ補助・サービス推進補助)
も手厚いが2号3号のみ→1号分は持ち出し
- 東京版でも通園制度
「多様な他者との関わり創出事業」創設
- 2025年9月～、0～2歳も保育料第1子無償化
- 018サポート(0歳から18歳まで1人年6万円)



加盟園内訳
(制度別)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A1	448	424	414	391
A2	123	118	95	82
B1	134	156	172	188
B2	78	83	90	99
加盟園数	783	781	771	760

※ A1=私学助成学校法人立施設、A2=私学助成田102系施設
B1=施設型給付幼稚園協議会、B2=認定こども園協議会

町田市の現状(2025年9月時点)

町田市は東京都の南西部にあり、半島のよう(はんとうのよう)に神奈川県に突き出ている。東京都八王子市、多摩市、神奈川(かんながわ)相模原市、大和市、横浜市、川崎市と接しています。東京都よりも神奈川県に接している部分のほうが多いね。
町田市の大きさは、東西21.6キロメートル、南北13.5キロメートルで、面積は71.55平方キロメートルです。標高は一番高いところが361.6メートル、一番低いところは25メートルです。



FC MACHIDA
ZELVIA

町田市の現状(2025年9月時点)

- 人口 約43万(0～6歳→約2万) ※鳥取県:46万??
- 待機児童数

	2021年4月	2022年4月	2023年4月	2024年4月	2025年4月
待機児童数	76人	75人	30人	28人	40人
対前年度増減	▲54人	▲1人	▲45人	▲2人	12人

0～4歳の転入超過が全国で2年連続1位!

- 幼稚園24園、認定こども園14園、保育所82園
- 当園から半径1km圏内に幼稚園6園、保育所6園

	0歳児	1歳児	2歳児
2025年4月	3人	21人	16人

明るく健康で、だれからも愛され、
 どんな困難に直面しても負けないで
 新しい時代を切り開いていける、
 心豊かなたくましい人間に育ってほしい・・・
 「開進幼稚園」の園名には
 そんな想いが込められております。



認定こども園 開進幼稚園

(幼稚園型認定こども園)

年長 63名
 年中 71名
 年少 60名
 幼少 12名

206名(1号86 2号120)



開進こども保育園

(認可保育所)

2歳 26名
 1歳 24名
 50名(3号)

※年少へ進級が原則
 利用調整もなし

学園全体
 園児 256名
 職員 91名



園の概要

- ・昭和45年 幼稚園開園
- ・昭和61年 学校法人化
- ・平成20年 幼稚園単独型認定こども園へ①
 認可外保育所を併設
- ・平成26年 幼稚園年齢区分型認定こども園へ②
 認可保育所設立
- ・平成27年 幼保連携型認定こども園へ③
 子ども子育て支援新制度開始
 認可保育所(1・2歳)と、
 幼稚園型認定こども園(満5歳～5歳)に組織編制④



1・2歳児の保育を経験して・・・

◎1歳児クラスについて

経験者がいないなか、当時保育園勤務をしていた当園元職員(結婚退職)にオファー。初めての集団、心の安全が得られる場所、自分の気持ちを受けとめてもらえる場所、安心して心地よい場所を大切にしたい保育。



◎幼稚園2歳児(満3歳児)と保育園2歳児について

- 〈当初〉
 幼稚園2歳児・・・4年保育として年少に準じたカリキュラムを用意
 保育園2歳児・・・1歳児の「心の安全基地」を継承、安心からの挑戦
 〈最近〉
 幼稚園2歳児クラスの保育に変化が
 保育園2歳児経験者(開進幼稚園も経験)が幼稚園にカムバック、考え直すきっかけに
 学年主任会議に幼稚園と保育園双方の職員が出席、情報共有
 午睡の有無や休職の提供方法など、細かい部分は違えど根本部分は同じ

1・2歳児の保育を経験して…

◎1・2歳の担任経験後、幼稚園担任へ

アタッチメント形成を重視した1歳からの保育に直接的に関わりをもつことで、子ども自身が少しずつ自信をもって取り組み、その後の自己発揮につながる過程が実感でき、1歳から5歳まで見通しをもった丁寧な保育が可能に。

◎手厚い職員態勢

・1歳クラスは4:1、2歳クラスは5:1で配置、子どもたちの心の声に反応できるように
・未就園児1歳クラス(5月～3月)の担当教諭が、4月は幼稚園2歳児クラスに補助として入ること、安心感を創出。



◎子どもたちのウェルビーイング…先生たちのウェルビーイングは？

今後の課題

◎未就園クラスの担い手不足

新卒も在職も年少～年長が人気。達成感？ やりがいい？ 保育者の育成と保育の質の安定化が求められる。

◎0～2歳保育料無償化による影響

0歳から11時間無償化 → 子どもたちのアタッチメント形成はどうか？
実際に2026年度入所の見学者が1歳児だけで例年より7割増(30→50組以上)

◎(国)誰でも通園制度+(都)多様な他者との関わり創出事業=(市)未就園児預かり推進事業の方向性

町田市では試行的にモデル園を公募しハイブリッドで実施(0歳6か月※～満3歳未満)
2000円/1日まで無償なので実質利用料無償(利用料300円/1h×4h+給食360円※) ※当園の場合
→ 圧倒的に一時保育利用目的の問い合わせ → 丁寧な説明が求められる

◎幼保連携型認定こども園も見据えた0歳児クラスの可能性について

育児休業給付金、満2歳まで延長の今後？
誰通制度、一時保育の行方

令和七年度 私立幼稚園・認定こども園経営実態調査（中間報告）

表1 私立幼稚園経営実態調査回収状況

都道府県名		配布の枚数	回収の枚数	回答率
合	計	7,385	2,536	34.3
北	海 道	512	116	22.7
東 北	青森	85	38	44.7
	岩手	76	41	53.9
	宮城	172	80	46.5
	秋田	55	40	72.7
	山形	80	72	90.0
	福島	128	47	36.7
関 東	茨城	184	49	26.6
	栃木	191	89	46.6
	群馬	113	52	46.0
	埼玉	507	194	38.3
	千葉	329	79	24.0
	新山	102	48	47.1
	山梨	50	23	46.0
東	京	761	167	21.9
神	奈 川	559	124	22.2
東 海 ・ 北 陸	富山	47	30	63.8
	石川	56	29	51.8
	福井	29	16	55.2
	長野	99	44	44.4
	岐阜	95	37	38.9
	静岡	223	133	59.6
	愛知	407	81	19.9
三重	61	34	55.7	
近 畿	滋賀	14	0	0.0
	京都	146	32	21.9
	兵庫	226	120	53.1
	奈良	41	0	0.0
	和歌山	31	21	67.7
大	阪	419	96	22.9
中 国	鳥取	27	19	70.4
	島根	9	9	100.0
	岡山	26	23	88.5
	広島	194	99	51.0
	山口	115	59	51.3
四 国	徳島	11	7	63.6
	香愛	36	18	50.0
	高知	89	29	32.6
	愛媛	25	17	68.0
九 州	福岡	428	115	26.9
	佐賀	86	19	22.1
	長崎	106	48	45.3
	熊本	101	46	45.5
	大分	60	35	58.3
	宮崎	102	51	50.0
	鹿児島	147	0	0.0
	沖縄	24	10	41.7

表2 令和7年度・1園あたり園児数、学級数、教職員数

都道府県名	園児数				実学級数	認可学級 充足率 (%)	本務 教員 人数	兼務 教員 人数	本務 職員 人数	兼務 職員 人数	本務教職 員1人あた り園児数
	3歳児	4歳児	5歳児	合計 (人数)							
全国平均	40.7	42.5	47.6	130.8	6.9	54.1%	11.4	1.5	2.2	0.7	9.6
北海道	27.7	33.1	38.3	99.1	7.1	47.1%	12.3	0.1	3.9	0.4	6.1
青森県	21.5	21.5	14.0	57.0	3.5	67.1%	4.5	0.5	1.0	1.5	10.4
岩手県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
宮城県	40.4	47.7	50.6	138.7	6.9	59.3%	13.6	0.0	3.0	0.0	8.4
秋田県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
山形県	23.0	29.0	27.5	79.5	5.3	47.5%	9.8	3.8	2.3	1.5	6.6
福島県	33.2	38.2	38.3	109.7	5.9	50.0%	10.2	1.2	2.5	0.3	8.6
茨城県	80.5	87.5	98.5	266.5	9.5	84.6%	17.5	1.5	3.5	4.0	12.7
栃木県	29.3	30.0	38.6	97.9	5.7	38.5%	10.3	0.9	2.0	0.1	8.0
群馬県	27.0	30.3	33.0	90.3	7.0	46.9%	9.7	1.0	1.3	0.0	8.2
埼玉県	45.5	46.6	52.4	144.5	7.1	56.6%	11.8	1.7	2.5	0.9	10.1
千葉県	48.1	48.0	57.4	153.5	6.5	54.1%	11.7	2.0	2.6	1.4	10.7
新潟県	5.0	3.0	18.0	26.0	2.0	10.8%	6.0	0.0	2.0	0.0	3.3
山梨県	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0%	14.0	0.0	8.0	0.0	0.0
東京都	35.2	39.0	43.0	117.2	6.1	54.4%	10.9	1.7	2.4	1.1	8.8
神奈川県	38.3	40.9	49.8	129.0	11.3	58.5%	11.5	1.1	1.7	0.4	9.8
富山県	20.3	13.7	16.7	50.7	4.7	20.8%	6.3	2.7	1.7	0.7	6.3
石川県	4.8	8.8	11.2	24.8	3.6	17.0%	5.0	0.2	0.4	0.8	4.6
福井県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
長野県	17.1	19.3	17.6	54.0	3.9	34.8%	5.8	2.0	1.3	0.6	7.6
岐阜県	44.9	41.2	48.1	134.2	7.2	52.9%	11.7	1.6	2.2	0.5	9.7
静岡県	42.1	41.9	43.5	127.5	7.0	52.1%	10.9	0.3	2.3	0.0	9.7
愛知県	51.1	52.0	56.3	159.4	7.3	66.1%	12.9	1.8	1.8	0.6	10.8
三重県	73.9	67.6	75.6	217.1	10.0	57.5%	16.8	4.6	3.7	0.3	10.6
滋賀県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
京都府	36.4	38.4	42.2	117.0	6.7	41.1%	11.8	1.0	2.1	0.1	8.4
兵庫県	44.3	44.6	53.0	141.9	7.1	57.6%	12.7	0.5	1.6	0.4	9.9
奈良県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
和歌山県	36.4	39.0	44.8	120.2	6.8	35.9%	9.2	0.6	1.4	1.0	11.3
大阪府	46.3	51.4	55.8	153.5	7.4	56.2%	12.5	1.4	2.7	0.9	10.1
鳥取県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
島根県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
岡山県	26.0	26.5	24.5	77.0	5.0	43.4%	8.0	0.0	1.0	0.0	8.6
広島県	34.9	36.1	39.9	110.9	5.1	51.6%	8.5	2.0	1.6	0.8	11.0
山口県	36.9	37.0	38.7	112.6	6.1	54.6%	8.9	1.0	2.4	0.1	10.0
徳島県	31.5	25.0	28.0	84.5	5.5	42.3%	8.5	0.0	0.0	0.0	9.9
香川県	66.5	61.0	77.5	205.0	9.0	77.9%	19.0	0.0	1.0	0.0	10.3
愛媛県	87.0	86.3	82.0	255.3	10.7	67.5%	21.3	5.3	4.7	3.0	9.8
高知県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
福岡県	43.2	45.7	51.1	140.0	6.9	55.0%	11.5	1.5	1.2	0.1	11.0
佐賀県	19.0	24.0	35.0	78.0	5.0	43.3%	9.0	0.0	2.0	0.0	7.1
長崎県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
熊本県	30.3	30.7	35.0	96.0	4.7	39.5%	7.7	0.3	1.3	0.7	10.7
大分県	52.5	56.5	71.5	180.5	7.5	74.4%	10.0	0.5	3.0	0.0	13.9
宮崎県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
鹿児島県	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
沖縄県	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0%	7.3	0.0	1.0	0.0	0.0

表3 令和7年度・園児1人あたり納付金年額（経常的なもの）内訳

(単位:円)

都道府県名	納付金合計(A+B)	前年比 増▲減 (%)	経常的なもの						前年比 増▲減 (%)
			保育料	前年比 増▲減(%)	教材費	施設設備費	その他	A.小計	
全国平均	466,885	▲ 3.1	340,381	▲ 4.5	9,009	17,601	23,826	390,099 (32,508)	▲ 3.6
北海道	431,815	15.6	331,968	15.2	12,587	9,500	24,840	378,895 (31,574)	14.2
青森	356,000	▲ 38.3	300,000	▲ 2.7	0	0	54,000	354,000 (29,500)	▲ 33.9
岩手	0	---	0	---	0	0	0	0 (0)	---
宮城	370,791	▲ 2.2	317,040	3.0	3,440	5,307	15,338	341,124 (28,427)	0.2
秋田	0	---	0	---	0	0	0	0 (0)	---
山形	492,056	0.7	310,200	0.0	7,525	79,200	52,381	449,306 (37,442)	0.8
福島	402,281	9.1	316,543	2.4	3,271	11,171	18,571	349,557 (29,129)	6.5
茨城	463,000	12.1	308,400	▲ 1.0	10,800	5,000	96,300	420,500 (35,041)	14.8
栃木	429,214	▲ 9.1	314,300	▲ 9.5	5,859	21,833	42,138	384,131 (32,010)	▲ 10.9
群馬	364,607	▲ 9.9	277,407	▲ 12.6	13,333	25,167	13,533	329,440 (27,453)	▲ 13.1
埼玉	419,682	0.6	322,188	1.8	9,625	9,316	9,618	350,748 (29,228)	1.3
千葉	460,406	▲ 0.6	338,012	▲ 1.4	9,170	11,765	23,649	382,596 (31,882)	0.4
新潟	372,800	▲ 12.8	240,000	▲ 16.3	40,800	12,000	30,000	322,800 (26,900)	▲ 17.9
山梨	540,640	36.8	332,400	7.8	48,000	48,000	51,240	479,640 (39,970)	31.3
東京	619,362	▲ 15.3	401,397	▲ 23.3	14,279	25,988	24,770	462,362 (38,530)	▲ 19.8
神奈川	534,796	▲ 4.4	350,382	▲ 1.4	6,311	22,559	22,072	401,324 (33,443)	▲ 4.5
富山	420,947	1.4	308,400	0.0	0	44,800	67,747	420,947 (35,078)	1.4
石川	402,832	2.2	314,640	▲ 0.5	920	11,600	49,672	376,832 (31,402)	3.1
福井	0	---	0	---	0	0	0	0 (0)	---
長野	365,963	▲ 1.9	308,250	▲ 5.2	13,913	7,325	11,475	340,963 (28,413)	▲ 1.3
岐阜	462,962	1.4	360,879	▲ 1.2	10,522	22,586	37,404	431,391 (35,949)	0.7
静岡	377,918	▲ 3.9	309,176	0.4	5,612	23,859	17,153	355,800 (29,650)	▲ 2.9
愛知	405,937	0.4	313,980	4.2	7,841	20,315	29,925	372,060 (31,005)	1.0
三重	427,905	1.8	314,400	1.1	4,369	33,909	39,409	392,087 (32,673)	1.7
滋賀	0	---	0	---	0	0	0	0 (0)	---
京都	421,910	▲ 2.5	313,746	▲ 5.3	6,171	13,983	19,744	353,644 (29,470)	▲ 3.3
兵庫	461,750	3.6	329,948	2.1	5,147	13,607	27,466	376,169 (31,347)	3.1
奈良	0	---	0	---	0	0	0	0 (0)	---
和歌山	359,200	4.4	308,700	0.0	6,150	18,150	11,700	344,700 (28,725)	6.4
大阪	466,949	3.1	313,805	▲ 1.0	5,257	8,245	59,435	386,743 (32,228)	2.3
鳥取	0	---	0	---	0	0	0	0 (0)	---
島根	0	---	0	---	0	0	0	0 (0)	---
岡山	406,700	▲ 5.9	308,400	1.9	7,200	0	85,100	400,700 (33,391)	2.5
広島	464,504	16.1	374,854	17.9	4,619	20,286	11,840	411,599 (34,299)	15.5
山口	359,200	▲ 0.3	289,950	3.1	10,445	10,050	32,755	343,200 (28,600)	0.8
徳島	486,120	8.4	322,200	4.6	25,200	66,000	39,720	453,120 (37,760)	15.2
香川	322,900	▲ 10.8	286,200	▲ 0.2	2,700	0	0	288,900 (24,075)	▲ 13.1
愛媛	386,353	▲ 4.1	297,600	▲ 1.3	11,200	28,320	25,233	362,353 (30,196)	▲ 4.6
高知	0	---	0	---	0	0	0	0 (0)	---
福岡	462,976	10.2	352,311	12.2	9,639	13,312	16,339	391,601 (32,633)	9.5
佐賀	396,000	0.0	318,000	0.0	18,000	30,000	0	366,000 (30,500)	0.0
長崎	382,873	4.4	282,000	▲ 5.5	12,183	10,100	37,840	342,123 (28,510)	3.5
熊本	384,513	▲ 15.6	340,800	▲ 2.1	11,880	2,000	16,000	370,680 (30,890)	▲ 13.4
大分	447,850	1.0	359,400	0.4	7,200	5,500	35,750	407,850 (33,987)	6.4
宮崎	0	---	0	---	0	0	0	0 (0)	---
鹿児島	0	---	0	---	0	0	0	0 (0)	---
沖縄	348,075	1.8	278,100	7.5	0	31,500	2,100	311,700 (25,975)	4.8

表4 園児1人あたり納付金年額(入園時のもの)内訳

(単位:円)

都道府県名	入園時のもの						
	入園料	前年比増 ▲減(%)	検定料	施設整備費	その他	B.小計	前年比増 ▲減(%)
全国平均	60,086	▲ 0.7	3,538	10,349	3,056	76,786	▲ 0.5
北海道	32,500	91.2	920	10,500	9,000	52,920	26.6
青森	1,000	▲ 96.7	1,000	0	0	2,000	▲ 95.2
岩手	0	---	0	0	0	0	---
宮城	17,000	▲ 4.5	2,200	9,800	667	29,667	▲ 23.6
秋田	0	---	0	0	0	0	---
山形	38,750	0.0	4,000	0	0	42,750	0.0
福島	32,500	19.5	3,857	8,571	7,796	52,724	30.8
茨城	37,500	▲ 6.3	5,000	0	0	42,500	▲ 8.9
栃木	27,417	1.1	3,417	10,000	4,250	45,083	10.0
群馬	23,333	▲ 6.7	833	11,000	0	35,167	37.9
埼玉	61,950	0.3	2,020	2,287	2,678	68,934	▲ 2.8
千葉	60,529	2.5	3,044	11,341	2,896	77,810	▲ 5.2
新潟	40,000	50.0	0	0	10,000	50,000	45.6
山梨	50,000	66.7	0	10,000	1,000	61,000	103.3
東京都	121,198	1.8	7,050	27,914	2,216	157,000	1.2
神奈川県	106,765	▲ 5.2	5,574	20,000	1,133	133,471	▲ 4.2
富山	0	---	0	0	0	0	---
石川	26,000	▲ 1.6	0	0	0	26,000	▲ 9.0
福井	0	---	0	0	0	0	---
長野	25,000	▲ 8.3	0	0	0	25,000	▲ 8.5
岐阜	24,407	4.7	4,250	1,357	1,558	31,572	13.1
静岡県	19,588	▲ 14.3	176	1,176	1,176	22,118	▲ 17.2
愛知県	23,750	▲ 5.0	2,914	682	6,531	33,877	▲ 6.2
三重	25,000	0.0	2,636	8,182	0	35,818	2.6
滋賀	0	---	0	0	0	0	---
京都	46,500	▲ 3.4	3,500	16,125	2,141	68,266	1.8
兵庫	59,630	1.5	4,648	14,444	6,859	85,581	5.7
奈良	0	---	0	0	0	0	---
和歌山	12,500	▲ 31.8	1,500	0	500	14,500	▲ 27.5
大阪府	59,318	▲ 1.1	2,750	12,045	6,092	80,206	7.3
鳥取	0	---	0	0	0	0	---
島根	0	---	0	0	0	0	---
岡山	0	---	6,000	0	0	6,000	▲ 85.5
広島	40,714	23.3	5,381	952	5,857	52,905	21.3
山口	12,875	▲ 24.8	1,125	1,875	125	16,000	▲ 19.1
徳島	30,000	▲ 43.0	3,000	0	0	33,000	▲ 40.4
香川	27,500	3.1	4,000	2,500	0	34,000	14.6
愛媛	16,667	▲ 7.4	4,000	0	3,333	24,000	5.3
高知	0	---	0	0	0	0	---
福岡	60,073	11.6	1,451	6,732	3,119	71,375	13.7
佐賀	30,000	0.0	0	0	0	30,000	0.0
長崎	31,500	11.5	1,500	0	7,750	40,750	12.0
熊本	11,667	▲ 36.4	2,000	167	0	13,833	▲ 49.8
大分	39,500	1.3	500	0	0	40,000	▲ 33.3
宮崎	0	---	0	0	0	0	---
鹿児島	0	---	0	0	0	0	---
沖縄	30,000	0.0	1,375	5,000	0	36,375	▲ 18.6

表5 令和7年度・勤務年数別教員平均給与(2種免許状所有者)【私学助成】

(単位:円)

都道府県名	初任給				3年目				5年目			
	月額合計	本俸	手当	期末手当	月額合計	本俸	手当	期末手当	月額合計	本俸	手当	期末手当
全国平均	206,369	188,894	17,790	567,412	216,830	198,079	19,128	779,970	227,745	207,082	21,029	827,536
北海道	193,190	183,070	10,120	643,367	202,440	191,620	10,820	773,010	216,050	205,230	10,820	769,352
青森	166,000	160,000	6,000	640,000	168,000	162,000	6,000	648,000	170,000	164,000	6,000	656,000
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	184,353	175,007	9,347	496,357	191,907	181,940	9,967	671,800	199,087	188,713	10,373	698,533
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	184,400	174,300	10,100	277,688	196,490	183,100	13,390	338,100	204,400	189,700	14,700	373,000
福島	195,896	185,642	10,254	490,203	205,479	194,266	11,213	664,701	213,754	202,004	11,750	704,284
茨城	214,900	185,900	29,000	500,500	222,000	190,000	32,000	696,500	230,000	194,500	35,500	767,500
栃木	188,000	177,000	11,000	531,805	199,775	184,713	15,063	625,098	208,788	192,725	16,063	717,095
群馬	195,030	165,700	29,330	570,208	202,714	171,917	30,798	707,967	209,112	177,483	31,629	733,783
埼玉	210,978	192,230	18,748	597,505	219,251	199,750	19,670	815,046	229,980	207,339	22,641	848,710
千葉	218,635	194,824	23,811	587,823	230,211	204,731	25,480	814,476	239,559	213,337	26,223	857,495
新潟	168,000	165,000	3,000	742,500	174,000	168,000	6,000	756,000	180,000	171,000	9,000	769,500
山梨	171,598	166,600	4,998	666,400	182,619	177,300	5,319	709,200	193,743	188,100	5,643	752,400
東京	216,501	194,415	23,930	582,246	228,799	205,334	25,504	832,511	242,814	216,196	28,754	900,504
神奈川	217,812	196,319	21,493	641,243	230,956	208,368	22,587	915,098	243,097	218,542	24,555	972,160
富山	208,900	208,900	0	687,384	238,500	238,500	0	1,204,424	249,200	249,200	0	1,228,566
石川	173,116	164,150	8,966	415,198	184,599	175,050	9,549	557,425	191,701	182,100	9,601	579,020
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	180,929	176,786	4,143	517,286	191,857	186,071	5,786	719,800	201,929	194,643	7,286	757,800
岐阜	206,186	187,167	19,019	577,631	216,273	195,772	20,501	761,911	226,257	203,414	22,843	820,207
静岡	194,158	179,807	14,351	573,106	201,678	186,944	14,734	735,722	210,405	195,015	15,389	782,709
愛知	209,882	197,527	12,355	621,597	219,926	207,168	12,758	826,538	231,045	216,124	14,921	866,220
三重	201,345	199,591	1,755	605,830	211,755	208,182	3,573	815,013	219,209	215,364	3,845	857,658
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	193,616	181,436	12,180	517,339	206,658	192,008	14,650	713,546	222,780	206,723	16,058	771,655
兵庫	213,731	188,952	24,779	617,908	224,281	197,668	26,613	808,141	233,449	205,953	27,496	853,638
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	190,438	182,580	7,858	472,490	199,364	189,040	10,324	797,784	208,524	195,440	13,084	826,544
大阪	211,379	182,846	28,532	539,801	222,404	191,039	31,365	692,995	233,380	201,089	32,291	739,432
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	210,000	200,000	10,000	156,500	216,300	206,300	10,000	347,560	237,750	227,750	10,000	385,300
広島	204,106	184,968	19,138	450,132	214,474	193,755	20,719	641,350	224,667	202,425	22,242	672,347
山口	174,826	167,969	6,857	442,986	181,340	174,054	7,286	620,163	188,211	180,640	7,571	697,191
徳島	194,500	191,300	3,200	450,283	210,679	207,200	3,479	817,770	221,004	217,350	3,654	896,408
香川	181,500	166,500	15,000	581,000	192,500	177,500	15,000	620,500	203,500	188,500	15,000	659,000
愛媛	190,980	179,033	11,947	377,163	202,484	189,384	13,100	759,878	214,589	200,915	13,673	804,415
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	199,231	184,555	14,676	555,302	208,554	192,970	15,584	781,550	217,075	200,107	16,968	819,349
佐賀	185,000	180,000	5,000	525,000	190,000	185,000	5,000	925,000	199,000	194,000	5,000	970,000
長崎	184,000	160,000	24,000	526,000	190,000	164,000	26,000	738,000	194,000	168,000	26,000	756,000
熊本	206,732	174,633	32,099	385,333	222,423	182,733	39,689	490,667	237,987	190,667	47,320	498,667
大分	190,000	187,500	2,500	697,500	199,500	197,000	2,500	972,700	207,000	204,500	2,500	1,018,150
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	204,102	200,100	4,002	275,138	219,716	215,450	4,266	648,500	236,982	232,375	4,607	929,500

表7 令和年度・勤務年数別教員平均給与(1種免許状所有者)【私学助成】

(単位:円)

都道府県名	初任給				3年目				5年目			
	月額合計	本俸	手当	期末手当	月額合計	本俸	手当	期末手当	月額合計	本俸	手当	期末手当
全国平均	215,669	197,486	18,527	598,648	225,994	206,435	19,937	821,663	236,809	215,494	21,728	866,288
北海道	201,522	189,167	12,356	610,048	211,533	198,400	13,133	817,562	226,500	213,367	13,133	821,253
青森	168,000	162,000	6,000	644,000	170,000	164,000	6,000	652,000	172,000	166,000	6,000	660,000
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	191,153	181,387	9,767	520,675	198,483	188,107	10,377	695,993	205,510	194,360	11,150	720,837
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	196,800	186,400	10,400	290,188	206,090	191,900	14,190	362,400	213,350	197,600	15,750	392,100
福島	206,432	196,305	10,127	517,524	215,189	204,316	10,873	710,866	228,907	211,925	16,982	748,351
茨城	220,800	191,700	29,100	516,500	228,300	195,800	32,500	760,800	236,250	200,850	35,400	835,500
栃木	198,213	187,213	11,000	567,413	209,825	194,888	14,938	722,698	219,363	203,175	16,188	757,698
群馬	201,331	171,600	29,731	593,915	208,195	177,233	30,962	735,917	215,313	183,517	31,797	766,000
埼玉	218,404	199,171	19,233	623,605	227,133	206,962	20,171	848,247	236,006	214,457	21,549	881,892
千葉	226,240	202,167	24,074	599,264	236,798	211,144	25,654	845,126	245,420	218,996	26,424	880,282
新潟	183,000	180,000	3,000	810,000	189,000	183,000	6,000	823,500	195,000	186,000	9,000	837,000
山梨	183,855	178,500	5,355	714,000	194,155	188,500	5,655	754,000	205,588	199,600	5,988	798,400
東京	227,416	205,675	23,721	629,309	239,635	216,500	25,313	889,907	252,426	227,789	27,013	964,684
神奈川	227,986	204,832	23,154	702,123	240,759	216,272	24,487	957,884	253,448	226,854	26,594	1,017,084
富山	0	0	0	436,620	189,751	180,175	9,576	571,945	197,964	188,300	9,664	597,060
石川	183,513	174,500	9,013	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	187,400	183,400	4,000	536,843	199,214	193,071	6,143	759,971	209,429	201,643	7,786	798,543
岐阜	217,371	197,896	19,475	610,370	226,664	205,582	21,082	825,566	236,851	213,464	23,387	859,189
静岡	200,711	185,972	14,739	604,031	210,532	195,227	15,306	782,442	233,683	203,739	29,944	798,780
愛知	218,342	204,907	13,435	658,510	229,335	215,325	14,010	882,164	240,290	224,997	15,293	900,730
三重	211,891	210,136	1,755	632,806	221,664	218,091	3,573	840,941	229,300	225,455	3,845	883,859
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	206,343	193,076	13,267	550,722	219,560	203,683	15,876	771,999	233,773	217,043	16,730	842,986
兵庫	226,030	198,794	27,236	651,673	235,749	206,801	28,948	865,584	245,011	215,116	29,896	914,325
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	200,080	194,050	6,030	542,389	209,855	200,925	8,930	883,443	217,080	207,800	9,280	914,980
大阪	220,089	190,959	29,131	604,681	231,381	199,417	31,964	764,658	243,073	210,094	32,979	813,773
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	218,150	208,150	10,000	162,823	232,750	222,750	10,000	375,300	245,250	235,250	10,000	394,300
広島	212,239	192,227	20,012	466,043	222,970	201,281	21,688	668,140	234,380	211,057	23,324	700,604
山口	182,483	175,340	7,143	461,825	189,397	181,826	7,571	648,163	195,869	188,011	7,857	723,406
徳島	208,679	205,200	3,479	482,930	221,004	217,350	3,654	896,408	230,400	226,600	3,800	970,310
香川	192,500	177,500	15,000	620,000	203,500	188,500	15,000	659,000	214,500	199,500	15,000	698,000
愛媛	201,384	188,718	12,667	392,927	212,522	199,035	13,487	798,596	224,492	210,432	14,060	842,610
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	209,879	194,584	15,295	575,118	217,824	201,700	16,124	804,069	225,724	208,378	17,345	840,725
佐賀	185,000	180,000	5,000	525,000	190,000	185,000	5,000	925,000	199,000	194,000	5,000	970,000
長崎	188,000	164,000	24,000	528,000	192,000	166,000	26,000	738,000	196,000	170,000	26,000	756,000
熊本	215,869	183,400	32,469	393,333	234,967	191,333	43,633	501,333	247,452	199,800	47,652	516,000
大分	193,500	188,500	5,000	602,900	208,000	203,000	5,000	915,050	214,500	209,500	5,000	947,300
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	205,436	200,100	5,336	300,150	220,421	214,733	5,688	647,067	237,843	231,700	6,143	926,800

参 加 者 名 簿

令和7年10月17日現在

No.	都道府県	園名	参加者名	研究講座	No.	都道府県	園名	参加者名	研究講座
1	【北海道】	認定こども園新さっぽろ幼稚園・保育園	大谷 壮史	4	54		天童なでしここども園	原田 久雄	2
2		幼稚園型認定こども園大通幼稚園	藪 淳一	2	55		寒河江にしねこども園	鈴木 普生	2
3		認定こども園もりのひだまり	川村 淳	4	56		南山形幼稚園	風呂 哲平	2
4		認定こども園もりのひだまり	増山 柳	4	57		認定こども園若草幼稚園・若草ベビールーム	大滝 美樹	2
5		認定こども園 ひらぎし幼稚園	室橋 一信	4	58		金井幼稚園	細川 直弥	1
6		あゆみ第二幼稚園	花香美千留	1	59		幼稚園型認定こども園 いなば幼稚園	百瀬 裕慶	2
7		認定こども園 なかのしま幼稚園	芝木 孝満	1	60	【福島県】	遠野町まこと幼稚園	楠 正興	3
8		元野幌めぐみ幼稚園	小原 愛香	2	61		大槻中央幼稚園	安齊 悦子	1
9		しろいし幼稚園	太田 真理	1	62		九品寺こども園	遠藤 弘道	3
10		認定こども園 札幌ゆたか幼稚園	丸谷 雄輔	1	63		めばえ幼稚園	関 広樹	2
11		本郷幼稚園	武田 留美	2	64		平幼稚園	根内 純	1
12		真駒内幼稚園	石原 範明	2	65		福島めばえ幼稚園	関 章信	1
13		あいの里大藤幼稚園	叢口 佳枝	3	66		神谷こども園	佐藤 智彦	1
14		広島幼稚園	笹崎 貴嗣	1	67		安積町つつみ幼稚園	柴田 裕	4
15		北都幼稚園	西川 装	4	68		安積町つつみ幼稚園	相馬由美子	2
16		札幌白樺幼稚園	中村みどり	3	69		たちばな幼稚園	谷津 徹平	4
17		札幌白樺幼稚園	田中喜久美	2	70		こはらだ幼稚園	中野 光一	4
18		札幌白樺幼稚園	大谷 祐爾	3	71		こはらだ幼稚園	佐野 光洋	4
19		認定こども園北野しらかば幼稚園・保育園	酒井英三子	4	72		こはらだ幼稚園	阿部 光浩	4
20		もみじ台幼稚園	佐々木七依	1	73	【茨城県】	認定こども園ぶどうの木 竜ヶ崎幼稚園	飯塚 拓也	3
21		澄川幼稚園	米永 桃子	2	74		認定こども園白山幼稚園	金田 道彦	4
22		認定こども園龍谷幼稚園	坂本 るみ	1	75		認定こども園すみれこども園	服部 恵子	4
23		森の幼稚園	古川多三和	2	76		めばえ幼稚園	寛 礼子	2
24		旭川あゆみ幼稚園	北川有希子	3	77		潮来こども園	近藤 良	1
25		七飯南幼稚園	根田由紀子	4	78		こばと幼稚園	椎名 健二	3
26		七飯南幼稚園	岸田 耶月	4	79		守谷ひばり幼稚園	寺田 毅	2
27		慈恵ひまわり幼稚園	青木 賢亮	1	80		守谷ひかり幼稚園	有松 恭子	3
28		美晴幼稚園	東 重満	1	81		明成幼稚園	高橋 義博	3
29		札幌わかさ幼稚園	関 亜美	3	82		認定こども園ふたば幼稚園	高藤 義彦	3
30		新川幼稚園	小野 博史	2	83		ドレミ幼稚園	嶋田新太郎	3
31		認定こども園帯広の森幼稚園	上野 庸介	3	84		認定こども園八千代中央幼稚園	小林あけ美	1
32		さくらおか幼稚園	櫻岡 勝弘	3	85		おおくぼ認定こども園大久保幼稚園	正田 佑子	2
33	【青森県】	八戸学院聖アンナ幼稚園	山西 幸子	1	86		つくば幼稚園	滝田 昌弘	1
34		千葉幼稚園	岡本 潤子	1	87		誠之会幼稚園	渡邊あけみ	4
35		認定こども園育実幼稚園	平田 浩介	3	88		いなほ幼稚園	赤羽美登志	2
36	【岩手県】	学校法人双葉学園ふたば認定こども園双葉幼稚園	今西 界雄	2	89		河和田幼稚園	嶋田 眞美	2
37		認定こども園 みどり幼稚園	佐々木栄光	3	90		絹ふたば文化幼稚園	小倉みどり	3
38		認定こども園そけい幼稚園	晴山 純子	1	91		認定こども園下館聖母	本間 研二	3
39		幼保連携型認定こども園花巻たかき幼稚園たかき保育園	照井 悠公	3	92		認定こども園下館聖母	古橋 智春	3
40		認定こども園青山幼稚園	阿部 一枝	4	93		富士見幼稚園	齋藤紀代美	3
41		ふたば認定こども園横川目こども園	藤原 奈央	3	94		認定こども園下館幼稚園	廣瀬 清	1
42	【宮城県】	小鳩幼稚園	中村 晶子	1	95		認定こども園西方いずみ幼稚園	飯村 幸恵	4
43		矢本はなぶさ幼稚園	山田 元郎	1	96		下妻いずみ幼稚園	古仁所 哲	4
44	【秋田県】	幼保連携型認定こども園双葉幼稚園	岸 豊	4	97		聖母幼稚園	ベララウエ ベトルス・アド	3
45		認定こども園 こひつじ	佐藤 留美	1	98		古河文化幼稚園	牧川 浩美	1
46		認定こども園 こひつじ	佐々木すみ代	1	99		総和文化幼稚園	牧川 剛	2
47		南が丘こども園	月居八重子	2	100		認定こども園中央幼稚園	香取 秀総	2
48		扇田こども園	月居 裕二	2	101		認定こども園キリスト愛児園	内海 文雄	3
49	【山形県】	幼保連携型認定こども園尾花沢幼稚園	千葉 亮子	1	102		赤塚幼稚園 認定こども園あかつか	大藪圭一郎	1
50		認定こども園 ゆりかご幼稚園	三吉 博史	2	103		認定こども園 みどりが丘幼稚園	宮本 裕次	2
51		竹田幼稚園	山本絵里子	4	104		川妻認定こども園おひさま	荒川 博之	2
52		認定こども園あおぞら幼稚園	吉田 久美	4	105		認定こども園石岡幼稚園	木村 直文	4
53		認定こども園浄徳幼稚園・じょうとく保育園	長澤 信樹	2	106		認定こども園まなべすみれ幼稚園	川島 康広	3

No.	都道府県	園名	参加者名	研究講座	No.	都道府県	園名	参加者名	研究講座
107		認定こども園あおば台幼稚園	渡辺 稔	4	162		高崎天使幼稚園	柳田 玲子	2
108		認定こども園めぐみ幼稚園	栗山栄美子	4	163		山王幼稚園	関口よし子	1
109		栄光幼稚園	安 初美	2	164		山王幼稚園	関口 次雄	2
110		認定こども園あさひ幼稚園	川津 美德	2	165		幼保連携型認定こども園 第二あさひ幼稚園	竹内 市也	4
111		勝田第二幼稚園	永山 芳和	3	166	【埼玉県】	銀鈴幼稚園	清水 浩	1
112		光風台幼稚園	長谷川英子	3	167		内牧幼稚園	中山 孝男	4
113		認定こども園サンキッズ	長谷川良則	3	168		認定こども園こども未来庄和すずらん幼稚園	清水 洋一	3
114		認定こども園まさみ幼稚園	高倉 進	3	169		上尾みどり丘幼稚園	小林くに子	1
115		池の川幼稚園	副島由美子	1	170		幼保連携型認定こども園霞ヶ関幼稚園	小川 直美	4
116		認定こども園フレンド少友幼稚園	吉野 悦子	1	171		大宮みどりが丘幼稚園	佐藤 緑郎	1
117		認定こども園ほほえみ水木わかば幼稚園	門岡 紋子	1	172		志木なかもり幼稚園	中森 茂治	1
118		認定こども園ほほえみ学びの森わかば園	榎本恵美子	1	173		森の詩幼稚園	若山 清和	2
119		幼保連携型認定こども園星の宮幼保園	古谷野真弓	3	174		越生みどり幼稚園	篠原 民子	1
120		幼保連携型認定こども園星の宮幼保園	古谷野浩史	3	175	【千葉県】	光の子幼稚園	石丸 和人	3
121		豊里もみじこども園	鈴木 浩史	3	176		高塚わかば幼稚園	高木 渉	4
122		豊里もみじこども園	妹川 敬弘	3	177		新松戸幼稚園	寺田 美子	1
123		栄光幼稚園	黒崎 典子	4	178		花見川ちぐさ幼稚園	井元 紀行	4
124		認定こども園さんわ	新井 正覚	4	179	【新潟県】	幼保連携型認定こども園 金城幼稚園・保育園	角谷 正雄	3
125		フレール幼稚園	江田 光月	3	180		認定こども園マハヤナ幼稚園・ミルフィーユ保育園	石田 明義	2
126		認定こども園ふたばランド	篠塚 明子	2	181		認定こども園マハヤナ幼稚園・ミルフィーユ保育園	石田 鑑	2
127		みつばキラリ園	助川貴代美	4	182		認定こども園長峰幼稚園	宮下 一穂	4
128		みどり幼稚園	川崎 瑛里	2	183		認定こども園長峰幼稚園	小林 蓮	4
129		みどり幼稚園	稲毛 精二	2	184		認定こども園 長岡和光幼稚園なごみ保育園	若槻 司	1
130		認定こども園取手ふたば文化	山本智恵子	4	185	【山梨県】	認定こども園聖愛幼稚園	鈴木 信行	1
131		勝田第一幼稚園	永山 翔	3	186		みかさこども園	中澤 雅也	3
132		認定こども園ともべとともべ幼稚園	高野 哲也	3	187		認定こども園 かおり幼稚園	鮎川 剛	4
133		認定こども園大塚ひのまる幼稚園	松村多美恵	3	188	【東京都】	清瀬ゆりかこ幼稚園	内野 光裕	2
134		認定こども園ぶどうの木 竜ヶ崎幼稚園	橋本みぎわ	4	189		ふじようちえん	加藤 積一	3
135		認定こども園ぶどうの木 竜ヶ崎幼稚園	堤 陽子	4	190		ルーテル羽村幼稚園	加藤 拓未	4
136		みぎわ幼稚園	諏訪 湖弓	3	191		成増幼稚園	田中 圭子	2
137		認定こども園栄幼稚園	橋本 幸雄	4	192		明愛幼稚園	山本 秀行	4
138		認定こども園あづま幼稚園	長塚 利雄	2	193		幼保連携型認定こども園 正和幼稚園	齋藤 祐善	4
139		認定こども園なかだて	松居万寿代	3	194		平塚幼稚園	平塚 通彦	2
140		すけ川幼稚園	大江日出雄	1	195		練馬白菊幼稚園	清水ふじえ	2
141		認定こども園十王幼稚園・保育園	櫻村 雅子	2	196		むらやま幼稚園	吉野 吉平	2
142		幼保連携型認定こども園平泉幼稚園	岩堀 法隆	2	197		尾山台ナザレン幼稚園	広田 正晴	2
143		みぎわ幼稚園	諏訪健一郎	3	198		開進幼稚園	湯目 崇史	4
144		認定こども園ひたち学院幼稚園	菊地 隆之	3	199		田無いづみ幼稚園	小林 正和	4
145		認定こども園総和第一幼稚園	山本 一雅	4	200		認定こども園 杉の子幼稚園	金杉紀美子	2
146	【栃木県】	認定こども園おおみや幼児教育センター	船田 弘和	1	201		日野・多摩平幼稚園	福田 大海	4
147		認定こども園西那須野幼稚園	福本 祈	4	202		認定こども園青葉幼稚園	高木 玄洋	3
148		認定こども園若葉幼稚園	松下 茉佑	3	203		認定こども園青葉幼稚園	城所 達也	4
149		認定こども園若葉幼稚園	松下 匡崇	3	204		志のぶ幼稚園	岡 秀樹	1
150		認定あけぼのこども園	齋藤 達成	2	205		桃井幼稚園	岩崎由美子	3
151		認定こども園マリア幼稚園	高橋ゆかり	3	206		福島学園幼稚園	福島 賢	1
152		認定おおぞらこども園	中川 祐慈	3	207		福田幼稚園	関口 稔子	1
153		こうのやま保育園	吉水 義浩	2	208		福田幼稚園	福田 里佳	3
154		やいたこども園	薄井 篤	3	209		多摩川幼稚園	瀧川 喜亘	4
155		認定こども園アルスみなみ幼稚園	石川健太郎	2	210		ルーテル羽村幼稚園	仲野三千代	4
156		風と緑の認定こども園	熊倉 仁	2	211		おおや幼稚園	大矢 悠人	2
157		認定こども園ひかり幼稚園	黒田 光泰	2	212		はなぶさ幼稚園	山根志津江	2
158		認定みどりこども園	岩本眞砂枝	213			狛江こだま幼稚園	毛塚 敬進	2
159		認定こども園 楠エンゼル幼稚園	小野瀬泰弘	214	【神奈川県】		白幡幼稚園	木元 茂	4
160		認定こども園さくらが丘	今井 政範	1	215		誠心第一幼稚園	溝淵 真澄	3
161	【群馬県】	ポケット幼稚園	権頭 俊澄	4	216		みゆき幼稚園	鈴木 伸司	2

No.	都道府県	園名	参加者名	研究講座	No.	都道府県	園名	参加者名	研究講座
217		認定こども園ムロノキッズ 室の木幼稚園・プリスクール室の木	村田 晃	3	272		三雲幼稚園	飛田 裕美	4
218		認定こども園はらのこ原幼稚園	石井 和則	4	273		認定こども園ひかり幼稚園	池村 典子	1
219		さくらい幼稚園	櫻井 喜宣	1	274	【京都府】	嵯峨幼稚園	藤本 明弘	4
220		西鎌倉幼稚園	後藤 光葉	1	275		みのり幼稚園	長澤 宗一	1
221		宮前幼稚園	亀ヶ谷忠宏	4	276		川西幼稚園	近藤祐太郎	1
222		認定こども園 かもいようちえん	内山 敏和	1	277		泉山幼稚園	熊谷 知子	1
223		認定こども園 かもいようちえん	今井 恵子	4	278		吉田幼稚園	金樹 文彦	2
224		橋川学園・綾瀬ゆたか幼稚園	橋川 好一	2	279		光が丘幼稚園	谷口 光毅	1
225		綾南幼稚園	田中 伸宜	2	280	【兵庫県】	真愛幼稚園	山中 真介	4
226		聖心第二幼稚園	本橋 洋道	3	281		いずみ幼稚園	石川 詩史	2
227		聖心第一幼稚園	本橋 康道	2	282		白ゆり幼稚園	石川 真怜	1
228		認定こども園相模女子大学幼稚部	角田 雅昭	4	283		認定こども園 立花愛の園幼稚園	濱名 浩	4
229		認定こども園 追浜幼稚園	樽木 陽子	4	284		認定こども園 やよい幼稚園	川田 長嗣	4
230		江川幼稚園	石渡 宏之	2	285		平田幼稚園	上内 智裕	4
231		ふじがおか第二幼稚園	池田 清	2	286	【奈良県】	認定こども園 奈良文化幼稚園	角田 道代	4
232		平和幼稚園	安西 透	3	287	【和歌山県】	名草幼稚園	武田 慎介	4
233	【富山県】	認定こども園こぼと幼稚園	畠山 遵	2	288		立正こども園	中谷 泰子	4
234		幼保連携型認定こども園福野青葉幼稚園	唐嶋田鶴子	4	289		認定こども園 湯浅幼稚園	松下 瑞良	3
235		認定こども園 立正幼稚園	草野 寛明	2	290	【大阪府】	幼稚園型認定こども園 和泉緑ヶ丘幼稚園	奥野 宏	2
236		幼保連携型認定こども園リンデ幼稚園	藤島 秀恵	1	291		あけぼの幼稚園	安家 周一	1
237		堀川幼稚園	波岡 伸郎	3	292		みさきようちえん	片上洋太郎	1
238		認定こども園太閤山あおい園	上田 雅裕	2	293		城南学園幼稚園	太田 友子	3
239	【石川県】	天徳幼稚園	荒井 徹成	2	294		山田敬愛幼稚園	小谷 秀成	2
240		若草幼稚園	山本 正人	4	295		熊野田幼稚園	友園 富夫	1
241		木津幼稚園	星名 裕	3	296		認定こども園ひじり幼稚園・ひじり保育園	安達 理矢	1
242		白嶺幼稚園	上出 浩輔	2	297		東豊中幼稚園	天野 玲貴	3
243	【福井県】	第二早翠幼稚園	徳本 達之	4	298		美木多幼稚園	宮下 正明	4
244		報徳幼稚園	長谷川季美		299		今村学園 幼保連携型認定こども園 いまむらこどもえん	瀧本 一慶	1
245		認定こども園新田塚幼稚園	荒川 慈文	4	300		宣真認定こども園	中川千津江	3
246		認定こども園新田塚幼稚園	荒川有紀子	1	301		宣真認定こども園	田中 真弓	1
247	【長野県】	聖ヨゼフ幼稚園	倉科 正豊	1	302		高槻双葉幼稚園	岡部 圭二	3
248	【岐阜県】	こぼと幼稚園	加納 顯	2	303		あけぼのほりえこども園	安家 力	1
249	【静岡県】	八坂幼稚園	千葉 一道	3	304		三愛幼稚園	清水 宗祐	3
250		静岡豊田幼稚園	宮下友美恵	2	305		ながいけ認定こども園	辰巳 昇嗣	1
251		認定こども園東海大学付属静岡翔洋幼稚園	江崎 雅治	4	306	【鳥取県】	認定こども園あけぼの幼稚園	波多野和雄	4
252		船原幼稚園	齋藤 明彦	1	307		認定こども園あけぼの幼稚園	波多野京子	3
253		掛川こども園	前沢 美香	1	308		認定こども園鳥取第二幼稚園	濱本 智子	4
254		湖東幼稚園	山口 崇	2	309	【島根県】	認定こども園 光幼保園	西谷 正文	4
255		若竹こどもの森	山村 弘学	3	310		認定こども園 光幼保園	西谷 京子	1
256		若竹幼稚園	山村伊津子	2	311	【岡山県】	幼保連携型認定こども園しらゆり幼稚園	村上 正充	4
257		梨花幼稚園	風岡 吉野	3	312		御国幼稚園	松井 大園	1
258	【愛知県】	菱名和幼稚園	水越 省三	4	313		あけぼの幼稚園	戸田 順子	3
259		慶和幼稚園	伊東 慶	2	314		みのり幼稚園	松井 祥子	2
260		長根幼稚園	森田 鮎美	4	315	【広島県】	みどり幼稚園	山中 隆司	4
261		長根幼稚園	新美 千恵	1	316		西条みづき認定こども園	馬越 洋介	2
262		長根幼稚園	新美 理	2	317		八本松みづき認定こども園	馬越英美子	1
263		長根幼稚園	竹内あつ子	3	318		ひろみ幼稚園	清川 里佳	3
264		とやまこども園	松岡 聖悟	2	319		海田みどり幼稚園	住田 直之	4
265	【三重県】	和順幼稚園	二井 睦	4	320		西条幼稚園	伊藤 江里	4
266		さくら幼稚園	後藤 光雄	1	321		西条幼稚園	伊藤 薫	4
267		さくら幼稚園	後藤 明子	2	322		親和幼稚園	柳川 佳子	3
268		認定こども園つじが丘幼稚園	藤森 至	4	323	【山口県】	認定こども園 岩国南幼稚園	藤谷 光信	4
269		サン認定こども園	服部 高明	4	324		認定こども園 岩国南幼稚園	藤谷 歎英	4
270	【滋賀県】	光星学園 認定こども園水戸幼稚園	松尾 宏	2	325		認定こども園 岩国南幼稚園	藤谷 允子	4
271		光星学園 認定こども園水戸幼稚園	小倉 一巳	3	326		聖和幼稚園	原田 弘道	3

No.	都道府県	園名	参加者名	研究講座	No.	都道府県	園名	参加者名	研究講座
327		認定こども園佐波幼稚園	清水 博道	2	370		山王幼稚園	石田 賢太	1
328	【徳島県】	認定こども園 はのうら幼稚園	木内 啓嗣	4	371		あかつき幼稚園	村上 順滋	4
329		わかかき幼稚園	岡本 和貴	2	372		福岡音楽学院附属幼稚園	新地 文彦	4
330		認定こども園 めぐみ幼稚園めぐみ保育園	山賀 杏子	4	373		宇美幼稚園	中村 奈穂	1
331		阿南聖母幼稚園	サプリムットゥ スティフェン	3	374	【佐賀県】	にじのはねこども園	高尾 恵子	4
332	【香川県】	まゆみ幼稚園	金倉 吏志	2	375		はなのやまこどもえん	志牟田洋子	2
333		くにとう幼稚園	国東 照生	4	376		錦華幼稚園	錦織 昌貴	1
334		認定こども園 やしま幼稚園	坪井 久也	2	377		牛津こどもの森	蒲生 直毅	1
335		認定こども園 やしま幼稚園	坪井 清貴	4	378		東与賀幼稚園	祖岩 亨道	1
336		まゆみ幼稚園	金倉 清人	3	379	【長崎県】	幼保連携型認定こども園ひかり幼稚園	大谷 英也	4
337		青空幼稚園	喜岡 俊行	2	380		幼保連携型認定こども園第二ひかり幼稚園	大谷 寛子	1
338	【愛媛県】	慶応幼稚園	二宮 一朗	3	381		天真幼稚園	朝長 隆洋	3
339		学校法人大護学園 大護さとやま認定こども園	仙波 得伸	3	382	【熊本県】	小国幼稚園	大矢野隆嗣	3
340		学校法人勝愛学園幼保連携型認定こども園	関谷 優介	3	383		第二幼稚園(幼保連携型認定こども園)	伊藤 大介	1
341		学校法人勝愛学園幼保連携型認定こども園	関谷由起子	2	384		小国幼稚園	東山 美紗	4
342	【高知県】	認定こども園 杉の子幼稚園	宮地 彌典	4	385		武蔵ヶ丘幼稚園	亀井万紀子	3
343		高須第2幼稚園	森本 嘉一	1	386		認定こども園リズム幼稚園	日高 聡士	1
344		認定こども園 高須幼稚園	森本 真行	4	387	【大分県】	認定こども園双葉ヶ丘幼稚園	土居 孝信	4
345		認定こども園 杉の子幼稚園	宮地 聖史	2	388		明照幼稚園	結城 文崇	4
346	【福岡県】	紅葉幼稚園	尾上 正史	1	389		むさしこども園	正本 秀崇	4
347		乳山幼稚園	三島恵理子	4	390		みんなの森こども園	立山 貴史	3
348		正進幼稚園	田中 撰子	2	391		認定こども園ひめやま幼稚園	伊藤由美子	1
349		日善幼稚園	竹田 孝一	2	392		認定こども園双葉ヶ丘幼稚園	土居 孝成	1
350		認定こども園 行学幼稚園	中田 俊澄	4	393		認定こども園 ひまわり幼稚園	川原恒太郎	1
351		栄美幼稚園	廣常 正臣	3	394		認定こども園 緑ヶ丘第二幼稚園	河野 孝	4
352		宝幼稚園	富永 真生	1	395	【宮崎県】	富高学園 認定こども園 富高幼稚園	森迫 建博	3
353		認定こども園 精華幼稚園	麻生 恭子	4	396		天竜祝吉幼稚園	佐々木慈舟	3
354		松原幼稚園	松本 弥生	1	397		幼保連携型 認定こども園 光が丘幼稚園	下笠 敏大	3
355		認定こども園いぎすれんげ幼稚園	高城 無憂	3	398		天竜第三幼稚園	横山 明博	4
356		認定こども園 いなつきれんげ幼稚園	高城 連華	3	399		天竜第二幼稚園	川島 正寛	1
357		光の子幼稚園	浦 肇	1	400		天竜幼稚園	佐々木恭子	1
358		久留米あかつき幼稚園	藤田 正喜	401			にし幼稚園	立山 将大	1
359		正進幼稚園	荻野 玉恵	2	402		にし幼稚園	久保 直之	2
360		ひらばる幼稚園	今宮 隆佑	403			富高学園 認定こども園 大王谷幼稚園	吉川 泰代	1
361		ひらばる幼稚園	今宮 瑞恵	404			富高学園 認定こども園 日知屋東幼稚園	森迫 新	2
362		愛生幼稚園	伊藤亜希子	3	405	【鹿児島県】	おおぞらこども園	上原 樹縁	4
363		徳力団地幼稚園	高原 恵子	1	406		幼保連携型認定こども園錦城幼稚園	山下 守	3
364		認定こども園 若草幼稚園	安元 大介	4	407		認定こども園 野間幼稚園	武 祥三	4
365		紅葉幼稚園	中村 祐介	3	408		おおぞらこども園	上原真由美	4
366		紅葉幼稚園	尾上 貴彦	2	409		川内聖母幼稚園	小島 芳武	4
367		西門司幼稚園	井上 貴雄	4	410	【沖縄県】	学校法人胡屋バプテスト学園 愛星幼稚園	渡真利彦文	1
368		認定こども園 瑠璃幼稚園	波多江教雄	3	411		善隣幼稚園	山内 淳	3
369		えびつ幼稚園	早川 晴司	4					

運営委員名簿

●全日本私立幼稚園連合会

NO.	氏名	職名	園名
1	尾上 正史	会長	紅葉
2	内野 光裕	副会長	清瀬ゆりかご
3	近藤 宏	副会長	花川わかば
4	山西 幸子	副会長	八戸学院聖アンナ
5	角谷 正雄	副会長	金城
6	藤本 明弘	副会長	嵯峨
7	佐々木慈舟	経営研究委員長	天竜祝吉
8	上内 智裕	経営研究副委員長	平田
9	波多江教雄	経営研究副委員長	瑠璃
10	安齊 悦子	経営研究委員	大槻中央
11	諏訪健一郎	経営研究委員	みぎわ
12	齋藤 達成	経営研究委員	あけぼの
13	中森 茂治	経営研究委員	志木なかもり
14	井元 紀行	経営研究委員	花見川ちぐさ
15	毛塚 敬進	経営研究委員	狛江こだま
16	藤森 至	経営研究委員	つつじが丘
17	友國 富夫	経営研究委員	熊野田
18	日高 総士	経営研究委員	リズム

●一般社団法人茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会

NO.	氏名	職名	園名
1	飯塚 拓也	会長	ぶどうの木 竜ヶ崎
2	山本 一雅	副会長	総和第一
3	岩堀 法隆	副会長	平泉
4	榎本恵美子	副会長	ほほえみ学びの森わかば
5	妹川 敬弘	総務委員長	豊里もみじ
6	荒川 博之	振興委員長	おひさま
7	菊地 隆之	教育保育研究委員長	ひたち学院
8	川島 康広	広報委員長	まなべすみれ

まさかのときの“JK保険” 全日本私立幼稚園連合会の保険

本保険制度は、全日私幼連が指定した損害保険会社の協力を得て、加盟園のために開発した制度です。

- 2020年4月施行
改正私立学校法に対応

- 園が損害賠償の
請求を受けたら

- 園児が就園中に
ケガをしたら

- 24時間・園児の急激かつ偶然な
外来の事故によるケガに

▶ **役員賠償責任保険**
＜D&Oマネジメントパッケージ(経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険)＞

▶ **加入園賠償責任保険**
＜施設賠償責任保険+生産物賠償責任保険＞

▶ **園管理下の園児団体傷害保険**(0-157補償付)
＜学校契約団体傷害保険＞

▶ **園児24保険**(0-157・熱中症・地震補償付等)
＜総合生活保険(こども総合補償)＞



詳細については全日私幼連HP・加盟園のページ「お知らせ」に掲載しております

このご案内はJK保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては必ずパンフレットおよび「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、下記引受保険会社までお問い合わせください。

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上
三井住友海上火災保険(株)
TEL:03-5299-7663



TOKAI MARINE
NICHIDO

東京海上日動

東京海上日動火災保険(株)
担当課:公務第二部 文教公務室
TEL:03-3515-4133

CHUBB®

チャブ保険

Chubb損害保険(株)
TEL:03-6364-7110



SOMPO

損保ジャパン

損害保険ジャパン(株)
医療・福祉開発部 第二課
TEL:03-3349-5137

2021年3月作成 21-T00868

保育業界のパイオニア6社は、めまぐるしく変化する社会環境の中で、幼児の幸せを願い保育図書、保育教材の研究開発に努めてまいります。

ひかりのくに

〒543-0001

大阪府大阪市天王寺区上本町 3-2-14

TEL 06-6768-1151

<https://www.hikarinokuni.co.jp/>

Gakken

株式会社 Gakken SEED

〒141-0031

東京都品川区西五反田2-11-8

TEL 03-6431-1165

<https://gakken-seed.co.jp>



JAKUETS

〒914-0125

福井県敦賀市若葉町 2-1770

TEL 0770-22-2200

<https://www.jakuets.co.jp/>



世界文化アソシエーツ

〒102-8193

東京都千代田区九段北 4-2-29

TEL 03-3262-5128

<https://mywonder.jp/>

フーベル館

〒113-8611

東京都文京区本駒込 6-14-9

TEL 03-5395-6608

<https://www.froebel-kan.co.jp/>

チャイルド"本社

〒112-8512

東京都文京区小石川 5-24-21

TEL 03-3813-3781

<https://www.childbook.co.jp/>

全日本私立幼稚園連合会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館内 / ☎ 03-3237-1080 FAX 03-3263-7038